

守屋殺さ

守屋をうちねらひ、一矢をうち放ちしに、あはれ守屋、その矢にあてられ、木より落ちて殺されぬ。守屋の軍兵、そのさまを見るや、皆ちり／＼に廣瀬の勾原わたりさしてにげうせぬ。主ころされて、そこに死することをせず、かくにげまよふなど、勾原のころまがりし軍兵どもとやいはむ。これより蘇我の山風猶いよく吹きすすびぬ。

物部氏亡

崇峻天皇

大伴氏(道臣命の後)は、かの金村、韓地制御の方をあやまれるより、はやくその勢を失ひ、こゝにいたりて物部氏ほろびたれば、今はたゞ蘇我の山風のみふきにふき、あれにあれば、それにあらずふ草木もなくなりにたり。用明天皇のあとにたち給へるは、崇峻天皇なり。天皇、馬子の日にほしいまゝなるを見給ひて、いみじうにくしとおぼし、その事を、厩戸皇子にはからせ給ひしに、「たゞ忍び給へ」とばかり申させ給ふ。五年十月、山猪をたてまつれるものあり。天皇そを見そなはして、「いづれの時か、この猪をきるが如く、わがにくしと思ふ人を斬らむ」とのたまふ。わがにくしと思ふ人とは、猪にも劣るかの馬子がとなり。こをきゝたる馬子の心、はた、いかに。忽ち東漢直駒といふものを語らひて、天皇をころしまつりぬ。そもく我國は君臣の義かたく、三千年間悖逆のことありしは、眉輪とこの馬子とあるのみ。眉輪は歳まだわか、いさゝかあはれむべきところあれど、馬子にいたりては、天地猶容るべからざる大罪、その皮をはぎ、

馬子の大逆

推古天皇

女帝の始

太子攝政の始

その足をたち、尾あらば、そをひきぬき、鬣あらば、そをひきむしり、きりてはふらむも猶たらぬにあらずや。あはれ、その名の馬に似たるたぶれ馬子。こゝに、炊屋姫皇后御位につき給ふ。推古天皇と申す、これなり。天皇は馬子の妹の生みまつれるにて、敏達天皇の皇后にあたらせ給ふ。女にして、天位につき給ひしことは、いまだそのためしあらぬことにこそ。かくて、厩戸皇子、皇太子となり、萬機を攝し給ふ。聖徳太子と申す、これなり。太子の攝政またいまだそのためしあらぬことにこそ。太子、馬子の大罪を問ひ給はざるのみならず、それとむすびつきて、朝政をとりおこなはせ給ひしかば、蘇我の山風いよくふきすすびてやます。

二十六 斑鳩の宮

皇太子厩戸皇子の、またの御名を豊聰耳と申す。聰明にわたらせ給ふよりの御名なり。皇太子、いたく佛法を信じ給ひ、四天王寺を難波に造り又法隆寺を大和に建て給ふ。高麗の僧慧慈に五戒を受けさせ給ひ、法華經維摩經等の疏をつくらせ給ひ、三日の間勝鬘經を講じ給ふなど、たゞその方にのみ御心を用ゐられたり。皇太子、かく佛法を信じ給ひしのみならず、天皇もいたく信せさせ給ひ、鞍作鳥などして丈六の佛像をつくらし

天王寺法隆寺

僧官の始

め給ふ。天皇、皇太子、かく信せさせ給へば、下のもの誰か、そを信せぬものあらむ。皆さきをあらそひて、その方に力をつくしたり。佛法はじめてわたりしよりこゝにいたるまで、七十二年の間に、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人あり。かくて僧徒などの戒律を守らざるものなど出で来しかば、僧正僧都などいふものをおきて、僧尼を檢校せしむ。この時の僧正は百濟の僧觀勒。僧都は鞍部徳積。

始めて官位を制す

皇太子はじめて朝官の冠位を定め給ふ。大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、この十二階なり。また朝禮をあらため、出入の禮を定めさせ給ふ。

憲法十七條

皇太子またはじめて憲法をつくり、訓戒を垂れ給ふ。その條およそ十七條にて、わが國法令の最もふるきものなり。

隋と使聘を通ず 皇太子薨す

皇太子、又大禮小野妹子を隋に遣はして、彼の制度文物をもとめしめ給ふ。こは隋の場帝の時にして、かしこよりも裴世清等をおこしつ。この御代の二十九年二月五日皇太子斑鳩の宮にて遂にうせ給ふ。かの馬子の天皇を弑しまつりに、この皇太子因果應報などいふ佛説によりて、馬子を罪せざりしはいかゞはしきことなれど、よく民どもをあはれませ給ひしとは、明らかなることなり。ある日、片岡にいでましに、道のほとりに

飢ゑてたふれ伏せるものあり。皇太子いみじうあはれがらせ給ひ、食を賜ひたるのみならず、衣裳をぬがしてそれに著せ給ひしことあり。そのをりの御歌に、
しなてる、片岡山に、飯に飢て、寢臥せる、その旅人、あはれ、親なしになれなりけめや、刺竹の、君はやなき、飯に飢て、こやせる、その旅人、あはれ。
とあり。さては、この皇太子のうせ給ふときこゆるや、天が下の人々、皆なきさけび、老いたるものは、愛兒を失へるが如く、わかきものは慈母を失へるが如くなりきと。

二十七 法興寺の蹴鞠

舒明天皇

馬子うせて、その子蝦夷大臣となりぬ。後二年ばかりありて天皇かくれさせ給ふ。蝦夷は田村皇子(敏達天)を、境部摩理勢は山背大兄王(厩戸皇)を立てむとす。蝦夷、摩理勢を殺して、田村皇子をたつ。舒明天皇と申す、これなり。蝦夷、その名の如く蝦夷心いみじく、そのほしいまゝなること、父の馬子に劣らず。群臣は皆蘇我氏の奴のごとく、常に大臣の家にのみ出入して、朝廷に參づることいとまれなり。こゝに大派王、卯刻の初に朝して、巳刻の後に退き、鐘をならして、節となさむことを建議せしかど蝦夷従はず。父だにあるを、子までかく無禮なるなど、蘇我氏のふるまひ

法興寺の蹴鞠

皇極天皇

天皇かくれ給ひて、皇后御位にはつき給ふ。皇極天皇と申す、これなり。蝦夷の子入鹿、こもその名の鹿にだも劣るものにて、みづから國政をとりおこなひ、そのいきほひ、父にも過ぎたり。入鹿、第宅を甘櫛岡につくり、父蝦夷の宅を宮門といひ、己の宅を谷宮門といひ、またその子を王子といひ、その墓を陵といふなど、その無禮いたらざるところなし。祖父だにあるを、父だにあるを、孫までかく無禮をきはむるなど、蘇我氏のふるまひ、かへすくもにくしや。いきどほろしや。なげかはしや。

中臣鎌足

こゝに中臣鎌足といふ人あり。そのさきは天兒屋根命より出づ。命の孫天種子命は、神武天皇に仕へていさををたてたり。この家代々祭官の職を奉じ名族を以てあらはれしが、鎌足にいたりて神祇伯に拜せらる。されど病と稱して就かず。三島といふところにかくれて、こゝろしづかに世のありさまを見てあり。さるに入鹿の専横きはまりなければ、鎌足、いたく歎き、いかにもしてそをたふさむと思へり。さて、中大兄皇子のなみくならぬ皇子なるを見て、共にはかるべきはこの皇子なりとて、ひそかにそれにこゝろをよせまつれり。されど、いまだしたしうあひまつることを得ず。

蹴鞠會

一日法興寺にて蹴鞠の會あり。中大兄、楓の木のものにて鞠を蹴てまし、けるが、い

かにせさせ給ひけむ、御靴、鞠のまに、脱げ落ちたり。鎌足、いちはやくその御靴をとり、うち跪きてたてまつりしに、皇子もかたちをあらためて、受けさせ給ふ。これより互にむつびあひ、おもふところもきこえあげ、またうけたまはりもしたりとなむ。

鎌足、中大兄皇子とむつびまつりたれど、たびくあひまつりては、人に見とがめられ、事のもるゝこともやあらむと、共に書を手にとり、南淵先生のもとにゆきかよひけり。かくて道すがら、例のことどもかたりあふ。その用意のほど、いたれりつくせりとやいはまし。

鎌足、蘇我石川麻呂の女をして、皇子にたてまつらしむ。こは、大事をなす時にあたり石川麻呂がたすけをうけむとてなり。また佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田など皆皇子にちかづけまつらしむ。こも大事をなす時にあたり、それらのたすけをうけむとてなり。その用意のほど、いたれりつくせりといはまし。

四年六月、三韓みつぎものをたてまつるの日、かねての大事をはたさむと、中大兄皇子をはじめ、鎌足、石川麻呂など、なにくれとしめしあはす。この日、天皇大極殿にいでます。入鹿また入りて座につく。石川麻呂しづくとす、み出で、三韓の表文をうちひろげ、そをよまむとす。中大兄皇子、衛門府をいまして諸門を鎖さしめ、みづから

三韓貢進の日

入鹿を誅す

長鎗をとらして、殿のかたはらにしのばせ給ふ。鎌足は佐伯子麻呂と葛城椎犬養綱田とに劍をあたへ、をりをうかひて斬れといひて、おのれは弓矢をとりて守り居たり。表女よみあげて、半にいたりしに、子麻呂出です。鎌足、ひそかにそをばげましたれども猶ためらひて出でず、表文はやよみ終らむとするに、子麻呂猶出です。石川麻呂こゝろのうちにかにしたらむと思ふに、聲みだれ、手ふるへり。入鹿、あやしみて、「なにのためにかふるひわなく」と問ふ。天皇にちかづきまつることのかしこさに」と答へもはてぬに、中大兄皇子、をどりいで給ひて、入鹿が肩をきり給ふ。子麻呂もおくれじとはしりきてその脚をはらふ。入鹿、まろびつゝ御座ちかくすゝみて「臣、いかなる罪のあらむともおぼえず、たすけさせ給へ」となげきまをす。天皇も露しろしめさぬ事どもにしあれば、驚かせ給ひて、中大兄皇子に、事のよしを問はせ給ふ。中大兄皇子、ひれふし給ひて、「まをさむもかしこけれど、入鹿、天位を傾けまつらむの心あれば」と奏せさせ給ひしに、天皇は何事もたまはず。御座を起ち給ひて内へいらせ給ふ。子麻呂等遂に入鹿をきり殺す。宮の内外のさわがしき、またいふべからず。蝦夷また殺されぬ。推古天皇の御代に、厩戸皇子、馬子など、天皇記、國記等を撰みぬ。その書、蘇我の家にありしが、蝦夷ころさるゝ時、悉く焼きすてぬ。船惠尺といふものあり、國記のやけ

天皇記國



中大兄皇子入鹿を誅戮し給ふ圖

のこれるものを取りて、中大兄皇子にたてまつりぬ。蘇我氏のほろびたるは、いとよろこばしけれど、それがため代々の御記を焼きたるなど、くちをしきかぎりこそ。

二十八 政治風俗文學美術

神武天皇よりこの皇極天皇にいたるまで、御代は三十五代、年は千三百五年を経たり。こゝにその間の政治、文藝、産業、風俗などのあらましをさしるさむ。

神祇をたふとぶことは、我國人のたふときならはしにて、これにより國をなせ、家をなせ、身をなせむるものとしたり。神武天皇の神祇を敬ひて、皇基をさだめ給へる、崇神天皇の天社、國社、神地、神戸をさだめ給へる、垂仁天皇の神器を伊勢にいはい、兵器を神幣となし給へる、皇子を以て忌人となし、大臣を以て齋主となし給へるなど、その大かたをなするに足らむ。天皇かく神祇をたふとばせ給へり。臣連、伴造など神々の裔とあるもの、皆その祖神をたふとび、その祖神の天孫に仕へまつりしころもて、代々の天皇に仕へまつれり。さるを佛法わたりきてより、敬神の念うすくなりたり。敬神の念うすくなりてより、君をこらし、父を殺すもの出で來たり。かの推古天皇の詔に、我皇祖天皇あつく神祇をまつらせ給ひ、それによりて、世の中おだやかなり。今朕が世におよび、神祇をまつることを忘れてよろしからむや。群臣、心をこめてあつく神祇をまつるべしとあり。この詔や、まことにたふとき詔にして、必ずさなくてはかなはぬことなれど、かゝることをおほせ給ふやうになれるは、世の人の神祇をたふとぶ心のうすらざるしるしならむ。政體は君主獨裁なること神代ながらのさだめにて、うごくこともかはることもなし。天皇は民を愛し給ふこと子

神祇

政體

官制

財政

の如く、臣はた天皇をたひまつること父のごとし。かの臣連、伴造を以て氏族をすべさせ給ふなど、かの國造、縣主を以て土地をつかさどらせ給ふなど、いづれか民を愛し給ふ御心ならざらむ。かの農桑をすゝめ、山海の利をおこして富強をばからせ給ふなど、かの神祇を敬ひ、祖先をたふとびて、忠孝をばげまさせ給ふなど、いづれか民を愛し給ふ御心ならざらむ。政令こそ簡易なれ、典章こそ備はらされ、淳樸なる風俗は中々に國家の元氣となり、かのもろこしが原をうちなびけ、千有餘年一日の如く、たゆまず、ゆるまず、朝綱を張りきたれり。さりなりとやいはむ。いさましとやいはむ。

官につかふるものをすべて臣連、伴造といへり。臣連は都わたりに居て、したしく朝廷につかへまつり、伴造は都わたりにも國々にも居たり。すべて八十伴緒といへり。さて、臣連の家にして政をとるものを、大臣、大連といふ。大臣は相にして、その名、成務天皇の御代に始り、大連は將にして、その名、また成務天皇の御代に起れり。祭官には中臣、連、齋部首、武官には大伴、連、久米直、物部連、山海の官には阿曇連、あり。その他、侍從に、宿衛に、御廩をつかさどるものに、圖庫を守るものに、外蕃に接するものに、大膳に、大炊に、酒に、衣服に、車に、玉に、鏡に、そをつかさどる官一々あぐるに暇あらず。かくてまた地方を治むるには、國造、縣主あり。稻置これに屬す。その他、君別、直、村主などいふあり。いづれも皆世官、世職。土地人民より取るところは、田租と調物と徭役との三なり。そのうち田租はおほくはその領主の收むるところにして、朝廷の財政は、もほら種々の貢調と課役とによれるが如し。崇神天皇はじめて男女の調を貢せしめられたり。さて三韓征服の後には、かれより種々の物を貢するやうなりにしかば、内地調物の外に、さらにあたらしき調を添へたり。田租といひ、調といひ、徭役といひ、そをとりたつることいみじう嚴重にして、ゆるみなくして、或は意

兵制

り、或は免るゝこと能はざるはさらなり。さることあらむには必ず罰せられたり。されど代々の天皇の民をめぐませ給ふあまり、あるは減じ、あるはゆるませ給ふことつねなり。

兵は國の大事なり、たやすく臣下にゆだねべきものにあらず。さては神武天皇をはじめたてまつり、代々の天皇皆そを統率し給へり。かの四道につかはされし四道將軍を見よ、かの狹穂彦をうちたる彦八綱田を見よ、皆皇族なるにあらずや。神功皇后の三韓征伐の如き、日本武尊の熊襲および東夷征討の如き、一たび目をそゝがむには、そのかみ、兵を重じ給ひし、そのさまはしらるゝならむ。また文武、その任をことにせず、出でば將となり、入りては相となるを例とす。又臣連・伴造など、各その職をことにすれど、一たびことある時は、諸部をひきあて、それに馳せむかひ、事をさまれば、諸部はその郷にかへり、臣連伴造はその職につくすなど、天下をあげて、また兵ならざるはなし。これ、我國の武威の海外までおしおよびしゆゑよしならむ。部伍の制もよくさだまり、兵器もまたよく備はれり。

罪の輕重により贖物を徴し、祓除を命ずる神代の刑、猶殘れり。やゝ後に、探湯の法起れり。こは、湯をさぐりて、その曲直をわくるものにて、曲なるものは觸れ、直なるものはなにごともなし。神にいのりて、そを行ふゆゑに盟神探湯といふ。雄略天皇の御代に火刑・墨刑・沒収の刑あり。允恭天皇の御代に流刑あり。崇峻天皇の御代に梟刑あり。いづれも、その時の出来事にして、さる法文あるにあらず。妻子を撃とすることあれば、土地財産を以て贖はしむることもあり、姓を失し職を失ふことあれば、その身を役使するゝともあるなど、皆事にのぞみて處分するに過ぎず。かの胸戸皇子の十七條憲法、これは文法のはじめなり。されど、一の勸戒文にして、後の法律といふが如きものにはあらず。

法律

文學

應神天皇の御代に阿直岐、王仁の二人並籍をもてきたるより、はじめて漢文學の教あり。二人の後を文氏といふ。子孫ひろがりて大和河内にわかれ住みたり。これを東西の文部といふ。代々文筆のことをつかさどれり。繼體天皇の御代に、五經博士野槲爾、高安茂、阿徳、馬丁安などいふもの、前後にわたりきて、學業を講授せり。あまたの年へて、隋と通ずるにおよび高向玄理、僧旻、南淵請安など、留學生としてかこに赴き、經典などを學び來れり。さて文章はいかにといふに、國文と漢文とあり。國文は神壽詞室壽詞など今猶殘れり。漢文は伊豫道後温泉の神文、法隆寺金堂の藥師佛像背銘など、その最もふるきものなり。漢文は論なけれど、國文はいかにして傳はれるか。こは人々傳誦して忘れざるを、後に漢字をかりて寫ししものなり。さてまた歌はいかにといふに、紀元後にいたりては、大に發達をきはめ、うるはしきもの、をゝしきもの、あはれなるもの、おもしろきもの、くさんゝ出で來れり。

書畫

書と畫とも大にひらけたりとおぼゆれど、その殘れるものきはめてすくなければ、くはしくは知るによしなし。書はかの法隆寺の佛背銘などふるし。筆勢きはめてをかしきところあり。畫は雄略天皇の御代に百濟より畫工白加を奉りしかば、はじめてつきゝにまゐ來れり。今殘れるものにては、法隆寺の壁畫などふるし。

音樂

樂器は琴笛にて神代とかはることなし。おもに祭祀に用ゐ、また宴會などにも用ゐるなど、こも神代とかはることなし。神武天皇の軍陣に用ゐ、士氣をふりおこさしめ給へる、いみじうおもしろし。今の久米舞、華人舞、神樂などは、皆このころのものなりといふ。まことにしからむ。後、三韓または吳國の樂など傳はり、その後また隋唐の樂さへ傳はりぬ。

醫藥

醫藥は、大穴牟遲神、少彥名神のさだめ給へるそのまゝなり。允恭天皇の御代に新羅より金波鎮漢紀武來れ

曆學

り。欽明天皇の御代に、百濟より醫博士、採薬師など來り。このころはや、醫術もひらけたらむ。その後推古天皇の御代には留學の醫生もありて、唐國の醫術をしたく習ひきたれり。わが國にわたりしは韓醫がはじめにて、唐醫は後なり。韓醫と唐醫とは、その藥に、その術に、かはりあるか、なきか、大かたおなじかりしならむ。曆はそのかみいかありけむ、傳はらず。されどよく年記を數へ、よく春夏秋冬を知れりしを見れば、なにかそを知るべき法のありしならむ。欽明天皇の御代に、百濟より曆博士阿直岐王保孫來り。推古天皇の御代に、百濟僧觀勒、曆本および天文の書などたてまつれり。書生をえらびてそを學ばしめられたることも見ゆ。さて欽明天皇の御代より干支を以て年をしるすこととなり、推古天皇の御代より曆日を用ゐることとなり。我國は千三百年秋之瑞穂風といひて、農業の法はやくより、よく開けたり。神武天皇の天富命して、よき地をもとめて、穀麻を植ゑしめ給へる、崇神重仁二天皇の池溝を穿ち給へる、雄略天皇の蠶桑をすゑ給へる、いづれも皆農業のゆるかせならぬをしめしてなり。崇神天皇の詔に「農は天下の大本、民のたのみて生くることなり」とあり。いとかしき詔にて、列聖、またその御心を御心とし給ひしかば、その事につきてはあかぬことなきにいたれり。

商業

あまれるを以てなきにかふるこれ商業のおこりなり。顯宗天皇の御代に米伊低落して、稻斛に銀錢一文とあり。當時錢を鑄たることあるべしとおもはれず。さては韓錢などもて賣買せしものにもやあらむ。大かた當時の通貨は、稻米布帛の類にして、そを標準として物をかへたるなり。その市場は都わたりにては高市、十市、餌香市、海石櫛市、阿斗桑市、最も名あり。舟は神代よりあり。神武天皇の東征の時乗り給へる兵船などもおもふに、その時などは、きはめて大なるものもあ

運輸

りしならむ。崇神天皇の詔に「船は天下の要具なり。今海邊の民、船なきにより、いたく歩運に苦めり、諸國におほせて船船をつくらしめよ」とあり。これより運輸のみち最もよくひらけしならむ。應神天皇の御代に枯野といふ船あり、伊豆國におほせてつくらせ給へるにて、その長十丈とあり。その大船のさまおもひやるべし。後新羅より船匠をたてまつりしことあり。造船のみちのとのへるのみならず、從ひて運輸のみちもいよく開けしならむ。ことに三韓征伐など代々たえず、それらも運輸のみちをすゑむる一の原因とけなりたらむ。

工藝

神代より百工のこと備はれりしが、三韓征伐後は最もその進歩を見るにいたれり。金工、もとよりおほかりしうへに、應神天皇の御代に百濟より鍛工、崇峻天皇の御代に鋸工など來り。玉工、木工、はじめは國人のみなりしが、敏達天皇の御代より後は、三韓より造物工、造寺工等前後に來り、瓦屋大厦、おほくその手になれり。土工、こは埴をとりて人馬及びくさくの物形をつくるを業とせしが、雄略天皇の御代より、新河の陶部まゐきておほく陶器をつくれり。革工、石工、いとおほし。又、織縫の業もはやくよりひらけ、應神天皇の御代より後は、吳服、素、吳織、漢織、吳人手木才伎等まうできて、絹布綾羅の外、錦なども織り出せり。又、彫刻、これはおほく佛教傳來後にはじまりしものならむ。佛像をよくきざめるのみならず、銅像の銘の彫刻などもたためたし。

飲食

飲食はその製造、およびその調理法こそや、精密になりたれ、大かた神代とかはることなし。最も佛教傳來後は、そを信するものにかぎり、獸肉鳥肉魚肉などは食はざりしならむ。

衣服

衣服は、こも前とおなじくその質、および裁縫こそや、精密になりたれ、大かた神代とかはることなし。最も僧尼などの服は、このかぎりにあらず。

家屋、こも前とおなじ。但し應神天皇より後は、三韓の工匠、律築法を傳へたれば、やゝその體裁のあらたまりしものもありしならむ。欽明天皇の御代より後は、造寺工瓦工等わたりきたり、瓦葺なども行はれたり。以上の外、牧畜、度量衡、山林、製鹽、採銅、および漁獵、遊獵、歌垣、婚姻、葬送、殉死などいはまほしきことおほかれどさまでとはとて。

第三編 唐 錦

一 槻の下蔭

「馬ならば日向の駒、太刀ならばくれの眞鉏」と、もてはやされし、蘇我の大匠滅びてより、世は再び正しきに復り、常闇なりし空、はじめて晴れて、天つ日の影、麗しくさしそふ御代とはなりぬ。實にや幾百年、大和錦に織り成したりけむも、やう／＼色あせて、今はその映あるべくもあらねば、中大兄皇子、藤原鎌足、さては、阿部内麻呂、蘇我倉山田石川麻呂等、深く詔り、遠く慮ひて、初て唐國の法を取りて御代のさまを改むることとはなりぬ。これ先に遣隋大使などいふもの、往きかひて、彼國のさまも、大かた知られたるによりてなるべし。即ち孝德天皇（舒明天皇の孫）位につきたまふ。そもく、長き年月行はれし事ども、いかで、竝々の力にて、覆すを得べき。此に天皇、皇祖母尊（皇極）中大兄太子を初め、群臣と共に、宮内の大槻の樹の下かげにて、天神地祇に向ひて盟ひたまへるは、天は覆ひ地は載す。帝道は唯一なり。さるに、末代澆薄にして、君臣

中大兄皇子
鎌足等舊臣
政を改革せん

孝德天皇

序を失へり。皇天手を我にかりて暴逆を誅戮せり。今共に心血を瀝く。これより後、君は二政なく臣は二心なからむ。若しこの盟に貳かば、天災し地妖し鬼誅し人伐らむ。其皎たる日月の如くならむ」と、依つて年號を立て、大化元年といふ。あはれこの下陰のまるとるは、乃て天下を蓋ふべき政の本となり、事々改新せられて、遂に唐錦のはえある御代とはなりにけり。

二 豊崎の宮

豊崎の宮
改新の政
子代の民を罷む

物毎に新なる御代とて、まづ都遷りの議起りけり。そもく、仁徳天皇を除き奉りては、神武天皇以來、大かたは、大和國に都したまひしを、この天皇の御時に至りては、難波長柄の豊崎宮に遷りたまへるは、新政を施したまへる上に於て、去りがたき勢ありしならむ。こはいまの西成郡本莊村なりとぞ。二年、(紀元一千三百六年)朝賀の禮畢りて、改新の政を宣りたまふ。これ前代以來計畫せられたりしが、今やうく成れるなりけり。その一、子代の民を罷む

人は名こそ貴けれ。されば、古の天皇皇子たち、御子なき時は、その御名を、後世に傳へむために、一部の人民を定め置きたまふ制ありき。こを子代部といひしが、此に至り

京師を修む

て、悉く罷め、また所々の屯倉、(即ち地より上る)及び別臣連伴造國造村主等の(いづれも地方の)有てる、部曲の民、所々の田莊を止めて、親王大官等には食封といふものを賜りき。食封とは、即ち封戸の事なり。その二

畿内を定む

京師を修む

赤駒のはらばふ田居も、大君の敷きます都となれば、乃てまばゆきまでになるは、昔も同じ事ながら、こを初て修め正して、その區劃を著しくせられしはこの御時よりなり。さては、畿内の國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬等の事を定め、また里長、坊令などいふものも設けられぬ。そのいはゆる畿内とは、東は伊賀の名墾の横河よりこなた、南は紀伊の兄山よりこなた、西は播磨の明石の櫛淵よりこなた、北は近江の狹波の合坂山よりこなた、郡の分ちかたなど、こまかくしきことはいはず。その三

戸籍を造る

戸籍を造る

氏々の制嚴なりしときには、ことさらに、戸籍の要もなかりしならむを、今は何事も、唐めかしく爲したまふとは、第一に、この事なかるべからずとて、初て造らせられぬ。次で計帳を造り、また班田收授の法をも定められぬ。段町などいふ名も、初てこの時より起れり。その四

計帳、班田

舊賦役を罷む

鐘匱を置く

八省百官を置く

齊明天皇有馬皇子反す

第三編 唐 錦 舊賦役を罷む

唐

錦

一八〇

おのがむき／＼に、天皇に獻りたりけむ、上古の法は、新なる御代に用ゐるべくもあらねば、こを罷めて、初て田の調を行ひ、又戸別の調を收り、調の副物とて、その郷土の産物をも、獻らしむることせり。その他何くれと多かり。天皇、大臣及び群臣に詔して、政を爲すには、己を正しくすべき事を懇に告げたまひ、さて鐘匱を朝堂に設けて、天下憂訴の人をして、思ふことをいはしむ。その民を恵みたまへる御心難波の海の底よりも深し。又初て冠位を制り、八省百官を置きたまふ。これ皆唐の世のさまに、擬らへたまへるものにして、咲く花のごとく匂ひ出でたる奈良の都のうるはしきさまは、はやくこの御代になり出でしなり。

三 藤 白 坂

齊明天皇の御代となりて、世はいよ／＼唐紅のはえあるありさまとなりしを、いかに思しけるにか、先帝の御子に有馬皇子とて、年やう／＼十九にならせ給へるが、あらぬ惑ひより、竊に謀反の心おはしけり。嘗て紀伊國牟婁の温泉にいたりまして、齊明天皇に申したまへるは、「纒にこの地に遊べるだに、病癒ゆる心地するを、いかでいで立たせ給

赤兄皇子を欺く

赤兄の兵を圍む

皇子絞らる

藤 白 坂

一八一

へしといふ。天皇いとよき事におぼして、即ち行幸したまへり。時に、蘇我赤兄の(馬子の雄正)留守たり。皇子の心のほどを知りて、語りつらく、「今や天皇の治めたまへる政事に三つの失あり。大に倉庫を起て、民の財を積み聚むる一なり。長く渠水を穿ちて、公糧を費す二なり。舟に石を載せて運び、積みて丘と爲す三なり」皇子は赤兄が、赤き心をもていふなりけりとよろこびつ、「吾始て兵を用ゐるべし」とて、更に赤兄が家に向ひて、共に相語らひき。さて先宮室を焼かむといひ、或は船師を出して、淡路國を斷ちて、牟婁津に推寄せむ、などさま／＼に謀らる。たま／＼皇子の案机の足、折れぬ。皇子いと不祥なるに思して、赤兄と盟ひて此事を思ひ止りぬ。さて歸りて、家にありしに、夜半ばかりひし／＼と推しよせ來たる兵は、物部杵井連鮪が率ゐるものどもにて、赤兄が遣はしつるなりけり。皇子驚きさわぎ、謀られたりとおぼしたれど、詮なくて、捕はれぬ。赤兄、即ち守君大石、坂合部連藥、鹽屋連鱒魚と共に、紀伊の温泉に送る。こゝに皇太子中大兄みづから皇子に、「何が故に謀反せるか」と問ひ給ふに、皇子「吾全く知らず。たゞ天と赤兄と知らむ」といふ。天皇「憎きやつかな」とて、藤白坂に絞ら殺さしめらる。かくて、その黨與を誅し、或は之を流さしむ。初め皇子、紀伊に送られし時、途磐白を經、松が枝を結びて、かなしみて歌ひけらく、

結松

第三編 唐 錦
磐白の濱松が枝を引き結びまさきくあらば又かへり見む
ことの効なくて、藤白坂の露ときえけるを、後の世まで、結松とてあはれなることにいひはやしけり。げに人の心のさまぐなる、あらぬまどひに身をうしなひけるぞあさましき。

四 水 城

天智天皇

日本府の
廢興

齊明天皇崩じて、天智天皇位に即きたまふ。やがて、都を近江國の大津に遷したまひぬ。是より先、神功皇后、韓國をおし靡けたまひしより、彼地に日本府といふを置きて、常中、就て、新羅はをりくに叛きぬ。任那百濟等と戦へると多く、そのたびくには、御國よりも、兵を遣はして、打ち平げしめたまひしに、この御代にも、また叛きけり。天皇又兵を出して救はしめしに、彼は唐にかたひて、其兵をさへに引入れて戦ひしかば、勢ひいと猛なり。そもく、天皇は先に大化以來の新政をおこしたまへる張本におはしければ、内國の事だに未だ治らざるに、かゝる事さへ出でこしを、いと憂ひたまひて、ともかくにも、一たび軍を引上げむ、彼追ひ來らば拒ぎ戦はむ。蝦夷もいまだ

天智天皇
の外國に
於ける主
義

水城、防
人、烽

心と従はざるに、遠境に軍士をおくらむは、よき策ならじとて、日本府をも共に、こゝに引き上げしめ給ひぬ。時に百濟、任那等の亡國の民、従ひ來るもの頗る多かりき。天皇即ち詔して、對馬、壹岐島、さては、筑紫の國々に、防人と烽とを置き、また筑前國には、水城といひて、ことに大なる堤を築きて、水を貯へしむ。その長さ凡四百間にあまれりとぞ。これもはら仇人を拒ぎ守らむとの御しわざなり。さはいへ、永き間、我國に屬せし韓國も、今は遙にこの府より攝するまでの事となれるぞくちをしき。あはれ鴨綠江の水は、逆さまに流れざるものを、川の石は、登りて星とならざるものを。

五 多 武 峰

鎌足病す

蘇我の醜臣を滅して、矛杉の高き功を世にあらはし、天智天皇を輔けて、近江令の基を定めし鎌足公も、今は命數極りて、山科山の露と消えしぞいとかなしきや。初め、天皇鎌足の病重しと聞きたまひて、その邸山城國宇治郡小野郷山階村なる、陶原の家に行幸し給ひぬ。鎌足は憂ひ猝けたる面ちして、たゞ恐まりに恐る。天皇御涙を浮べさせたまひて、天道仁を輔くといふに、いかなればかくは虚説となりけむ。善を積むものは、餘慶ありとは、誰人がいひ出でけむ、いとあさましき事かな。今は命の限りなるべく見ゆ

多 武 峰

るを、申しおかむとあらばいへ」と詔ふ。鎌足は、この貴き御光を、蒙るだにあるを、かゝる懇なる、御詞さへ下れるを、たゞ涙にのみ打咽びて、「臣もとより不敏なり、今さらには何をか聞え奉らむ。あはれ生きては軍國に務むるとなく、死していかで重きをつたさむ。願くは葬事を簡易にせむ」といふ。聞くもの皆涙ぐむ。天皇は又何事も詔らせ給はず、御袖をもて御涙を押し拭ひつゝ、顧みがちにて出でたまひぬ。やがて皇太弟大海人皇子を遣はして、姓藤原氏を賜ひ、大織冠と、大臣の位とを授け給ふ。此より後、通じて藤原大臣といふ。かくてほどなく薨じぬ。年五十六。即ち山の南に殯し、後大和國高市郡、塔峯に祀る、談山神社是なり。あはれ、大臣、天兒屋命の流を汲み、將に墮ちんとする天日を挽回して、維新の業を大成せる、古今稀なる良宰といふべし。されば、何事も心のまゝなるべきも、未だ門閥世襲の習ひ残りて、輒く大臣となると能はず、死に臨みて、初て中臣氏を改め姓藤原を賜はりて、大臣とはなりぬ。これ天皇の時世に斟酌せられしものとはいへ、また鎌足の本意なるべし。後この一族世の固め、朝廷の御うしろみとなりて、紫の色あせず、常石に堅石に榮えて今に至れる、その功の程、談山の矛杉のいよゝ高く、朱の玉垣世に著しく仰がるゝも、さることなりけり。

大織冠、
藤原大臣
談山神社

六 吉野の山風

故きを棄て、新きに趨く、近江朝廷の政に、心よからず思ひ居るものも多かりけむを、皇太弟大海人皇子は、(後、天皇) 夙に天皇の御心と違ひ居りしが如し。天皇もこの御子を、皇太弟には立て給ひしかど、猶おもしろからず思したりしが如し。こゝに額田女王といふありて、初め皇太弟の宮に入り、後宮闈に召されて、互ひに寵ありしかば、かたゞ人知れぬ御憤りもありしに、大友皇子生れたまひて後は、天皇はこの御子に、御位を譲らむ御氣色さへ添ひぬ。さらぬだに、隙ある御中なれば、皇太弟は萬の事につけて、御心平かならざる事のみ多かりき。時に天皇御病し給ふ。その甚しくならせられし時、蘇我臣安麿を遣して、皇太弟を召して、大殿に引き入れしむ。時に安麿、密に皇太弟をかへり見て、「心して物いひ給へ」といふ。皇太弟、げにもと思して入りましぬ。天皇、御病の床におはしながら、詔して「法のまに御位を譲りてむ」と詔ふ。皇太弟、固辭して、「臣の不幸病がちなるは、かねて知ろしめすところなり。いかで、萬機の政に堪へむ。願くは天下を擧げて、皇后に附せよ。また大友皇子を立て、儲君と爲したまへ、臣は今日出家して、陛下の爲に功德を修めむ」とのたまふ。天皇、かねて思し給へるこゝ

天智天皇
大海人皇子
政治主義
なり

大海人皇子
子位を辭す

大海人皇子法服を著て吉野に匿る

弘文天皇

ともあれば、即ちその請を聴したまふ。大海人皇子は忽に法服に改め、私の兵器をば、悉く宮に收めて、吉野山へと赴きたまふ。大臣等、おくりて宇治に至る。今は愈奥ふかく分け入り給ふ。その御心いかならむ。思ひつゝ、ぞこしその山道を」とうたはせ給ひしもこの時の事なり。「虎に翼を著けて放つがごとし」といひけむも、この時の事なり。この年(即位後)十二月、天皇崩じたまひぬ。大友皇子位に即きたまふ。弘文天皇是なり。改新の政はいや進みに進む。大海人皇子は、御心と吉野山の奥深く立ちかくれたまひしかども、いかで、世の事忘れはてたまはむ。近江朝廷の政きたまふごとに、御心は憤ろしくのみおはします。さては、おのづから、過激なる御動舉もありけるにや。朝廷にては、常に人をして、そのありがたきを伺はしめたまひき。こゝに、朴井連雄君といふ者、吉野に詣り申しけるは、「臣私事によりて、獨美濃國に至り侍りしに、朝廷、美濃尾張の兩國司に勅して、山陵(天智天皇)を造らむために、人夫ごとに、兵を執らしめたり。臣おもふに、こは山陵を名として、必ず事を起し給はむとにや侍らむ。若し早く避け給はずばいと危くおはしまさむ」といふ。たま〜人ありて、「近江京より大和京に至るまで、處々に人を置きて候ふさま、いとあやし」と申す。吉野にては、これらの事をきかして、「我世を遁れし所以は、獨病を治め身を全うして、永く百年を終らむためなり。」



壬申の亂の圖

大海人皇子の憤り

兩軍各備を爲す

東軍勢に乗じて進む

天皇崩す

壬申の亂

るに、人々のいふことかくの如くなるは、きはめてその事あらむ。いかでか、をめぐと、身を亡すべき」とて、乃て村國連男依、和珥部臣君手、身毛津君廣に詔して、軍器を議せしむ。大海人皇子親ら東國に幸し美濃伊賀伊勢の兵を徵す。時に高市皇子以下諸將來り會し、東海、東山の軍を發して朝廷を襲はむとす。事京都に聞ゆ。震動一方ならず。或は走りて山澤に匿るゝものあり、或は東國に行かむとするものあり。天皇、韋那公磐鉞、書直藥、忍坂直大鷹呂等を、東國に、稻積臣百足、及び弟五百枝、物部首日向を倭京に、佐伯連男を、筑紫に、各そのむきくに遣はして、兵を徵さしむ。兩軍の備、やうく成るにつれて、戰雲は已に東國の空をおほへり。折しも、六七月の候とて、鳴りきらめく雷電と共に、美濃に戦ひ、伊勢に叫び、大和に挑みて、今は東軍宇治瀬田に至りぬ。近江の兵、多からざるにあらねど、強からざるにあらねど、すさびにすさびし吉野の山風、その向ふところ、靡かぬ草木もなく、天皇の叡智は、おはせしかども、智尊の勇はありしかども、運盡き命窮まりては、いかむともせん術なし。軍はやうく引退きて、天皇は遂に粟津の原の露と消えたまふ。御年二十五とぞ聞えし。東軍進んで京に入り、大臣以下を、或は誅し或は配流す。時に八月の初つかたなり。この役殆三月の久しきにわたる。世にこれを壬申の亂といふ。實に天皇の元年なり。(千三百三)あ

天武天皇

さましき限りといふべし。天武天皇の御代となりて、都を大和國飛鳥の淨御原に遷し、姓八等を設けて、功臣を賞し、天智天皇以來の、法度禮制を改められしこと頗る多し。されば世は、保守漸進の姿となりて、大化以來のおもむけも、文具となれるもの少からざりぬ。

七 鳴の鳴音

持統天皇 大津皇子 反す

新羅僧行 心皇子に 反を勸む

近江の海、波治りてより、年を重ねると、十有餘年。朱鳥元年の九月といふに、天武天皇は崩じたまひぬ。皇后朝に臨んで政をきゝたまふ。持統天皇是なり。初め先帝の御子に、大津皇子といふおはしぬ。御貌猛く強く、御心はた氣高し。幼き時より、學を好み、博く諸書に涉りて最文辭に長じ給へり。やうく壯なるに及びては、武を好み給ふと甚しく、御力さへ強ければ、果は我儘なる舉動さへ打添ひぬ。國に禮あるも従はず、家に法あるも據らず。されども、文武の藝に優れ給へれば、人々靡き附き申すものも多かりけり。時に新羅の僧行心といふものありき。天文十箇に通じぬ。窃に皇子をすかしていふやう、太子の骨法は、人臣の相にあらず。さるに久しく下位にまさば、なか／＼に、危き瀬にもや陥り給はむ。進んで天位に上り給へ」と申す。皇子も初のほどは、あらぬ

鳴の鳴音

事いふ僧かなと思したれど、言重りては、やうく謀反の御心さへ起るに至りぬ。素より文にも通じ、武をもよくし給ふ御事なれば、計も凡ならず、附き従ふ人多かりき。直廣肆八口朝臣音檀、小山下壹岐連博徳、大舍臣中臣朝臣臣鷹、巨勢朝臣多益須、さては僧行心、帳内礪杵道作等三十餘人、皆之に黨しぬ。行心に、計成らば己れよき位をも得むとて、いと喜びて、時機を待ちしに、今や皇后の天位に即きたまふとなりて、世の中あらたまりぬる時に逢へば、いよく兵を挙げむと、こゝかしこに相語らひけり。明日や兵を起さむ、鼓やうたむと、皇子は、劍を撫で、弓矢とへのへつゝおはしけるに、禍事、いかでか、世にあらはれずてあらむ。誰いふとなく、朝廷に漏れきこえぬ。天皇いとおどろき給ひて、たゞちに兵を遣りて、皇子を捕へしめつ。人々さわぎまどふとおびたゞし。今はいよく死を賜ふべきに定りぬるに、十月のはじめつかたとして時雨さへをりく打そゞぎて、池の水鳥どもの鳴く聲も、たゞあはれにのみ聞きなされるれば、皇子、

百傳ふいはれの池に鳴く鳴をけふのみ見てや雲がくれなむ
又漢さまに、

金鳥臨西舍、鼓聲催短命、泉路無賓主、此夕離家向、

皇子の辭

皇子殺さる

など打いでつゝ、やがて譯語田の舎にて、死を賜はりぬ。時に皇子の妃に、山邊皇女(天皇女)といふおはしき。この事をききて、髪さへふりみだしつゝ、徒跣のまゝにて馳せ來り、駭のもとに泣きよりて、同じく死にたまへり。天皇更に黨與せし人々を配流し、僧行心を、飛驒國の伽藍に徙しぬ。あはれ、皇子御心たけく文武の道にさへ分け入りたまひしに、一たび惡僧に欺かれて、あらぬ禍にかかりたまふ。悲しむべき極みなれど、また天性正しからぬ心おはせしにや。さるにても、かの惡僧は何故に誅せられざるか。

八 神の御代

女帝行幸

今は、代も平かに治れる習ひとて、さまざまの事ども起り、又御心のすさびと、をりをりの御幸などもおはしけるに、吉野の離宮は、ことに御心とまりけるにや、いでましの數もかさなりけり。(三年正月、同八月、四年二月、同五月、五年正月、同四月)こゝに柿本人麿とて、名高き歌人ありけるが、いつの時にか、駕に従ひて、吉野へ行きけり。そのおもしろさにたへずやありけむ、かくぞよめる。

安見し、わが大君、神ながら神さびせずと、吉野川、瀧つ河内に、高殿を、高知りまして、上りたち、國見をすれば、たなはる青垣山、山神の、奉る御調と、春へは、

神の御代

人麿の歌

花かざしもち、秋立てば、紅葉かざせり、ゆふ川の、神も、大御饌に、仕へまつると、上つ瀬に、鶉川をたて、下つ瀬に、小網さしわたし、山川も依りてつかふる、神の御代もか。

反歌

山川もよりて仕ふる神ながら瀧つ河内に船出せすかも

げにや、山の神も、川の神も、あるは、花紅葉、あるは、大小の魚など、御貢と奉らるるべし。大御代のさま、いかにめでたかりけむ、神だにも君に仕ふる御代、たゞ思ひやり奉るべし。さては、むかしのまゝの宮所にては、所狭き御事もや起りけむ。こゝに、初て遷都の議起り、八年の十二月といふに、高市郡藤原宮に、宮殿を建て、遷りおはしぬ。始め大宮を営みたまふ時、百姓、我もくんと身をわすれて、その役に立たむとを願ひ、争ひまゐりて、宮材など取運ぶに、その役民の一人、このありさまを見て歌よめり。そは、

藤原宮

役民の歌

八すみし、我大君、高光る日の皇子、あらたへの藤原が上に、食國を治したまはむと宮殿は、たか知らさむと、神ながらおもほすなべに、天地も、よりてあれこそ、いは橋の、淡海の國の、衣手の、田上山の、真木さく楡のつまでを、ものゝふの八十宇治

川に、玉藻なすうかべ流せれ、そを取るとさわぐ御民も、家わすれ身もたな知らず、鳴じもの水に浮き居て、我が作る日の御門に、知らぬ國より、巨勢道より、我が國は常世にならむ、圖負へる神龜も、新代と泉の河に、持ち越せる真木のつまでを、百たらず筏に作り、浜すらむ、勤はく見れば、神ながらならし。靈臺經營の詩に思ひ比べられて、御代のめでたさ、おもひやり奉らるゝかし。

九 律令の御撰

女帝論

淨見原の宮の政を輔け、遂に天日嗣に登りて、藤原宮のめでたきにはひを世にのこし給へる、持統天皇は、女帝にておはしましけり。そもく、御國は、皇祖天神の御掟として、皇統は男系を本としたまひて、女系をいませ給ふ例なりしかども、事ある時には、假りに御位に即き給へることもあるなり。推古天皇のごとき、皇極天皇のごとき、さては、この持統天皇のごときなり。この後とても、また多かり。これいづれも一時の權宜なれば、事過ぎぬれば、やがて降りたまふべき御さだめなり。されば、今は、皇太子(文武天皇の子)も成長し給ひぬれば、即ち、御位を譲りたまふ。文武天皇是なり。天皇天性寛仁におはしまして、御憤りたまふとありとも、色に出したまはず。又博く經史に涉り、

文武天皇

律令の御撰

年號
朝賀の禮

かねて射藝をさへ善くし給ひき。されば何事も、先帝の跡をおはせられ、漸次に御代をよきに導きたまひ、唐にも屢々大使をたてられ、留學生などをも遣されて、我がわろきを捨て、彼がよきを取りたまふ御政多かりけり。まことや、藤原宮の大宮成りて、何事も整ひたりけむも、いまだ足らぬところもありしにや。この御代に至りて、文物の美はしきが備はれるもいと多し。年號も、孝徳天皇の御代に、大化といふをたてられしも、その後、定りたる式ともならざりしを、この御時に大寶といふ號を立てられしよりは、定りたる御式となれり。(爾後辛酉甲子祥瑞災變必改めらるる例也)又元日朝賀の御禮などは、古くよりの、御式もありしなるべけれど、備はらざること多かりしが、この御代よりは、いよ／＼漢ざまなる銅鳥幢、日像月像の幢、青龍朱雀玄武白虎などいふ四神の旗を建てつらね、又は萬歳旗を振るなど嚴めしき儀さへ定りしなり。冠位法度のおもだしき事より、日常禮拜の事に至るまで、この御代に定りしが多し。かの「咲花の匂ふが如くさかりなりき」と謠ひし、奈良七朝のうるはしきさまは、大かたこの御代にその基をなせり。中にも、著しきは、律令の撰定。こは近江の朝に、天智天皇の藤原鎌足と、唐制によりて立てられたるがはじめにて、壬申の亂を經、淨見原の朝となりては、修正せられしこともありしが、いまだ御國風に適はざるところなどもありしにや、この朝に至りて刑部親王、藤原不比等(足)

律令沿革

大寶律令

子)に命じて、重ねて撰定せられしなり。令十卷、律六卷、時に大寶元年なり。(千三百五)世に之を大寶の律令といふ。(この後養老に改正ありしが、今傳はる律令なり。されど、そは大かた)いはゆる名例、衛禁、職制、戸婚、厩庫、擅興、賊盜、鬪訟、訴僞、捕亡、斷獄、雜等の諸律、官位、職員、後宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戸、田、賦役、學、選敍、繼嗣、考課、祿、宮衛、軍防、儀制、衣服、營繕、公式、倉庫、厩牧、醫疾、假寧、喪葬、關市、捕亡、獄、雜等の諸令、これらは、大かた彼國さまによられしかども、一向にそれのみならずして、御國の風儀をも斟酌して、組織せられたるものなり。このかす／＼の法典ども、世のみだれにあひては、全く失ひたるものも多くて、今のこれるは、律にては、名例、衛禁、職制、賊盜の四篇、令は大かたはあれども、倉庫、醫疾の二篇を失ひたり。是につゞいて、格式の二典編成せられしかども、こはや／＼降れる世の事なり。おもへば推古天皇の朝以來、大化の改新を経て、唐錦のはえあるさまとなりこしは、この御代よりこそ、ことに目だちてはおぼゆれ。

今に遺れる律令

元明天皇

十 奈良の京

「四禽圖に叶ひ、三山鎮を作す」と詔ひて、遷都の事に取かゝりたまひしは、次のみかど

奈良の京

平城筑都

元明天皇(文武天皇の母)にして、時は和銅元年二月なり、まことや、藤原宮も、わろし
 とにはあらねど、年を経て、唐さまになりゆくなべに、かの「皇居の壯宏なるを見ずば、
 いかで萬乗の尊きを知らむ」などいへる、かの國人の心のさまとなり行くものも多かり
 けむ。さては、こゝかしこに、宮城經營の論、遷都の説おこりて、愈平城に遷りたまふ
 ことゝはなれるなり。そもく、大化の改新以來は、何事も、唐風に擬せられ、この御
 時に至りては、いよ／＼都のかまへも、宮城のさまも、目かゞやくばかりなしたまはむ
 御心やますて、この事は起れるならむ。さては、まづ條坊の制を立て、九條とし、宮
 城をば、南面に、一條二條の間に置き、諸官省も、皆この中にこめたり。さて朝堂院の
 正門を、應天門といひ、その前門、即ち宮城の門を、朱雀門といふ。その前より、南に
 さして、一直線に大路を開きて、朱雀大路と稱へ、その左を左京東、その右を右京西と
 す。又その大路の終るところに、羅城門を立て、京城の門とす。かくて、三年三月、
 遷都の儀あり。されば、佐保川の千鳥は、京中に鳴き、三笠山の鹿の聲は、宮人の夢を
 おどろかしゝなるべし。こゝは、添下郡にして、大和最北の地、山城國と境を接ふると
 ころ。そもく、皇祖皇宗以來の都をしき給ひしは、大かた畝傍耳梨のあたりなりけむ
 を、この時に至りて、かくまで東北の隅に引きさがられたるは、おのづからなる地勢に

京城宮城の制

よられたるものにはあれど、遂に平安城を開き給へる基をなせりといふべし。初天皇、
 藤原宮より、こゝに遷りたまへる時、途にてよみたまへる御歌。

飛鳥のあすかの里をおきていなば君があたりは見えずかもあらむ
 又何人にかあらむ、かくぞよめる。

すめろぎの御命かしこみにきひにし家をすて、こもりくの泊瀬の川に、船うけて我
 が行く川の、川隈の八十隈落ちず、よろづたびかへりみしつゝ、玉矛の道行きくら
 し、青丹よし奈良のみやこの、佐保川にいゆきいたりて、我が寝たるころもの上ゆ、
 朝月夜さやかに見れば、栲の穂に夜の霜ふり、いは床と川の氷こほり、さゆる夜をい
 こふことなく、かよひつゝつくれる家に、千代までに來まさむ君と、われもかよは
 む。
 とぞいへる。冬より春をかけて、遷り行けるさま、よく見えたり。

十一 修史

日を逐うて、整ひゆく御代のさまにおくれず、起りこしは修史の業なり。初め推古天皇
 の御時、厩戸皇太子、蘇我馬子等と、舊事本紀の編ありしかども、亂世に遭ひて傳はら

修史

舊事記

す。その後は、國史の編修もなまきまに、代々の故事、やうく偽り多くのみなりゆくを、天武天皇、いと憂ひたまひて、舍人なりける、稗田阿禮といふ物覚えよきものありしを召して、御口づから、さまざまの故事ども、筋を正して語りきかせ給ひき。これさるべき史筆あらむ人をして、書きとらせむ御心なりしならむを、ほどなく、天皇は崩御したまひしかば、語りきかせ給ひし故事は、空しく阿禮が心にも遺れりき。されど、こもまた幾年か生きながらへむと、元明天皇位に即き給ひて後、いと御心ぼそく思ひて、太朝臣安麻呂といふに勅して、阿禮が誦するところの、勅語の舊辭を撰録せしめ給ふ。安麻呂、即ち勅を奉じてかき拾ひて上る時は和銅五年なり。これを古事記といふ。天地開闢より、推古天皇の御代まであり。これ此朝に於ける修史の第一。

この書、もと勅語の舊辭なり。帝皇の日嗣なり。その文また悉く漢文の體にあらず。或は音訓を交へ、或は假字を用ゐる。故に漢士の歴史と比べ見るときは、漢ごゝる盛りなりし御代には、物足らぬこゝちせしなるべし。依りて七年、更に舍人親王、太朝臣安麻呂、紀朝臣清人等に勅して、漢ごまなる歴史を編纂せしむ。元正天皇の養老四年に至りて功成りて、奏上す。これを日本書紀といふ。神代より、持統天皇まで、總て三十卷、別に系圖一卷あり。これ此朝に於ける修史の第二。



修史の圖

この紀はその體、漢文なりしからに、時の勢に打ち合ひて、誰もくめではやすものとなり、爾後は、二三代もしくは五六代を隔て、必修史の事あるに至りぬ。いはゆる續日本紀、(文武天皇元年より、桓武天皇延暦十年まで、四代、四十一年間、この書、今は全きものは傳はらず、殘闕の本八卷のみあり、後世鴨祐之が、類聚國史、日本紀略等によりて、編纂) 續日本後紀、(仁明天皇一代の史にして、天長十年より、嘉祥二年まで、十八年間、) 文德實錄、(文德天皇一代の史にして、嘉祥) 三代實錄、(清和、陽成、光孝の三代の史なり、天安) 日本書紀より、三代實錄に至るまでを、總て六國史といふ。編年體なる漢文の勅撰歴史なり。かく修史の業起ると共に、土地山川の名號の由來、物産の色目、古老の遺聞等のかつかつ滅びゆくを歎かせ給ひて、和銅年中に諸國に令して、そを悉く書き上げしめらる。これを風土記といふ。我國地誌の第一にかぞへつべし。(これも、亂世に亡佚して、今遺れるは出雲) あはれ、かけまくもかしこき、天壤無窮におはします、我皇統の御事をはじめて、君臣の大義、父子の大倫、悉くこれらの史に備はれり。忠君の民、愛國の士、速に鹽嗷してこの國史を讀め。

十二 孝子

元正天皇

天皇、皇女元正天皇に位を譲り給ふ。そも、明倫の教、正しき國がらなるに、この二

風土記

許知麻呂

天皇女帝におはして、いと情ふかくおはしまし、かば、その御徳化にや感じけむ、めでたき孝子どもの話あまたきこえぬ。大和國添下郡に、奈良許知麻呂といふものあり。性孝順にして、何事も、怨み怒ることなく、嘗て後母の讒に遭ひて、父の家に入るに能く、はざりしかども、すこしも怨まず、力のかぎり奉養せり。又同郡に果安といふものあり。能く父母に事へ、また兄弟に友なり。しかのみならず、飢うる人あり、病める者ありと聞く時は、みづから糧を齎らして、看養せしかば、そのあたりの百姓ども、皆その恩義に感じて敬愛すると、親の如くなりきといふ。かゝるめでたき孝子どもの事、いかでか聞えざらむ。和銅七年に、二人の孝義を旌表して、終身課役を免せられたり。これは元明天皇の御代。

樵夫某

又美濃國當耆郡に、樵夫あり。父に事へて孝なり。家貧しく財なきに、父いたく酒を嗜みけり。樵夫、常に瓠を提げて、市に至り、いつも酒かひて、父にすゝめたり。ある日、山に行きしに、誤りて石を踐みはづしぬ。あはれ、この身を傷けては、父の奉養誰かせむと、おどろきて、かき探るあたりに、あやしや、酒のほひす。見れば岩間を流る、水、その色酒の如し。樵夫、試にむすび上げて、飲めば、その味酒にかはらざりけり。まがふかたなき酒なりけり。樵夫は、涙もこぼれてうれしきに、やがて汲みもてかへり

孝子

養老 澤
丈部路祖
父麻呂

て、父に勸めけり。靈龜三年、天皇、たましく美濃國に幸して、不破の行宮におはしま
すとあり。この事を聞きたまひて、孝の致すところとて、泉に名づけて、養老の瀑とな
さしむ。よりて元を養老とあらため、樵夫には、位を授けて褒めたまひき。これは元正
天皇の御代。

孝子 數人

又丈部路祖父麻呂といふありき。漆部司の令史、從八位上石勝の子なり。養老四年に、
石勝直丁なる泰犬麻呂が、司の漆を盗みしに坐して、竝に流刑に處せられき。時に祖父
麻呂、年十二。弟安頭麻呂年九つ、乙麻呂年七つ。三人ともに官司に詣りて、「父石勝お
のれらを養はむために、司の漆を盗み、その科によりて、遠方に配せられたり。これ子
として忍びざるところ、願くは三人を官奴と爲して、父の罪を贖ひ給はれ」と泣きつゝ
申す。天皇きこしめして、「人五常を稟くると仁義これ重し、士百行あれども孝敬を先と
す。今祖父麻呂等、身を役して奴と爲り、父が犯罪を贖はむといふ。その情聆れむべき
ものあり。よろしくその請を容れよ」とて、やがて官奴として石勝を免されぬ。後數日
を経て、またこの兄弟等をも免して、良民に復せしめ給ふ。これも同じ天皇の御代。
この他、相模國人、丈部知積、君子尺麻呂、備後國人、綱引金村、甲斐國人、小谷五百
依、武藏國人、矢田部黒麻呂等、いづれも奈良の御代にありて、著しく聞えたる孝子な
りき。

十三 國郡の分

全國五畿
七道五十
八國三十
全國六十
八國三十
全國六十
六國二十

孝徳天皇の時、畿内の區劃定まり、文武天皇の時、國郡の制を立て、元明天皇の時、都
城の經營成る。この時、全國五畿七道五十八國三島ありしが、和銅五年に、越後と陸奥
とを割きて、出羽國を置き、明年また丹波を割きて、丹後國を置き、備前を割きて、美
作國を置き、日向を割きて、大隅國を置きぬ。これ行政上の便利より出でしものにて地
勢の關係のみにはあらず。されば、靈龜二年に至りては、河内を割きて、和泉監を置き、
（監とは、國より一等上に位するものなり。こは離宮ありしに、後には國と改めたり。）養老二年には越前を割きて、能登國を置き、上
總を割きて、安房國を置き、常陸を割きて、石城、石背の國を置き、五年、また信濃を
割きて、諏訪國を置きぬ。こゝにいたりて、全國凡そ六十八國三島となれり。後天平年
間に、諏訪、和泉、能登、安房、佐渡、石城、石背を廢せしが、ほどなく、また佐渡、
能登、安房、和泉を置く。嵯峨天皇の弘仁十四年に、越前を割きて、加賀國を置き、淳
和天皇の天長元年に、多櫛島を廢せり。是より、六十六國二島となりて、永くかはること
なし。明治の御代に至りて、陸奥國を五つに分ち、出羽國を二つに分ち、又舊の蝦夷地

を十一國に分ちて、北海道とせられたり。

十四 藤の花

元明元正
政二代の執

不比等の
功

そのめでたきこと、櫻の如く、そのにはへると梅のごとき、奈良七代の基を立て給へるは、元明、元正の二天皇なり。元明、元正は、共に女帝におはします。女帝は、祖宗の憲法上、假に天位に上るとをゆるさるれども、永く天職をつぐことを戒められたることは前にいひしがごとし。されば、うけばりて、必ず輔け奉るべきものなくはあらず。皇極天皇の時には、中大兄太子、藤原鎌足あり。持統天皇の時には高市王、穗積親王あり。されば、女中の堯舜と仰がれ給へる、この兩帝の時にも、又良輔なくてやは。元明の御時には、穗積親王、元正の御時には、舍人親王、共に知太政官事なりき。知太政官事もとより大任なり。政治の樞機を掌るものなり。されども、その機の原動力となりしものは、大化改新の元勳、藤原鎌足の子、右大臣藤原不比等にあらずや。不比等は、この榮ゆる御代を作り出し、のみならず、その二子を後宮に入れて、(一は文武天皇の夫人とす、即宮宿媛)藤氏外戚を世襲する例を開き、又氏長者となりて、子孫世々に任じ、薨するに及びては、功勳によりて、太政大臣を贈られぬ。かの藤氏の四家といふ、南家(武智)、北

家(前)、式家(合)、京家(麻)は、皆この大臣の子なり。これらは、はやうおとろへたるもあれど、かの北の藤波は、天が下に蔓ひひろがりて、今猶その匂ひいよ、高きは、この大臣の德澤によらずばあらず。おもへば、このめでたき御代は、二帝の叡明によるものといへども、またそを輔け奉りし、この大臣の力尤も多かるべきなり。あはれ、梅の如く、櫻の如く、その匂ひゆかしきは、皆この藤の花よりぞおこりし。

十五 佛ごゝろ

聖武天皇
光明皇后
佛像に關
する詔

沙彌某

制度整ひ、文物備はる。このめでたき御代を受け繼ぎて、位に上り給へるは、聖武天皇なり。天皇は文武天皇の御子にして、御母は夫人藤原氏なり。乃て安宿媛を立て、皇后となし給ふ。これを人臣の女の皇后に上り給へる始とす。天皇と相並びまして、佛教を信じたまふと大かたならず。さては、寺を建て、塔を營み、僧を度すると甚多く、事あれば、必ず轉經禮佛するを法とし、遂に詔して、佛像を毀つものは、父母を殺すと同じ刑に處せらるゝにいたれり。かゝれば、政やうゝ私に陥る事もありしに、わるもの起りて、世を亂さむと謀れるもの、かすゝいできぬ。

第一は、沙彌某なり。天平元年、元興寺に、大法會あり。左大臣長屋王、勅を奉じて、佛ごゝろ

三寶を供養しぬ。時に剛慢無禮なる一の沙彌ありき。王怒りて之を撻つ。佛ざかりの代とて、その是非をかへりみず、沙彌を撻ちしことを、いとこゝろよからず思ひ見るものありて、ひそかに王謀反の心ありと天皇に讒するものありけり。天皇は、いと容易ならじと思して、やがて藤原宇合に勅して、六衛の兵を率ゐて、王の宅を圍ましむ。さてその罪を責問して、遂に自盡せしむ。王は、天武天皇の孫、高市王の子なり。かくあらぬことに、死をさへに賜はりたることかへすくも悲し。倉橋部女王、このことをいたみて、

天皇の命かしこみ大あらしの時にはあらねど雲がくります

げに未だ御年さへ若くおはしけるものを。さるにても、悪むべきは、沙彌の某、讒者の某。怨むべきは、佛心の御代、漢心の御代。

玄昉

廣嗣兵を
起す

第二は僧玄昉なり。この僧皇太后(媛子)并に皇后にたよりて、宮中に入り、大に寵を得て、威令盛に行はる。天皇爲に内道場を建て、玄昉を僧正に任せられぬ。玄昉は、吉備真備と共に、唐に往きて歸りしものなり。かゝれば真備も強ひてこれに抗せざりけむ。時に藤原廣嗣といふものあり。宇合の子なり。はやう太宰の少貳となりて、任國にありき。玄昉の見ぐるしき、真備のさかしらなるを憤りて、上書して、この二人を排斥せむ



大佛殿へ行幸の圖

行基

本地垂迹の説

とす。事とほらず。廣嗣^{ひろつぐ}たへかねて兵を引きて上らむとす。朝廷謀反人^{てうていむはんじん}となし、大野東人^{おほのあづまびと}を大將軍として、征せしむ。廣嗣、官軍來り攻むとき、大におどろきて、「われいかで官軍に抗せむ、たゞ君側を清めむとて、事此に及べるなり。あなかなしく」といひて、みづから降りて、直ちに斬られぬ。時に天平十二年なり。あはれ、憐むべきは、この廣嗣。惡むべきは腐儒の眞備、玄昉の髮長。(後眞備は肥前守に貶せられぬ。昉も同じく筑紫に貶せられぬ。)

第三は僧行基なり。こは和泉人にして、あやしき業をもて民を欺き、朋黨を立て、妄に禍福を説く。私に僧を度するときさへありしかば、獄に繋がれたりしともあれど、後には、いたく用ゐられて、大僧正となり、大菩薩の號をさへ賜はりぬ。天皇、東大寺を建立せむとおぼし、時、さすがに、祖宗の御心いかにとおぼしたりけむ、行基をして伊勢大神宮に伺はしめられしに、行基かへりきて、神託として、「日神は盧舍那佛なり。本地印度にあり。たゞ日本に迹を垂れしのみ」と奏して、寺塔建立の事を勧め申しぬ。本地垂迹權化などいへる、汚らはしき説ども、上下の間に行はれて、御國の大害をなしたるは、こゝに起れり。あはれ、惡むべきは、この僧。

あなかしこ、天皇は、佛を無上の至尊とおぼしけりな。御位よりも尊きものとおぼしけりな。まさしく、神孫におはしましなから、天祖の統を受け繼ぎたまひながら、みづから、「三寶の奴」と稱し、沙彌勝滿と號し、唐僧鑑真に従ひて、菩薩戒を受けたまふ、あさましともあさまし。

三寶の奴

十六 佛すさび

佛を崇び給ふ御心とて、萬機の政、物うくのみにおぼして、阿閉皇女を皇太子として、はやく御位を譲りたまへり。これ孝謙天皇におはします。そもく、祖宗以來世におはしましける中に、讓位受禪といふ御儀はなかりし例なるを、(繼體天皇の御病によりて讓位ありしかども、即日崩御になりて、安閑天皇は御位に即き給ひしなり。)この天皇の御時にぞ、かゝる新例は起りにける。(女帝には、太上天皇もあ)これ民間にはゆる隱居家督とも稱ふべき事にて、その弊のみいと多かるがごとし。踐祚即位の御儀、二つに分れて、一は先帝と新帝との御間の儀となり、一は百司萬民に告げらるゝ禮となれるも、こゝに因せり。(天智天皇の御時、已にこの別ありしかども、そは大に事情ありし事にて、強ひて例に引きがたきにや。)おほよそ、この天皇の御時に及びて祖宗以來の御さだめかはりしとの重なるもの、三つあり。臣下の女を入れて、皇后となし給へる、是一つ。御在世中讓位の例をはじめ給へる、是二つ。御心と女帝を立てられしと、是三つ。第一は、藤原氏專政の基を爲し、第二は、隱居家督といふ事を民間に及ぼし、第三は、いふべからざる亂をおこしぬ。あはれあなかしこ、

聖武に至りて祖宗以來の法に改まる

皆佛すさびの御心ならずや。

十七 大佛

その大なることかくのごとし。曰く堂の高さ十五丈六尺、東西廿九丈、南北十七丈、基砌の高さ七尺、東西砌三十二丈七尺、南北砌廿丈六尺、内陣の柱九十六本、中に大柱四本、經七尺、天坪惣て三千百二十坪、廬舍那佛の銅像をここに安置す。その高さ五丈三尺五寸、木工長猪奈部百世、益田繩手、佛工の長田中公鷹、冶工の長柿本男玉、高市眞國、同眞鷹、天平十三年に基を起し、孝謙天皇天、平勝寶四年に成る。此間凡そ十餘年。その開眼の時には、天皇行幸あり。文武百官、禮服を著て會す。又僧一萬口を請じ、雅樂寮、種々の樂を奏す。續日本紀に、佛法の東歸してより、齋會の儀未だ嘗て此の如く盛なるはあらずと記せり。これ併しながら對外の一の御政策にもやありけむ。

十八 正倉院

輔けまつる人々の心のすさびにこそ、佛など多く造り給ひつれ。よく思へば、この天皇の御心の高尚に、優美に、壯大におはしますとぞいと貴く畏きや。そもく、女により

東大寺正倉院

てだに、その人のありさまは、推しはからるゝを、その愛玩の品を見れば、直にその人、逢ふごとき心ちせられぬべし。逢ふごとき心ちせらるゝとともに、その人の心のおくまで探り知らるゝ心ちもすべし。されば、よき人の住みなしたる家は、月のかげさへしみじみと見ゆといひし人もあり。正倉院は、三笠山の麓、東大寺の中にあり。孝謙天皇天平勝寶八年、聖武天皇の七々の御諱辰に、その冥福を祈るために、御遺愛の寶器を廬舍那佛に獻り、そを納るとて、この庫を建て、入れおかれぬ。それより今に至るまで、殆ど千有餘年、こを拜觀せば、誰か奈良朝にあへる心ちせざらむ。此天皇を拜む思ひせざらむ。あはれかくまでにおはしけるよと、涙さへこぼるゝが多かりけり。御弓矢、御太刀、御杖、御服、御履、御珠數、御如意などは、更にもいはず、御樂器、御文具、御調度等、總て目輝くものならざるはなし。最高尚なる御心、最優美なる御性、最壯大なる御魂おはさずば、いかでかかやうにはあらむ。世に天平時代の美術を慕ふものあらば、先づこの天皇の大御心を知れ。あなかしこ。

十九 多賀城

西の熊襲は、はやう、その跡絶えにしかど、東の蝦夷はこの榮ゆる御代にも猶従ろはで、

多賀城

征蝦夷將
軍の沿革

をり、にうごめきいづるこそいとにくけれ。按察使殺され、人民虐げらるゝときこえければ、元明天皇の時、鎮東將軍巨勢鷹、征狄將軍佐伯石湯など、東國の兵を率て打ちて歸りしに、又叛きければ、元正天皇の時、持節征夷將軍丹治比縣守、持節鎮狄將軍阿部駿河鷹等、また勅を奉じて平げり。今は事なくてあらむとおぼしに、聖武天皇の御代に、またしも叛きぬ。天皇藤原宇合を、持節大將軍、大野牛養を、鎮狄將軍として、こを鎮定せしめられしに、鎮守府將軍たりし、大野東人、始めて多賀城を築きて、邊寇に備へぬ。後、藤原朝獨、將軍たるにいたりて、更に修築し、石を立て、道程里數を記せり。今遺れるは、即ちその一なりとぞ。あはれ外が濱の波、いかなれば、かくは立ちさわぎけむ。

二十 佛 草

孝謙天皇

聖武天皇は、御位を孝謙天皇に譲りて、太上天皇となり、沙彌勝滿と號して、ひたすら佛に歸したまひ、孝謙天皇は、父天皇の御跡を承けつぎまして、又佛を崇びたまへり。されば欽明天皇の朝以來、佛法この國に行はれせめしも、この二帝の間ばかり、普く行はれたるはなし。かゝれば、その宗派も、またさまざまありけり。

三論宗

第一は三論宗、こは、推古天皇の三十年、高麗の沙門惠灌來り、隋に行きて、三論の太祖古藏といふものに就て學び、歸りて元興寺に弘めぬ。三論とは、龍樹の中論、十二門論、提婆の百論に依りて、立てたる故の名とぞ。これ我國開宗の始。

法相宗

第二は法相宗、こは、孝徳天皇の四年、元興寺の沙門道昭、唐に往きて、玄奘三藏に就て學び得、歸朝の後に弘めたるもの。こは、解深密經、瑜伽論、唯識論等によりて立てたるものにして、諸法の性相を判決する故の名なりとぞ。

華嚴宗

第三は華嚴宗、こは、聖武天皇の天平七年、唐の沙門道璿、この經の章疏を齎らして來り、同十二年、良辨法師の請ひにより、新羅の僧審祥、これを講説し、聖武天皇、東大寺を、その本山とせられしより世に弘まれり。

律宗

第四は律宗、こは、孝謙天皇の天平勝寶六年、唐の沙門鑑真、來りしかば、天皇勅して戒壇を東大寺に設けて、その戒律を傳へしめらる。後筑紫の觀音寺、下野の藥師寺にも、戒壇を置かれぬ。凡そ戒律は何の宗にもあるなれども、この宗殊に主とせしからに、律宗とはいへり。唐招提寺は、即ち、その本寺なり。この他、成實宗（訶梨跋摩の成實論に依る）あり、俱舍宗（世親の俱舍論に依る）あれども、共に小乘にて、成實は三論

俱舍成實

に附屬し、俱舍は法相に附屬して、別に本寺を建てず。

佛 草

かくさまんに、その傳來せる時は異なれども、相競うて世にひろがりしは、奈良の朝にして、中にも聖武、孝謙の二代の間最盛なり。かゝれば、名僧智識あまた聞えし中にも、義淵、玄昉、茲訓、良辨、行基、天竺の波羅門僧正の如きは、ことにその名高し。さては、宮中轉經の聲、常に絶えず。遂に國ごとに寺を起して、金光明四天王護國寺と號して、封五十戸、田一百畝を納めて、必廿僧あらしめ、又法華滅罪寺を建て、同じく田一百畝を納めて、必十尼あらしむ。一を國分寺といひ、一を國分尼寺といふ。又都には、大佛如來、大僧正の稱起り、大菩薩の號定まり、天皇みづからその戒を受けたまひ、東大元興以下の諸寺を起し、百萬塔を作り、専ら佛事供養のみ多かりしは、この朝なり。あはれこの佛草、いかなれば、かくは天下に延び廣がりけむ。

二十一 唐 草

平城の坊目定まりしも、唐ぶりなり。冠位のきらめくさまとなりしも唐ぶりなり。大學寮も、唐ぶりなり。軍團も唐ぶりなり。かく何事も、唐ぶりなる御代には、唐に行き通ふ使も、常に絶えざりけり。そもく、推古天皇の御代に、聖德太子の謀りごととて、遣隋使はじまり、留學生、學問僧などをもおくらせられし以來、政の本は、大かた、是

國分寺
佛法隆盛

遣唐使留
學生學問
僧



遣唐使發船の圖

遣唐使の名

らの人のいふごとくなり、おもふやうに、なりしなめるを、奈良の朝にも、その風は益々盛なりしがごとし。かの吉備真備があなたの経籍を、唐よりもてきて、天皇にたてまつりて、大にもちゐられ、僧玄昉が、經論佛像等をたてまつりて、大に寵せられしがごとき、唐ぶりを崇ぶ世のさまを見るべし。されど、これらは、留學生、學問僧として、行きし人の重なるものゝみ。かの遣唐使といふものこそ、よく彼我の事を見くらべて、政を爲す方針をも、いざなひたりけめ。されば、こゝにその使にさしれし、重なる人々を擧げむ。

小野臣妹子

こは、推古天皇の時にして、隋に遣はされたるなり。歸る時、隋の報聘使あまた來れり。

高向玄理 阿邊麻呂

こは、孝徳天皇の時にして、玄理は遣唐押使、麻呂は大使たり。

坂合部石布 津守吉祥

こは齊明天皇の時なり。この兩朝の大使は、高僧に謁して、我國初の神名、歴代の御事、與地の事などいひ、且その容さへみやびやかにりければ、大に譽を得たりと

いふ。

粟田朝臣真人

こは、文武天皇の時にして、遣唐執使節といへり。真人、則天武后に謁し、君子國の名聲を轟かしたり。

多治比真人廣成

こは、聖武天皇の時なり。

藤原清河

こは、孝謙天皇の時なり。清河、玄宗に謁して、禮義國の名聲を轟かしたり。

遣唐使發するの狀

この他多かれど、悉くは記さず。この大使らの出發する時は、殿下に召し節刀を賜ひ、勅語を賜はる御定めなり。又伊勢神宮をはじめ、重なる御社には、使を立て、その道路の難なからむとを祈らせられ、中にも住吉大神には、ことに勅使をたて、海路の無事を祈らるゝ爲に、祭典を行はせらるゝ例なり。かくのごとく、大使は最も優遇せられ、この國民の望を荷ひて行きかひしものなり。されば、その送別なども、懇なりしことゝ見えて、よみかはし、歌ども、あまた萬葉集に遺れり。

玉だすき、かけぬ時なく、いきのをに、我がおもふ君は、うつせみの、御命かしこみ、

遣唐使送別の歌

夕されば、鶴が妻よぶ、難波潟、御津の崎より、大船に、真梶しぬき、白波の、高き荒海を、島傳ひ、い別れ行かば、留まれる、我は幣とり、齋ひつゝ、君をば待たむ、早歸りませ。

こは、笠朝臣金村が、多治比真人廣成におくりしなり。

旅人の宿りせむ野に霜ふらばわが子はぐゝめ天の鶴むら

こは、その母が、別に臨みてよめるなり。

空見つ、大和の國は、水上は、地行くがごと、船上は、床に居ること、大神の、いは

へる國ぞ、四の船、船の鱸ならべ、平らけく、はや渡り來て、かへりごと、奏さむ日

に、相飲む御酒ぞ、この豊御酒は。

こは、孝謙天皇の大使に酒肴を賜はりて、よませ給ひしなり。

かゝる譽を得て、行きかよひけむ、遣唐使のさま、思ひやらるゝと共に、唐ぶりなる政の、進みゆくをも、推し知られてなむ。

二十二 矛

橘

先帝の御代より、左大臣 橘 諸兄あり。この御代に右大臣藤原豐成出で、相共に政

田邑宮

承繼の争

仲麿大炊王を立つ

奈良麿殺さる

を執り申しに、いかなる事にか、豊成の弟仲麻呂出で、より、獨天皇の寵を擅にし、紫微令中衛大將となり、政權やうく彼が手に歸して、遂にその邸を、離宮となし、田邑宮と名づけて、屢々行幸せさせ給ふに及びぬ。天平勝寶八年といふに、太上天皇崩じ給ひしかば遺詔によりて、道祖王(天武天皇の孫新)を、皇太子に立てられしが、喪に居て禮なき事ありしとて、やがてその位を廢して、更に太子を求め給ふこととなりぬ。ここに豊成、永手等は、鹽燒王(廢太子)を立てむとし、攝津大夫文屋珍奴、左大辨大伴宿禰古麿等は、池田王とて舍人親王の御子のおはしけるを立てむとし、相競ふ折しも、仲麿さきに己が子に迎へたりし嫁の、不幸にも寡住にてあるを、大炊王(池田王)に妻はせてその邸に置きしが、よき折なりとて、強て推し立て、天皇に迫り、勅命なりとて、遂にこれを立て、おのれ内相となりて、大に威權をふるへり。

此時、諸兄は仕へを致して、井手の里に居り、風月に心を寄せて、復政治を論せず。且程なく薨じにければ、今は仲麿何事も、心のまゝなる世となりて、醜き舉動のみ重なりけり。こゝに、左大辨橘奈良麿は、諸兄の子にして、先朝以來父の勢いと盛に、一時は藤原氏をも、壓するばかりなりしが、今はいと世のおぼえもおとろへけるに、いよく憤り添はりて、いかに仲麿が肉を噛はむと迄に怒り立ち、廢太子、さては安宿黄文の二

矛 橘

王(共に長屋王の子)鎮守府將軍大伴古鷹、小野東人等と謀りて、窃に事をなさむとす。黨人相共に鹽水を飲みて盟ひしに、いかにして漏れけむ、はしなくもこの事、世にきこえなければ、直に官兵に捕へられて、獄に下されて、共に杖死せられぬ。時に天平寶字元年なり。この亂に右大臣豐成も、與せりとて、太宰府に貶せられ、その他、仲鷹がかねて心よからず思ひ居りしものどもを、悉く押し退けて、おのれいよく天下の大權を握るにいたり。これこの御代に於ける痛ましきことの二つ。

二十三 藤の下草

さばかり勳功高き不比等の流れにして、いかなれば、かゝる癡者世には出でけむ。さるにても、益々用ゐらるゝこそ心得ね。遂に藤原惠美氏を賜はり、(覽たまへば、自ら咲み出でらるべき姿せしより名づくといふ)又押勝(亂に勝ち暴を禁ぜ)と名のらせ、食封三千戸、功田一百町を賜ひて、永世に傳へしめ、鑄錢出舉等の事、皆その印を用ゐらる。されば、何事もおのが心のひかむかたせむとして、唐さまによりて、官號を改め、太政官を、乾政官とし、太政大臣を大師とし、左大臣を大傅、右大臣を大保とし、大納言を御史大夫とし、紫微中臺を、坤宮官とす。其他省、寮、司等の名も之を改めたり。かくて遂に正一位に進み、一門悉く錦を著飾る

押勝の昇進

官制改革

さまとなりぬ。おもへば、押勝功臣の後にいで、藤の下草世には、ひ廣がり、遂に天下を蓋ふにいたれり。これこの御代に於ける痛ましきことの二つ。

二十四 弓削の川霧

淳仁天皇の代となるにつれて、押勝が勢は、たゞ日の昇るが如し。此に、弓削道鏡といふものありき。河内の人なり。禪行ありと聞えて、召し出されて、内道場の禪師となりぬ。孝謙太上天皇、いたく之を寵したまふ。天皇屢々諫めたまへども、用ゐたまはず。竟は御中さへ悪しくなりて、政權おのづから二つにわかるゝやうになりぬ。たま々藤厚良繼、石上家嗣、佐伯今毛人、大伴家持等、密に相謀りて、押勝を除むとを謀りしが、事あらはれて、成らざりき。道鏡は、おのが寵を得たるまゝに、押勝を除かむ心いよ／＼切に、押勝は、道鏡が寵を得るを妬みて、そを除かむこゝろいよ／＼切に、そのありさま、蛇蝎の相軋るが如く、豺狼の相噬まむとするが如し。さるほどに押勝、遂に堪へ得で、近江に走り、鹽燒王を推したて、兵を擧げてけり。素より癡れものゝふるまひ、誰かよりつくものあらむ。官軍は彌進みに進みて、鼓の音、旗のなびきは、湖にかゞやき、比叡山おろしのいと鋭く、直に押勝を殺し、その妻子従兵等三十餘人の首は、

道鏡、禪師となる

道鏡と押勝との争

押勝反して死す

淡路公、
即ち淳仁
天皇
稱徳天皇

道鏡の勢
力

法王、
法參議、
法位

第三編 唐 錦

相並びて京師におくられたり。これこゝちよき事といへど、畢竟、道鏡との争ひなりしがごとし。道鏡と、押勝との争ひはさてもあれ、この亂に、天皇も淡路に流され給ひて、淡路公となりたまひしぞかしこきや。さて世は再び太上天皇の御代となり、底濁る弓削の川霧、いよく立ちおほひて、天の日の影ために暗く、あやめもわかぬさまとはなりぬ。これこの御代に於ける痛ましきことの三つ。

二十五 八幡の使

かすくの痛ましきと重なりて、世は亂れに亂れ、今は天の日の御影も、ほとく缺けさせたまふばかりになりぬ。かくおとろへさせ給ふと共に、道鏡の勢はいよく盛に、太政大臣禪師となり、文武百官に命じて拜賀せしめ、その僧尼の度縁の如きは、悉くこの僧の印を用ゐしむ。爰に、山階寺に姦僧基真といふものあり。毘沙門の像を造り、佛舍利を現すといひしを、道鏡奪ひて己が祥となし、大赦を行ひ、位をすゝめ、舍利を法華寺におきて、百官に拜ましめ、わが徳の及べる故に、この驗ありといひはやし、遂に法王の位を授かり、基真を法參議となし、その師圓奥を法臣位となす。かくてその法王の月料は、供御に準じ、出入は鸞輿を用ゐ、服飾は天子に擬せり。是に至りて、道鏡の



和氣清麿字佐へ赴く圖

惡僧姦物
朝廷に集
る

阿曾磨

清磨、法
均

清磨勅を
奉ず

勢はいよ／＼盛に、一門五位に敍せらるゝもの、男女十人におまりぬ。中にも弟の淨人といふは、布衣より進みて、時のまに從二位大納言となりて、大に權をふるひ、姦僧基眞は、道鏡の勢を恃みて亂暴至らざるところなかりしかば、人皆おそれしこと虎のごとくなりきといふ。かく天皇は、一向に道鏡を信じ給へば、惡僧姦物、時を得て、世はいよ／＼降り降りぬ。

基眞が、道鏡の意を迎へて、えせ幸ひ得しを、羨ましとや思ひけむ、太宰府の主神をつとむる、中臣習宜阿曾磨といふもの、神の御教へなりとて、奏しけるは、「道鏡をして、天位に即かしめなば、天下は、おのづから安らかにならむ」と、道鏡を聞きていと喜びつゝ、おのれまことにそのふるまひをなさむとす。いかに寵臣なればとて、いかに信任し給へばとて、天皇も、さすがに御こゝろぐるしとや思しけむ、かねて信任し給へる、和氣清磨を召して詔ふやう、「道鏡が事につき、昨夜夢に八幡の大神の使來りて、大神汝が姉尼法均によりて告げ給ふとあらむと宣ふ。さるに、法均は女の身とて、遙けき路堪へがたしと思へば、汝を代へて出し奉らむと契り申しき。汝清磨いざ行きて、神教を承り來れ」と詔ふ。清磨涙をふるひて御前を退く。時に道鏡、清磨にいひけるは、「汝清磨若し大神の宣ふ如く、我位に上らば、汝を大臣となさむ。若し違はば思ふやうあるべし」といふ。清磨は、腹だしいしきと悲しきとにて、涙はいよ／＼こぼれぬ。さて出で立

路豐永
清磨神教
を奏す

清磨、法
均、配流
せらる

たむとするに、路眞人豐永遇ひて相語りけるは、「若し道鏡天位に登らば、吾は二三子と、伯夷に從つて遊ばむ」といふに、清磨も、素よりおもふ旨あれば、相契りて行く。さて宇佐神宮に詣で、神教を受け、還り來て、「我が國家は、開闢以來、君臣の分定まれり。臣を以て君とせしと、未だこれあらず。天つ日嗣は、必皇緒を立つべし。道鏡何物ぞ、輒く神器を望まむとす、宜く速に剪除すべし。これ神教なり」とて奏す。この詞を聞くより、道鏡は、火のごとくに怒り、直に清磨が神教を矯めしものといひなして、姓名を別部穢磨と改めさせて大隅に流し、尼法均をば還俗せしめて備後に流しぬ。されど、道鏡の悲怨は猶止まず。道にて清磨を殺さむとせしも、たま／＼雨風打しきりて、討手未だ進み得ざる中に、天皇はいとあはれとおぼしけむ、勅使を馳せて、こを止められしかば、辛うじて免かるゝを得たり。時に神護景雲三年なり。あはれ涙のこぼるゝばかりうれしきは、清磨の忠直。齒くひしばらるゝまで悪きは、道鏡の暴逆。これこの御代に於ける痛きしきとの四つ。

二十六 白壁しづく

白壁しづく

家毎に孝
經を備へ
しむ
孝子を
あはれむ
詔
大赦、及
び殺生、禁
斷の令

まは、天平寶字元年に、詔して、「孝は百行の本なり」とて、家毎に孝經一本づいを備へしめて、朝夕に誦習せしめ、又孝子あるときは、所司の長官に、名を録して上らしめ、不孝不順不友不恭のものあるときは、陸奥出羽の柵に追はしめ、又詔して、「五月は、先帝の忌月なれば」とて、端午の節を停められしが如きは、その大御心思ひ奉られていとかしこし。かの屢々大赦の令を發し、殺生を禁じ、また鰥寡孤獨をあはれみたまへるがごときも、その大御心のやさしきに根ざしならむ。その他、寺塔を營み、僧尼を度せられしことの多きも、またことに國を治め、身を修むるには、この上もなき功德と思したる故なるべし。かゝればこの天皇をして、あらぬ道に迷はせ奉りて、痛ましきことのあるを、永く史の上に遺さしむるにいたらせまつりしは、その本、かの押勝と、道鏡とのたぶれごゝろより起りて、誘ひ申しものなり。まことや、道の街の分れ易きを歎き、白き絲のそまむとを悲みし人は、かしこかりけり。

二十八 近江の名殘

紛々擾々世は刈菰のごとく亂れたるあとを承けて、御位に即き給ひ、みづから革弊の責にあたり給ひし、光仁天皇は、中興の祖と仰ぎ奉る天智天皇の御流れなり。そもく、

皇統、天
智の統、天
かへりた
まふ

即位の
初詔

君臣一致
改革に
従ふ

弘文天皇減びたまひしより、世は、大かた文武の御流となり、(元明天皇は、天智天皇の御子な
しのみ)文武、元正、聖武、孝謙、淳仁の數朝を経しが、こゝに至りて再び天智天皇の
御末にかへりにけり。かゝれば、天皇も、いと々御心をふりおこしたまひて、政に勞き
たまひけるぞかしこきや。即位の初の詔に、

この天日嗣高御座の業は、天に坐す神、地に坐す祇の、相うづなひ奉り相扶け奉る事
に依りてし、この座は平安におはしまして、天下は所知すものにあるらしとなも思ほ
しめす。又皇とまして、天下を治めたまふ君は、賢き臣能き人を得てし、天下をば平
安に治むるものにあるらしとなも聞しめす。かれ是を以て大命にませ勅く、朕拙弱と
いへども、親王より始めて王臣等の相穴なひ奉り、相扶け奉らむ事に依りてし、此の
負せ賜ひ、授け賜ふ、食國、天下の政は平安に仕るとなもおもほしめす。故れ是を以
て、食國の政を奏し、天下の公民を恵み治むべしとなも、おもほしめさくと勅ふ天皇
が命を諸きこしめせと宣る。

これ歴代の即位の大詔には定れる御事ながら、亂世の跡を承けて治を圖りたまふ御時な
れば、いかばかり深く感じたりけむ。君臣心を一にして、むねと改革に従へり。即ち神
祇を崇び、財政を整へ、刑法を嚴にし、官制を改め、冗員を淘汰し、軍隊を調へ、農業

天長節

を勸め、賣官の弊を除き、檢稅使を置く。その他、目ざましき事ども多し。又この御代に始めて天長節を起し給ふ。かく何事も、改まり整ひ行く朝に於て、専ら政を輔け申し重なる人は、左大臣藤原永手、右大臣大中臣清鷹、内大臣藤原良繼、參議藤原百川、内臣藤原魚名。

二十九 文學美術政治風俗

忠孝の教へ太古に定まる
忠愛の心を香起せしむるは歴史なり
上古の教育はたゞ史學ありのみ

祖宗開國以來幾數千年、大八洲の波靜かに治り、おのづからなる我國の成立にして、異國のごとく、法律により、學說にもとづきたるものにはあらず。されどつら／＼考ふれば、自から上下の間に、おしとほりて、一の據るべき道ありけり。いはゆる子として親を敬ふ道、臣として君を尊ぶ道なり。この道は、學說によりて成りたるにあらず、法律を以て定めたるにあらず、たゞ家々に言ひ傳へたる祖先の事業やがて模訓となりしものなり。かしこがれど、歴代の天皇には、かの三種の神器を、受け繼ぎたまひては、親しく祖宗にあひ奉るがごとき御思ひし給ふならむ。この御思ひは、やがて、天職の重きを、感知し給ふ本となりて、國民を惠み給へる御心も、是よりいよいよ深くなり給へるなるべし。國民は、また、おのが家々の祖先等が、嘗て君に忠なりしを聞きては、おのづから志を立てつべく、不幸にも、よからざりしとありたらむ者は、みづから恥ぢて、そを雪がむ心ます／＼生じぬべし。かゝれば、經籍などこそ備はらざれ、この風は上下一般に通じたる教育の本となり、護國の母となりて、なか／＼に、聖人出で、救世主など出で、事々しくいひはやりけむ國よりも、安らかに治りこしなりけり。さばいへ外國の交はり開けて、世中やう／＼かはり行くさまとなりければ、初て學制も定り學校も起りて、人を

大學、國

學科

登用科試

釋奠

漢文

漢學者

眞備

養ふには、こゝにて、書讀するが、然らざれば、さばかりの力を要する事とはなりけり。此に孝徳天皇より、光仁天皇に至る、御代は十四代、八百二十六年間のありさまをみる。

大學、(京都に在り)國學、(地方に在り)これ當時に於る學校なり。大學は、式部省に管せられ、國學は國司に管せらる。大學には、頭あり、助あり、博士あり、助教あり。學科は、紀傳、明法、明經、算の四科にして、外に書道あり。後、紀傳道は文章道となりぬ。學生は、有位の子孫よりし、年齢は十三以上十六までのものを取る。卒業の後、更に試験して、及第せしものを、官吏に登庸するなり。その科目に、秀才(方略策を試む)明經(大義十條を問ふ)進士(時務策を試む)明法(律令十條を試む)等の科目あり。又大學にては、毎年春秋の二仲月(二月、八月)上丁の日に、釋奠として先聖孔子、先師顔子を祭り、九哲を從祀する禮あり。これその學祖なればなり。この禮は吉備大臣、大學助となりてより大に整ひたりといふ。

この大學、國學の科を竟へて、世に擴がれる、數多の學生は、大かた國家の要職に當るものにして、いづれも、その修めたる事を施すべきものなれば、唐錦のばえあらざらむとするも、いかで得べむ。かくてぞ、文かくことも物いふことも、大かた唐ふりにばなりける。そも、我國にての漢文は、聖德太子の憲法を初とすべけれども、かしこき、詔勅の體より、日用書簡文に至るまで、一向に漢文を崇ぶこととなりしは、大化の改新を経て後の事なるべし。さて當代の漢文學者として最きこえしは、吉備眞備、太安麿、阿部仲麿、伊與部馬養等なるべし。眞備は、嘗て唐に往き、經史を修め、衆藝に涉る。歸朝の後、大學助となり、俗を矯め風を移し、こと少からず。されば、三善清行の封事にも、この人の事を論じて、道藝を恢弘し、自ら傳授し、學生四百人をして、五經、三史、明經、算術、音韻、字彙等の道を習はしむといへば、教育上功勞ありしことしるべし。太安麿も、最文章

太安曆

仲曆

馬養

祝詞宣命

宣命文の體

詩 懷風藻 弘文天皇 初めて詩

に長じて、古事記、日本紀の撰者たりければ、國史の體は、この人などや定めけむ。阿部仲麿は、三笠山の詠をのこして、空しく唐に客死せれど、外國に名をあらはしたるは著し。伊與部馬養は、浦島子傳を著はして、漢文小説の一體を初て我國に開きたり。かくさまざまの學者、文章家ありて、この時代の文化は進みしなり。そのいはゆる文は、いづれも、六朝四六體の文に則れり。されば、文選などは、無上の寶典として行はれたりしなり。漢風なる御代に、漢文の行はるゝは、さる事ながら、さてのみは、猶普く通ぜざるとも多く、また太古より行はれてし、御國風の大體等に漢文などをよみ上げむも、ふさはしからずや思しけむ。此御代に祝詞宣命といふ一種の文にほひ出でぬ。こは御國の言語をそのまゝに寫し出せるものにて、國文の元祖ともいふべし。されど、當時いまだ片假字、平假字の體、さだまらざれば、漢字の音訓をとりまじへて、書きつゞりしなり。例へば、漢文の詔書にては、明神御宇天皇詔旨とかくべきを、宣命にては、現御神止御宇須天皇我詔旨とかき、漢文にては、威聞とあるべきところを、諸開食世止宣命とかくが如し。こは神祇、山、陵の告文、即位、大嘗會、立后、立太子、任大臣等の儀禮には、必ず用ゐさせ給ひしなり。こは國語のまゝなるからに、その代のこと、まのあたり見るごとくにして、いとめでたし。あはれ上代の詔勅なども、この文にて、書きつゞりおかせ給ひたらむには、その御代の語も、姿も、いとよく見られむものを、悉く漢文に譯したまひしは、漢風なる御代のすまびとはいへ、くちをしからずや。

思ふことを打出でむには、古來たゞ歌こそありけれ。いまだ漢字をかりて寫し出す詩といふものはあらざりしが、近江の朝以後はかつく見えそめけり。桓武天皇の朝に、淡海三船といふ人ありき。懷風藻といふを編して、當代の詩百二十篇、六十四人の吟詠を集めたり。今その書によれば、弘文天皇（大友皇子）ぞ、まことに我國にて詩を作りし人の初めにはおはしける。その一。

侍 宴

皇明光日月、帝德載天地、三才竝泰昌、萬國表三臣儀、
次には、天武天皇の御子、大津皇子なるべし。そは、

遊 獵

朝擇三能士、暮開萬騎筵、契鬻俱監矣、傾盡共陶然、月弓輝谷裏、雲旌張嶺前、曠光已隱山、壯士且留連、
奈良朝となりては、唐との往きかひも繁く、唐には、名高き王維、李白など出でたる時なれば、我邦人の詩も、これらに促がされて、進み行くさまなりしかど、いまだ歌を淺くばかりの勢ひはあらざりき。

そも、言靈の幸はふ國と、いひはやしけるごとく、文字を整へかざりて、彼是と面白く見せむことこそ、彼には及ばざりけれ。詞を巧に、思ふむねを、そのまゝにいひあらはして、鬼神をも、あはれとおもはせしは、歌に若くものあらめや。これ生れつきたる言語をもて、いひあらはすものなればなり。恰も櫻に櫻の花咲き、梅に梅の花咲きたるがごとし。漢詩にまさりて、世にもてはやされけむと、さもあるべき理といふべし。さればそのよみ人多かりし中に、柿本人麿山部赤人は、後の世までも、歌聖と仰がれて、今にいたれり。又大伴旅人、同家持、山上憶良等のごときも、前後に稀なる名人なればにや、何となく、言ひすてたるやうのとも、貴くおもはるゝが多し。孝謙天皇の朝に、橘諸兄みづから當代に行はれし歌を編して、萬葉集と名づけぬ。後、家持増補して、二十卷となす。そのあつめし歌、凡そ四千五百十五首。長歌あり、短歌あり、旋頭歌あり、これ歌書編纂の初なるべし。今その一つ二つを示さむ。

文學美術政治風俗

な作りた

歌の效詩にまさる

歌人

萬葉集

持統天皇吉野に行幸し給ひし時御供につかへまつりてよめる

人麿の歌

柿 本 人 麿

安見し、我大君の、きこしをす、天の下に、國はしも、多にあれども、山川の、清き河内と、御心を吉野の國の、花ちらふ、秋津の野邊に、宮柱ふとしきませば、百歩の、大宮人は、船なめて、朝川わたり、舟競ひ、夕川わたる、この川の、絶ゆることなく、この山の、いや高からし、岩ばしる、瀧のみやこは、見れどあかぬかも。

反 歌

見れどあかぬ吉野の川のとこなめのたゆることなく又かへり見む

不二の山を見てよめる

山 部 赤 人

赤人の歌

天地の、分れし時ゆ、神さびて、高く貴き、駿河なる、不二の高根を、天の原、ふりさけ見れば、わたる日の、かげもかくろひ、照る月の、光も見えず、白雲も、いゆきはかり、時じくぞ、雪はふりける、語りつぎ、いひつぎゆかむ、ふじの高根は。

反 歌

田子の浦ゆ打ちいで、見れば眞白にぞふじの高根にゆきはふりける

娘子におくる歌

大 伴 家 持

家持の歌

千鳥なくさほの川邊の清き瀬を馬うちわたしいつかかよはじ

山 吹

厚見王の歌

厚 見 王

蚌鳴く神なび川にかけ見えていまや咲くらむやまぶきの花

萬葉假名八體

片假字

この集は、いまだ假名の用法開けざりし頃に成りて、漢字の音調を取交へてかきつりしものから、おのづから定れる法あり。その一つは、正音を用ゐたるもの、(阿、加、左等の類) その二つは、略音を用ゐたるもの、(雲をウに甲なかに用ゐし類) その三つは、正調を用ゐたるもの、(木をキ毛をケに用ゐし類) その四つは、義調を用ゐたるもの、(火氣をケアリ内をコモリの類) その五つは、略調を用ゐたるもの、(長雨をナガメ早をハの類) その六つは、約調を用ゐたるもの、(引板をヒキタ屋中をヤメチの類) その七つは、借調を用ゐたるもの、(山目を止めの意に湯龜を行めの意に) その八つは、戲書を用ゐたるもの、(向南を北、義之をテシの類) この用法は、動かさる一つの法にして、世に萬葉假字といふ。片假字は、是等の一層進みたるものにして、初は點畫等のうるさきを除きて用ゐしが、遂に一體を生ずるにいたりしものなり。こを、五十連音に組み立てしは、悉曇字母によりて、吉備眞備が爲せりといひ傳ふ。

音樂

雅樂寮

舞樂の名

海山のけしき、たいならず、四季の循環穩にして、鳥の聲さへ、いとどかなる、この大御國に住めるもの、いかで美神思想なからでやは。されば、はやう、神樂の技を始として、久米舞、吉志舞、諸縣舞、隼人舞、筑紫舞等、さまざまの舞樂ども、行はれけり。この頃となりては、雅樂寮にて、唐三韓の樂をも教へ習はせて、一層その嗜好を擅ならしめしかば、この道の進歩は、日を返うて著しかりき。されば名人もあまた出でてきて、空行く雲を停め、流るゝ水の淀みしためしもいと多かりき。その舞樂の重なるものは、振鉦、春琴、玉樹、後庭花、蘭陵王、甘叔、皇慶、五常樂、喜春樂、輪臺、秋風樂、青海波、探桑老、秦王破陣樂、還城樂、(以上唐土より傳來せるもの) 幸陸、迦陵頻、胡飲酒、安摩、二舞、倍勝、散手破陣樂、秋芽、蘇莫者、獅子、新鳥蘇、古鳥蘇、退走禿、進走禿、皇仁、狛杵、貴德、新鞋、鞞、林歌、蘇志磨利、納蘇利、綾切、白濱、地久、長保樂、石川、(以上は印度三韓さては傳來詳ならぬもの) 彼といひ、此といひ、皆外來の舞樂なれども、大に用ゐられ、固有の舞樂の外に、専ら朝宴、公會等の時、横笛、空、莫目、箏、楷鼓、羯鼓、腰鼓、奚婁、篳篥、篳篥、琵琶、箏、笙、方磬、五絃、尺、八等の樂器に交へて、奏せられたり。繪畫は、畫工ありて、繪事彩色を掌り、畫師、畫部等あり。古は、多くは、佛畫なりしが、この頃より、山水人物等を畫ぐこと、やう／＼盛になれり。いづれも、唐、三韓、印度等の式によりしものとおもはる。初め雄略天皇の時魏の文帝の後、安貴公、我國に歸化し、その男龍一名辰貴といふもの、武烈天皇の時に、首の姓を賜はりて、子孫世々畫事を掌りしが、稱徳天皇の時、大岡忌寸の姓を賜はり、世々朝廷につかへぬ。その他、倭畫師忍勝、同池守、同橋戸辨磨、河内畫師祖父磨、同御杖連祖足などいひしは、いづれも當世にきこえし人々なり。又僧行基、長岡右大臣内膳のごときも、この道に明かなりきといふ。今奈良の各寺院に遺れる繪畫どもは、是等

樂器

繪畫

畫工歸化す
畫工の名
高かりしもの

書道

建築

猪名部工

瓦葺

彫刻

官制

のもの、手に成りしもあらむ。かの正倉院の彩色畫、さては法隆寺以下の各寺に現在せる佛像、及び卷軸の裝潢ども、その高雅にして氣韻ある、恰も人麁赤人の歌のごとし。書は唐の風を傳へて、めでたきが多し。當時大學には、書の一科あり。又萬葉集の戲書に、羲之とかきて、テシとよませたるがごとき、書の流行せしこと知るべし。聖武天皇、光明皇后を始め奉り、文屋真人、淨三朝野宿禰魚養の書の如きは、たゞ雲烟のごとしといふべきのみ。建築も、三韓通交以後は、古代の淳朴なりし風改まり行きて、宮殿樓閣の嚴めしきもの、かつ／＼おこれり。こはもと佛寺にはじまりて、遂には宮城にも及びたりけむ。元正天皇の奈良の宮城、聖武天皇の大佛殿のごときは、前古未曾有の建築にして、猪名部の工人(應神以來歸化せし木工ども、攝津の猪名に居りて、猪名部工人と號しき)の多く預れるをおもへば、かゝるさまの事は、常に歸化人の裔孫や掌りけむ。かく宮殿寺院の建築、いよ／＼進みゆくなべに、人民の家も、古代のまゝにては、見にくくなりしにや、この天皇の時、太政官の奏によりて、京都の什民五位以上の人、及び力の堆へむほどのものは、悉く瓦葺に改め、丹塗をもて塗らしめらる。されば是より鳴の尾のいと高く、鬼瓦のいと嚴めしきさまとはなりしにや。かく建築の盛なるとともに、彫刻の術も日を逐ひて進み、中にも佛工は最傑れて、春日の稻文會、精主動は、佛の化身とまで稱せられたり。その他鑄工、金工、また漆工、織工、陶工等の名高きもの起りて、工藝美術の發達見る／＼進みて、吉野、立田の花紅葉と、その美を競ふまでになりぬ。さてその政治風俗は、族制にて成り立ちたる風は棄れて、八省百官を置き、人才を登庸して、強ひて門地に拘はらざる制とはなりぬ。まづ太政大臣、左右大臣を、太政官の長官として、行政の本を統べ、大中少の納言ありて、これを動く。又大中少の辨官あり。左右に分れて、八省の事務を統轄す。いはゆる中務、式

警視及び武官

神祇官は太政官の上列す

地方官

出身の法

冠位

皇族と臣下と位を異にす

勳位記

律

部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省なり。省、各職、坊、寮、司を統ぶ。かくて省に卿、輔、丞、録あり、職、坊に大夫、亮、進、屬あり、寮に頭、助、允、屬あり、司に正、佐、令、史あり、また彈正臺、衛府あり。臺は尹、弼、忠、疏を以て成り、府は大将、中少將、將監、將曹、また督、佐、尉、志等を以て成る。これら大かた、唐制に基きしものといへども、また大に斟酌せられし事あり。ことに神祇官を以て、太政官の上に位せしめたるは、固有の禮を重ぜられたるものにして、はや職原抄に、是神國の風儀天神地祇を重ずるが故なり、と記されたるが如し。地方官にては、京に京職あり、攝津に攝津職あり、各國に國司、郡司あり。又ことに奥州に鎮守府を置きて、蝦夷に備へ、西海に太宰府を据ゑて、外蕃に備へたり。このかすの官に當るものは、大學出身にして、定規の試験を経たるもの、又は蔭子、蔭孫とて、父祖の蔭（三位以上は孫に及び五位は子に止る）によりて、出身するものどもなり。かくてその大學は、有位の人の子を取る定めなれば、人才登庸の政事といへ、その實、猶門閥政治に異ならず。これ遂に藤原氏、世々權力を取れる本となりしか。

冠位の制は、推古天皇の時に始まりて、孝徳天皇の時には、大織冠以下、七色十三階とし、又改めて十九階とす。さるる天智天皇にいたりて、また二十六階となり、文武天皇は、六十階となして、明大位より淨廣肆まで、十四階を皇族の位とし、正大壹より進廣肆まで、四十八階を諸臣の位とす。文武天皇の大寶令にて、親王四階、諸王十四階、諸臣三十階、總て四十八階を定む。是より先には、冠位といひて、必ずその位に相當せる冠を頂きしか、是時より位記を賜ひて、五位以上を勅授、七位以上を奏授、初位以上を判授とす。又勳位あり、一等より十二等に至る。

律は、食封あり、（三位已上）位田あり、（五位已上）季祿あり、（四位五位）位祿あり、（六位已下初位已上）職にあ

刑法

八虐

六議

民法

行政官司

口分田

租

れば、職封、職田（大納言已上に限る）職分田（地方官に給す）あり、又功田、罪田等、臨時に給せらるるものあり。畢竟、位にありても、官にありても、俸祿を得しものなりき。刑法は、専ら刑部省にて執行行ひしといへども、その重罪以上は、猶太政官の詮議を経、上奏して後ならざれば、行ふと能はず。その刑名五つあり。笞（十より五十に至る。十を以て一等とす。凡て五等。）杖（六十より一百に至る。十を以て一等とす。凡て五等。）徒（一年より三年まで。半年を以て一等とす。凡て五等。）流（近、中、遠の三等あり。京都を本にしてはかる。）死（絞、斬の二等あり。）

又八虐といふあり。謀反、謀逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義。こは君臣父子の分を嚴にせんための法なり。されば、これを犯したるものは、赦にあふとも、免さざる定めなり。又六議とて、親、故、賢、能、功、貴のもの、罪を犯したる時は、太政官の議を経て、奏裁を待つことなり。その他請減贖の法、官當、免所、居官、免官、除名等のさだめもあり。されば、奈良の朝の半ごろよりは、政寬典にして、死罪は、大抵流罪にて止められ、その他も大かたはゆるびにたるを、光仁天皇立ちたまひては、又嚴峻なる法をも設けられたり。民法は、奸姻法、財政相續法のごとき定まれるものあれど、また整はざるもの多し。さてその裁判執行上の事については、いづれも、行政官にて兼たりしものにて、今日の如く、司法と行政と、區別あるにはあらず。大化改新の時、全國悉く王地となし、更に人民一般に平均して、年六歳に及ぶものには、男は二段（段とは方五尺を一步として、長さ三十歩、廣さ十二歩の地をいふ。）女はその三分の二づゝ給はりぬ。これを口分田といふ。六年ごとに、班田使を遣して、班ち與ふ。この租、即ち二段の地より得るところのもの、百四十四束を準として、その中より、四束四把を官に輸さしむ。これ税の第一。

調

又正丁(二十一歳以上をいふ)一人について、絹、綿布、さては、その土地の産物を輸さしむ。これを調といふ。税の第二。

庸

又正丁一人について、毎年十日づゝ夫役を課す。もし役に就かざる時は、布二丈六尺づゝを納めしむ。これを庸といふ。税の第三。

この租調庸の法は、唐制によられしものにて、一般に押通して行はれしかども、京畿の民のみは、ことに庸を免ぜらるゝ定めなり。さてこれらば、民部省の掌る事務にして、いづれも、その年の十二月中に納めをはらしむる制なり。

通貨

和銅年中に、武藏國より、銅出でしより、鑄錢の事愈盛に行はれて、普く通貨となさしめむさだめなりけむを、舊慣の改めがたきは、昔も今も同じことによ、人民猶米穀布帛の類を好みて、一向に錢貨の便を知らざるもの多かりしかば、元明天皇和銅三年、詔して、錢の用は財貨を通じて、有無を易ふるものなるに、百姓、猶習俗に迷うて、その理を解せず、僅に賣買すといへども、錢を蓄ふるものなし、依てその蓄ふる多少に従ひて、位を授けんとを令し給へり。されども、未だその理を解せざるもの多かりしにや、その後も屢々令して、錢を蓄ふることを勸められたり。さばかり唐風なりし世なるも、猶舊慣の脱せざること思ひやるべし。かくて聖武天皇の時、陸奥より黄金出で、淳仁天皇の時には、金貨をも造らるゝにいたりき。

蓄錢を勸めらるゝ

軍事は、兵部省掌る。その禁内を守護するには、衛府、左右衛士、左右兵衛あり。之を五衛府といふ。後さまん、に沿革して、遂に六衛府となる。その地方にあるを、軍團といふ。猶後の鎮臺兵の如し。また西海に防人司をおき、奥州、及び佐渡、對馬、壹岐等は、邊要の國として、殊に備を嚴にせり。その他、城、障、堡、烽の制、軍陣編成上

金貨

に、かゝる事まで、具にその定めあり。

兵制の沿革

戸籍は、古くよりありけんを、天智天皇の庚午の年、籍ぞ、姓氏を正されて、よきものとはいふめる。されば、大寶の制にて、六年ごとに一たび作り、三十年を経て後は、舊きより除き去る例なれども、かの年籍のみは、水く存せられきといふ。凡そ戸籍は三通つくり、一通は中務に置き、御覽に供し、一通は民部に、一通は國衙に留めおくさだめなり。その作りかたは、老、少、黄、耆の名稱を立て、正丁、次丁、中男の別を明にし、戸の等級を定め、課戸、不課戸をかきわくるなり。奈良正倉院以下古社寺に、當代のもの残れるがあるを見て、その綿密なりしことを知るべし。

戸籍

衣服は、大寶令に、禮服、朝服、制服の三等の制を立てられたり。朝服以上は、官人の宮城に參る上時の服にして、制服といふは、無位、及び庶人の服なりき。その形は、例の丸襟にして、初めは窄袖のや、廣きものなり。皆袴あり。貴賤の差等は、色を以て分つ。色とは、黄、丹、紫、緋、紅、綠等なり。その禮服は、皆唐風にして、文官は笏を持ち、綬、及び玉佩を著け、武官は褙襴、行旛、または末額、桂甲等を著く。かくて、禮冠、禮帽を頂く。これまた官位によりて異なり。

戸籍は三通りかた作りかた

元明天皇の和銅九年、衣の袖の口の濶さは、八寸已上一尺已下、人の大小に隨ひて爲れといひ、又衣の領は、接へ作るとを得れども、袖口窄小にして、次領細狭なることを得ざれば、一般にわたれる制なるべし。同五年に、諸司の人等の衣服の作、或は褙襴狭小に、或は裾長大なり。及征の相違ふも甚淺くして、行趨の時に開き易し。かくては、大に無禮なるにより、所司をして、嚴に禁止を加へしめよといひ、又無位の朝服は、今より後、皆黄衣を著よ、その褸の廣さは、一尺二寸以下にせよとあるは、官人の制服を戒められたるものなり。是等を考へ合せて、

衣服

文學美術政治風俗

文武官の別裁縫の沿革

二四一

服制唐に
よる

時のありさまを知るべし。そもく、宮城は、大かた唐なるに、またこの唐風なる服装にて、並び立ちたりけむ、當時のさま思ひやるべし。ましてかしこき天皇には、袈裟の服を御し給へるをや。かゝれば、大和錦のめでたき服飾等は、僅に神事等に存して、たゞ唐錦のはえある御代とはなりぬ。

頭髮

頭髮は、天武天皇の時、男女共に結髪せしめて、漆紗の冠を著けしめしこと見ゆれば、古代の俗や、改りしなり。されど、その女は、年四十以上、又巫祝の輩に限りて、結ぐと結びざると、心に任せられしは、老人の古俗を慕へる心を察し、又巫祝は、神に仕ふるものなれば、古代の俗を存せしめられたるならむ。奈良の朝となりても、男女ともに結髪なり。かくて男は常に冠を用ゐ、女も朝堂に上る時は、寶髻を著けたりき。

食物

食物は、猶二度の定めなりしも、佛ごゝろの盛なりし世と共に、殺生の禁行はれて、肉食はやう／＼おとろへゆきたり。又ばやう、乳牛院の設けありしかども、たゞ薬用のみに供して、普く飲用したりとは覺えず。當時良民、賤民の別ありて、官戸、家人、陵戸、公私奴婢を賤民とし、何事も、良民と區別せしのみならず、これらの中には、器財と同じく、賣買せられたるものあり。是等は戦争にて、奪掠せられたるもの又罪人の子孫、負債によりてなれるもの、賤民の歸化せしもの等、さまざまの原因より成り立ちしものなり。かゝれば、婚姻も戸籍も嚴重に、良民との別を立てたるのみならず、賤民は、當色ならずしては、(官戸と官戸と、陵戸と陵戸と)婚姻することをも許さず。凡そ、婚姻の法は、大寶令に定めありて、男は十五歳以上、女は十三以上に限り、必婚主を定めて之を行ふ。さて男より妻を離縁せんには、七條の理あるものに限る。子なき一つ、淫佚なる二つ、舅姑に事へざる三つ、口舌四つ、盜竊五つ、妬忌六つ、惡疾七つ、又このかす／＼の事ありとも、既に舅姑の喪を経たるもの、娶る時賤くし

婚姻

離縁の箇
條
離縁すべ

からざる
もの
養子

て、後に貴くなれる者、受くる所ありて歸す所なき者は、離縁することをゆるさず。但し義絶、淫佚、惡疾のものは、強てこの定めによらず。又外蕃に没落して、徒罪以上を犯したる男ある時には、妻より離縁を請ふとを得るなり。妾は、二等親に入れて、公にこれをゆるし、養子は、四等以上の親にして、年齢相應したるものならでは、取ることゆるさず。

葬喪
喪儀司

葬喪は持統天皇以來、火葬行はれ、聖武天皇、佛式を用ゐ給ひてよりは、古風はやう／＼おとろへぬ。されば、大寶の制に、喪儀司ありて、官吏、有位者の死すれば、治部省より監護する定めなれども、その法は、大かた佛式なりけむ。されど、鼓、角、幡、鉦鼓、楯等をおしたて、練り行くことは、古風をも取交へたりしがごとし。又舉哀、墳墓、喪服の制もあり、七々の祭、盂盆會などいふわざも、この時代より行はれそめけむ。

奢侈の風

凡そこの時代は、唐國を、無上の文明國とおもひし時なり。印度をば、最上の開化國と思ひし時なり。されば、彼の國の事は、何事も錦とのみ見えけむ。彼國の人は、悉く聖人とのみ見えけむ。宗教も彼に倣ひ、禮制も彼に倣ひ、政治も彼に倣ひ、風俗も彼に倣ひ、文學も彼に倣ひ、美術も彼に倣ふ。かゝれば、漢學者は、時を得て上下に黽勵し、佛學者は、機失ふべからずと、朝野に遊説す。こゝに於て、さばかりめでたかりし大和錦も、やう／＼色あせて、眞備が目には、猿澤池は昆明池と見え、行基が心には、吉野の嶽は靈鷲山と思ひしなるべし。開け行く世に、奢侈の風盛なるは、昔も今も免れぬ勢ながら、富める者と、貧しき者との邊に隔りゆくこそ、せむやうもなけれ。抑も、大化改新以來、世襲の風廢れては、おのづから、その業を失ひたるものも多からむ。たゞきなき人も多からむ。門閥の勢おとろへて、やゝ智力の競争となれるは、奈良の朝ならずや。されば、封戸に能き、位勳にあまれる人の多かると共に、席を織り、履を躡ぎても、猶心よく、月日の光を受くると能はざるもの

も少からざりけむ。こゝに、筑前守山上憶良、世のさまに憤ることやありけむ、貧窮問答といふ歌をよめり。その歌は、

貧窮問答の歌

風まじり、雨ふる夜は、雨まじり、雪ふる夜は、寒くしあれば、固鹽を、取りつゞしろひ、糲湯酒、打すゝろひて、しほぶかひ、鼻ひし／＼に、しかとあらぬ、指かきなで、我をおきて、人ばあらじと、誇ろへど、寒くしあれば、麻、袷、引きかゝふり、布かたきぬ、ありのこと／＼、著そへども、寒き夜すらを、我よりも、貧しき人の、父母は、飢ゑ寒からむ、妻子どもは、戀ひて泣くらむ、その時は、いかにしつゝか、汝が世はわたる、天地は、廣しといへど、我爲は、狭くやなりぬる、日月は、明しといへど、我爲は、照りやたまはぬ、人皆か、吾のみやしかる、わくらばに、人とはあるを、人なみに、我もなれるを、縮もなき、布かたきぬの、海松のごと、わゝけさがれる、かゝふのみ、肩に打かけ、伏せ庵の、曲庵の内に、ひた土に、藁解き敷きて、父母は、枕の方に、妻子どもは、あとのへに、圍み居て、憂へさまよひ、竈には、烟ふき立てず、こしきには、蜘蛛のいかきて、飯かしぐ、事も忘れて、ぬえ鳥の、喉よひなるに、いときて、短きものを、はしきると、いへるが如く、答とる、里長が聲は、ねや戸まで、來たちよばひぬ、かくばかり、すべなきものが、世の中の道。

反歌

世の中をうしとやさしとおもへどもとびたちかれつ鳥にしあらねば

この歌は、みづから貧民のあはれなるさまをよみて、さる方に献上せりといふ。能くよみ味は、かの流民の圖などにもまさりて、いと貴き心がけなるを知るべし。おもへば、都には、かの、

白がれの目ぬきの太刀をさげはきて奈良の都をれるは誰が子ぞ

唐制摸倣の利害

といへるばかりのさまなるを、いつの世ととも、術なきは、この道なりけり。あはれ、尙武の風は柔弱となりぬ。淳朴の俗は驕奢となりぬ。神國は佛國となりぬ。これ歎くべきもの。禮制法文は備りぬ。文學は起りぬ。美術は進みぬ。これ悦ぶべきもの。歎きと悦びとは、いつか世にかゝらむ。これ唐錦の御代に於ける利と害となり。

第四編 藤の下蔭

一 花の都

比叡の山、愛宕山、鞍馬山、音羽山、嵐山など、うるはしき山ども、四方をめぐり、鴨川、大井川など、清き水ども、そのうちをながれ、春は花、秋は紅葉、四季をりくくながめたえせぬは、西の都にあらずや。雪のあした、かのあらし山にのぼり見よ、螢の夜、かの鴨川をわたり見よ、その山、その川のなみくならぬなど、實に筆にもことばにもおよびがたきものあらむ。かゝるをかしきところに、都をさだめさせ給ひしなど、いかに優にやさしき御事どもなりけむ。

桓武天皇

さて、こゝに都をうつさせ給ひしは、紀元何年なるか、また何天皇なるか、うやくしく史を按ふるに、そは紀元一千四百五十四年のことにして、その天皇は、桓武天皇におはします。

天皇、光仁天皇のあとをうけつがせ給ひしが、都を山背の國にうつさむの御心おはしけ

都を長岡に遷す

り。こゝに藤原小黒麻呂、藤原種繼等をつかはして、その地を見しむ。かの乙訓郡なる長岡村、その地形もよしとの事にて、いよくそこに都をうつさむとさだめさせ給ふ。まづ、賀茂の社に、そのむねをきこえあげ、次に諸國にもかくとふれさせ給ふ。延暦三年十一月、宮殿ほゞ成りしかば、やがてうつらせ給ひぬ。神武天皇このかたの都なる大和の國をすて、こゝにしもうつり給ふ事にしあれば、なにとなく、たちにくう思ひし人々もおほかりしならむ。かの三笠の山の月影、かの佐保の川邊の櫻花、こむ年の秋はいかに照るらむ。こむ年の春はいかににほふらむ。

皇太子早良政を執る

時に、天皇、政を皇太子(早良)にゆだねさせ給ひしが、皇太子、佐伯今毛人を參議になさせ給ふ。種繼、佐伯氏の參議に任せらるゝこと、そのためしあらぬことなりとて、そのむねを天皇にきこえまをす。天皇、かねて、種繼を寵せさせ給ひしが、そのまをすことを實に理なりとおぼして、今毛人の參議をとかせ給ふ。皇太子、こゝろよからずおぼして、なにかとせまりきこえしに、天皇、更にきこしめしめしれす。四年八月、天皇、平城にいでます。皇太子、種繼と共に、留守しておはせしが、ひそかに人して種繼を殺さしむ。天皇、いみじう、怒らせ給ひ、皇太子を淡路島に流す。都をうつさせ給ひて、いまだ幾年もあらぬに、かゝる事ども出で來しかば、人々ゆゑしきことにいひあへり。皇太

皇太子藤原種繼を殺す
皇太子を淡路島に流す

崇道天皇の尊號を再び都を遷す

子かしこにいたりつき給はず、みちにて身まかり給ふ。後、いたく祟り給ひしかば、天皇の尊號をたてまつらせ給ふ。崇道天皇とまをす、これなり。さて、此都も長岡の長からずして、延暦十三年、天皇、ふたゝび都を山背葛野郡なる宇太村にうつさせ給ふ。この遷都のことは、名だかき和氣清麿のはかりごとになれるものなりとぞ。清麿、奸僧をうち退けて、朝廷をやすからしめたるのみならず、今またこの天皇をたすけまつりて、都をうつし、以て天業を盛ならしめしめなど、忠臣とやいはむ、功臣とやいはむ。あくる年、詔して、この山背國は、山をめぐらし、川をめぐらして、おのづから城のさまなせり。今より、山城國とあらたむべしと宣ふ。この都、世に平安京といふ。こは當時の人民の名づけしものなり。この遷都の人民の心にかなへりしことなど、この一事にても、よく知らるゝならむか。

山城國 平安京

京城 十二門

京城は、南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈。宮城は、南北四百六十丈、東西三百八十四丈、四面に十二の門を設けられたり。東には陽明、待賢、郁芳の三門、前には美福、朱雀、皇嘉の三門、西には、談天、藻壁、殷富の三門、北には、安嘉、偉鑿、達智の三門、この十二門の外、上東、上西の二門にいたるまで、衛兵これを守りて、常時に非常をいましめたり。かくて、南面の朱雀門より、南のはてなる羅城門まで、大路を

朱雀大路

ひらく。これを朱雀大路とはいふなり。その廣、二十八丈、左右に柳櫻など多く植ゑられたりとのことなれば、春のながめなど、實にいふべからざるものありしならむ。素性法師の「見渡せば柳櫻をこきませて都ぞ春のにしきなりける」とよめるは、そをよみたるなりとぞ。

左京右京

さて、その大路の東を左京といひ、その西を右京といふ。その兩京、各わりて九條とし、東いく條、西いく條といふ。その一條毎に四坊あり、一坊のうちにまた四保あり、一保のうちにまた四町あり、一町のうちにまた四行あり、一行のうちにまた四門あり、一門は、やがて一戸なり。さては、左右の兩京をあはせて、坊は、七十二、保は三百、町は一千二百十六、區劃整然、たえてみだるところなし。

宮城
大極殿

皇居

十七殿

五舍

宮城は、一條と二條との間にあり。皇居は、その中央に位せり。大極殿、豐樂院、中和院、武德殿、眞言院、その他、ありとあらゆる官省、曹廳、あるは二重に、あるは三重に、あるは四重にたちかきなりて、皇居の四面をめぐれり。さて又、皇居は、建禮門、承明門なども、二重にこをめぐらし、そのうちに、紫宸殿、仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿、春興殿、宜陽殿、綾綺殿、溫明殿、麗景殿、宣曜殿、安福殿、校書殿、清涼殿、後涼殿、弘徽殿、登華殿の十七殿、飛香舍、凝華舍、襲芳舍、淑景舍、昭陽舍の五舍、

互に相つらなれり。そのうち紫宸殿は、天皇のいでまして、政をき、給ふところ、清涼殿は、常におはしますところ、さてまた五舍は、後宮妃夫人などの居るところ。京城、宮城のかくさかりなるのみならず、おのづからなる山のたゝすまひ、おのづからなる水のながれ、山水よろしきを得て、春は花さきよそひ、秋はもみぢ色づくなど、實にたぐひもあらぬ都なり。あはれ、こゝにそをたへて花の都といふは、あらずや。

二 將軍塚

日本武尊、ふかく蝦夷の地にいり、そをまつろはしめさせ給ひしより、やゝ皇化にうるほふやうなりしかど、遠きさかひのならひととして、ともすれば、そむきまつりぬ。かの大化改新後、蝦夷を討たれし、そのおもなるものをあぐれば、おほよそ、七たび。齊明天皇の四年(紀元千三)越國守阿倍比羅夫、舟師一百八十艘をゐて、蝦夷をうち、郡領を淳代、津輕の二郡におき、猶すゝみて郡領を、後方羊蹄に置きたり。これその一。元明天皇の和銅二年(紀元千三百)巨勢麻呂を陸奥領東將軍に、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍にしなして、大に蝦夷をうち破り、初めて出羽國を置きたり。これその二。聖武天皇の神龜元年(紀元千三百)海邊の蝦夷ども、叛きて、そこなる大掾を殺しぬ。こゝ

阿倍比羅夫
後方羊蹄
郡領を
巨勢麻呂
佐伯石湯
出羽國を

大野東人
多賀の柵
を築く

秋田城

桃生城
雄勝城

多賀城

伊治城

紀廣純
覺
城を築く

に又將軍を遣して、そをうたしむ。かの大野東人の多賀の柵を陸奥に築きたるもこのをりなり。これその三。

同天皇の天平五年(紀元千三百九十三年)出羽の柵を秋田に築きて、蝦夷に備ふ。秋田城といふこれなり。つぎて、陸奥にも玉造、新田、牡鹿などの柵を築き、また桃生、雄勝の二城を築きて、互に相聯絡せしむ。これその四。

淳仁天皇の天平寶字六年(紀元千四百二十二年)多賀城を修め、蝦夷地の鎮めとなす。これその五。稱徳天皇の神護景雲元年(紀元千四百二十七年)伊治城を築き、また大に力を蝦夷の鎮撫に用ゐられたり。これその六。

光仁天皇の寶龜五年(紀元千四百三十四年)蝦夷をむきしかば、坂東の八箇國に勅して、兵士兵具を備へしむ。おなじく十一年鎮守府將軍紀廣純、覺鼈城を築きぬ。伊治皆麻呂といふものあり。こゝろよからぬものなりしが、遂にそむきて廣純を殺す。かの多賀城もこのをりに焼けうせたり。こゝにまた將軍をやりて、そをうたしめ給ひしかど、おほくは功をなさず。これその七。

以上のぶるがごとく、しばし蝦夷をうち平ぐること力を用ゐられしかど、その力を用ゐられしほどは、その功もあらはれず。この桓武天皇の御代にいたり、猶いたくうち



岡村將軍蝦夷に入る圖

大伴家持 文屋與企 多治比宇 美阿部墨純 坂上田村 麻呂

さやぎてありけり。延暦三年には、大伴家持を持節將軍に、文屋與企を副將軍となして、かしこに赴かしめ、またおなじく七年には、陸奥按察使多治比宇美を兼鎮守府將軍、阿部墨純を副將軍にしなして、こもまたかしこに赴かしむ。されど、いづれもその功をなさず。こゝに坂上田村麻呂といふ人あり。菟田麻呂の子なり。身の長五尺八寸、胸の厚一尺二寸、身の重二百一斤、眼は蒼隼の如く、一たび視線をそゝがむには、百萬のいくさといへども、おちおそれむさましたり。髯は金線の如く、一たびふれむには、いかなるものもうちはじかれむさましたり。力の人にこえたるのみならず。その將略のほど、またたぐふべきものもなし。この人征夷大將軍大伴弟麻呂の副使として、蝦夷をうち、いみじき功をたてたり。やがて、陸奥出羽按察使兼陸奥守となり、つぎて、征夷大將軍とはなりにけり。將軍といふ將軍、大將といふ大將を、かはるゝつかはし給へるに、いつもその功なく、いよくあれにあら蝦夷を、田村麻呂、一たびかしこに赴きて、そをうち平げしは、いみじき手がらとたへつべし。桓武天皇、あつくそを用ゐ給ひしもまことにさるべきことにして、田村麻呂のためによろこぶべきのみならず、まこと國家のためによろこぶべき事なり。この後、田村麻呂の蝦夷に對する、そのはかりごとはいかに。

膽澤城

志波彦城

文屋綿麻呂

田村麻呂、征夷大將軍となりしより、いかにもして、蝦夷どものあとをたち、ながくその憂なからしめむと、大にすゝみいりて、蝦夷の巢窟をつく。向ふところ、その功あらざるはなし。かくて、膽澤城を築き、そを鎮所とさだむ。蝦夷の酋長、大暮阿底利爲、磐具母禮等、その部下五百あまりの人をゐて、まつろふ。田村麻呂、勇は勇なり、されど、そのをしきなかに、またいふべからざるやさしき心をもてり。かれ、蝦夷どものまつろひくるや、その罪をゆるして、用ゐむとしたり。こゝにそのむね都へきこえあげしに、ゆるし給はず。やがてそを斬り殺しぬ。そもく賊地に攻めいり、そを平げむとするには恩威の二をもてせざるべからず。恩のみならむには、彼れわれをあなどらむ、威のみならむには、彼れわれをにくまむ、この二のもの、一もかくべからず。田村麻呂の、まつろへる蝦夷どもの罪をゆるさむといふ、まことにさるべきことなり。さるを、朝議ゆるさざるはいかにぞや。かの内臣、内にありて、外臣の肘をひき、大にその機をあやまること、古今ためしおほかり。かへりみるべきことにこそ。田村麻呂、更に志波彦城を築きぬ。この城、膽澤城とへだたること、百六十二里、その間、山けはしく、谷ふかし。こゝに、一驛をその間におき、事あるときの備となす。嵯峨天皇の弘仁二年(元千四百七)征夷將軍文屋綿麻呂、あまたの兵をゐて、蝦夷をせめ、ほとくその餘類なき

田村麻呂

にいたらしめたり。その功、田村麻呂につぎていみじとたへつべし。綿麻呂は、田村麻呂のすゝめしところ、よくその人を知れりとやいはむ。綿麻呂、蝦夷をうちしその年に、田村麻呂、粟田の別業におきて、身まかりぬ。年五十四。朝廷、純布米および役夫を賜ふ。天皇、朝をやめさせ給ふこと一日。いかにかなしくおはしましたしけむ。その日、大舍人頭藤原縹麻呂、治部少輔秋篠全繼をつかはさせ給ひて、從二位を贈らせ給ふ。かくて、その墓地として、山城宇治郡栗栖村なる陸田山林三町を賜ひ、さて屍を棺のうちにて、そを平安城の方へむけ、甲冑弓箭を帶せしめ、糒鹽をも、つけさせてうづめたり。そのはふりのことは、すべて官使きてとりまかなひたりとなむ。この墓は、世にいふところの將軍塚なり。この後大將軍のいくさに出でたつ時は、まづ詣で、勝つことをいのれり。あはれ、田村麻呂、その身は死にたれど、國をおもひ、君をおもふその心は、千代によろづ代に猶きえずやあらむ。天下事ある時は、この墓必ず鳴りとよみたりとか。靈のとまれりけるにこそ。

三 薬子の毒

世に婦人女子よりおこれるわざはひすくなからず。薬子のごとき、またその一人といふ

平城天皇
藤原繩主
の寡婦薬
子尙侍と
なる

仲成の專
横

伊豫親王
の宛

阿倍兄雄

べし。桓武天皇かくれまして、平城天皇御位につかせ給ふ。天皇、いまだ東宮におはせしをり、中納言藤原繩主の寡婦薬子を寵せさす。父の天皇、きこしめして、いたくいからせられ、薬子をおひはらせ給ひき。こゝにいたりて、ふたゝび召し出で、尙侍となす。ゆゝしともゆゝしき事にこそ。天皇、この薬子を愛し給ふことかぎりなく、薬子のいふことゝては、きかれざることなく、またおこなはれざることなし。さては、そのいきほひいみじうさかりに人々皆おちおそれざるものなかりきとかや。薬は人の病を療するところき、しか、この薬は、當時の毒薬か。はた劇薬か。薬子、その女だにあるを、兄の仲成さへいきほひをたのみて、ほしいまゝなることいといみじ。にくむべきはこの兄妹にあらずや。

大同二年、皇弟中務卿伊豫親王、みかどをかたぶけまつらむの御志おはすときこえまをすものあり。この事たる、もとより讒者の口より出でたることにて、影も形もなきことなるを、天皇まことおぼす。左近衛中將安部兄雄、あらぬことどもなりとて、かれこれきこえしかど、天皇きこしめしいれず、遂に兵をやり給ひて、親王はさらなり御母夫人までを河原寺におしこめまつりぬ。朝夕の食もあたへ給はねば、いとうきことにおぼして、親王をはじめ皆みづからうせ給ひぬ。こと王室にかゝれることなれば、いかに

嵯峨天皇
平城の離宮

薬子上皇
に再祚をすむ

薬子上皇の旨といつぱり都を平城にうつさんとす

とも、きこえむやうなく悲しや。

おなじく四年、即ち紀元千四百六十九年、天皇御病のために、位を嵯峨天皇にゆづらせ給ふ。かくて、みづからは平城の離宮におはす。薬子常にかたはらにはべりて、なにくれとよからぬことのみすゝめまつりしが、遂にふたゝび御位につかせ給はむことを勸めまつりぬ。こはおのれ、後の位にのぼらむと思ふこゝろありてなり、かへすゝもにくむべき事にこそ。上皇、そのことばにまどはされ給ひて、さることにおぼす。天皇、そのことを知り給ひしかば、御病にかこつけて政をきこしめし給はず。遂に神器を上皇に奉らむとし給ひしに、上皇、さすがにうけ給はず。薬子わが志も、はや成らむとおもひしかば、いよくわろきたくみをなしてやます。

弘仁元年(千四百)九月、薬子、上皇の旨といつはりて、都を平城にうつさむとくはだてたり。世の中の人々いかになることならむといみじうさわぎあへり。桓武天皇、あつく御心をくだかせ給ひ、からうじて遷都の功をとげさせられ、まことにうるはしうつくらせ給ひしものを、今またこをうつさむとするはいかにぞや。そも上皇の、まことの御心ならむにはともかくも、その旨といつはりておのが慾をはたさむとする、薬子、その罪のほど、實にたとふべきものなからむ。天皇なにごともしのばせ給ひしが、いよくそ

仲成を獄に下す
薬子の官位をうばふ

の慾のつりにつのるを見給ひ、今は、すておくべきにあらずとおぼして、仲成を捕へて、そを獄につなぎ、また薬子の罪をあばき、官位をうばひて、宮の外へとおひしりぞけ給ふ。

上皇、怒りて兵をおこし給ひ、薬子とともに御車にめさせられて、東の方へと出させ給ふ。諸司諸衛の兵など、これに従ふ。左馬頭藤原真雄などいさめまつりしかどきこしめさず。天皇、坂上田村麻呂をして美濃路をふさがしむ。

上皇薨髪
薬子薬をのみて死す

上皇、大和の越田村までいでまし、が、さきく兵どものゆきて、道をふさぎたるよしきかして、事ならずとおぼしけむ、宮にかへり給ひて、御髪おろさせ給ふ。薬子は、薬をのみて、うせぬ。みづから悪事をなし、おのが名におふ薬をのみて、うせにしこそ因果といふべけれ。

皇太子高岳親王を
やめて皇弟大伴親王を立て

皇太子高岳親王は、上皇の御子なり。そをやめて、皇弟大伴親王をたて給ふ。また伊豫親王のなき罪によりて、うせ給ひしをあらはれとおぼして、その御子を召して資財および田宅など賜はす。また上皇にくみしまつりて兵をあげしものどもあまたありしが、そはその死をゆるして、遠きところに流させ給ひなどして、事平ぎぬ。一の婦女、その婦女よりことおこりて、かくまで、いみじき世の中の騒ぎとはなりにけり。返すくも恐

第四編 藤の下蔭
るべきは教へ無き婦人女子にこそ。

四 比叡の山

世人一たびひえの山にのぼり見よ、すゞしき風、ふきたちて、うき世のちりなど、あとなくなりぬらむ。足の下をば走る白雲、杉の雫のしたる清水、見るもの、きくもの、すべてこの世のものならず。あはれふるくよりならびなき靈山とたへられたること、ふかきいはれのあるにやあらむ。

天台宗の始祖最澄

さばかりくすしき比叡の山、そをひらきたるは、そもくたれなるか。天台宗の始祖最澄その人なり。最澄は近江國滋賀の人にして、三津首百枝の子なり。そのさが、世の人のたぐひにあらす。常にいみじく佛教を好み。十二歳のとき、近江國分寺の禪師僧行表にしたがひて、唯識の章疏等をまなび、十八歳のをり、出家得度の官牒を得、二十歳のをり具足戒を受けたり。この時にあたり、諸宗、たがひにきそひ、法論もまちくにて、教義のむねあきらかならず。最澄、比叡山にのぼり、そこに草の廬をむすび、こゝろをねり學を修む。さて、

比叡山

根本中堂
なつ

七宗

最澄入唐
最澄再び
入唐

こゝにこもりて、起信論疏、華嚴五教章を見しに、必ず天台を指南とせり。こゝに天台法文を見むとせしかど、そを得ることかなはず。いみじうなげかしさに、涙さへおしたりとぞ。たましく、そのあるところを告ぐるものあり。こゝにはじめて、天台止觀法華文句玄義回教義等の書を得、夜となく、晝となく、そををさめ、大にさとるところあり。最澄ひとりつくづく思ふやう、釋迦一代のをしへに、方便と眞實とあり、方便の權をひらきて、一乗の實を示すべきもの、天台にしくものなしと。遂に身を殺しても、この宗をおしひろめむと、さるかたに、心きはめたるもをしや。延暦七年、(紀元千四百四十八年)比叡の山をひらき、そこに根本中堂をたつ。十三年九月諸宗の僧どもをまねきて、根本中堂供養會をおこなふ。天皇(桓武)百官をひきゐて行幸あらせたまふ。十五年朝廷にきこえあげて、新天台法華宗をおこす。時に華嚴、法相、俱舍、成實、三論、律あり。こゝにいたりて七宗とはなれり。おなじく二十一年勅をうけて唐へわたりぬ。數月をへてかへりきたりしが、二十三年七月ふたたび唐へわたりぬ。かくて天台宗の本山なる天台山國清寺にものし、座主道邃にあふ。ことに一心三觀の旨をきき、菩薩大戒をうけ、また天台教門の疏記を寫せり。次に佛隴寺にものし、座主法滿にあふ。法滿くさく法の文をさづけ、かついへるやう、

比叡の山

七寺

「君、この法文をもて、海東傳燈の祖となれ」といふ。つぎにまた龍興寺にものし、いみじき僧だちにあひて、くさんぐの法どもをうけたり。あくる廿四年六月歸朝。もたらしたるところの經書二百三十部、四百六十卷、およびめづらしき諸具をたてまつりしに天皇いたく、そをめさせ給ふ。かくて、七寺に勅してそを寫さしむ。こゝに於て、天台教大におこれり。七寺とは、東大寺、法隆寺、元興寺、西大寺、藥師寺、興福寺、大安寺。

天台教

天台教とは、法華經をもて宗基とし、智論をもて、教導とし、涅槃經をもて扶疏とし、大品般若をもて觀法とし、また諸經諸篇をひきて、それをたすけなすなど、教理たゞしくして、そのむねいとふかし。そのかみ、鑑真といふ僧、そのむねを傳へたりといへども、いまだ世にあらはれざりしが、この最澄にいたり、いみじう光をはなちたり。かれ、最澄をわが國天台の開祖とはいふ。

密灌の始

廿四年九月、最澄にみことのりし、高雄山にて、灌頂を修め、諸寺の僧をえらみて、灌頂三摩耶を受けしむ。これわが國、密灌のはじめなり。この年また最澄に勅りして、紫宸殿にて、五佛頂の法を修め、密灌を受けしめ給ふ。これわが國、禁中灌頂のはじめなり。

禁中灌頂の始

最澄に傳授の位を賜ふ

嵯峨天皇御位につかせ給ふや、最澄に勅りして、御即位の印明を受けさせ給へり。弘仁五年一月十四日には、最澄を宮中に召させ給ひ、法要をあげつらはしめて、みづからそをきかせ給ふ。おなじく十三年二月、天皇、みづから筆とらして、最澄に傳授大師の位を賜ふ。最澄の名譽こゝにいたりて、きはまれりとやいはむ。この年の六月四日、延曆寺なる中道院にて佛となれり。年五十六。あはれ、最澄、この世にありて、天の下の人々にうやまはれしのみならず、千とせの今日、猶あがめたふとばるゝなど、もとより偶然にはあらず。その徳や、比叡の山の高きよりも高く、その學や、その山の梢のしげきよりもしげかりしがためならむ。清和天皇の貞觀八年七月傳授大師の諡を賜ふ。こはこれ、わが國大師號のはじめ。

傳授大師の諡を賜ふ

五高野寺

山といふ山、川といふ川、野といふ野、いづこにいたるも、弘法大師の名をきかざるとなからむ。かくまで人の尊信をうけたる大師は、いかなる人かといふに、いみじき多才にて、筆とりて、字をかけば、紙上、雲をとばし、刀をとりて、木をきざめば、その像、靈あるがごとし。さかしき山をきり、こゝしき谷をひらき、その他、池を掘り、井をう

子佐伯氏の

がちて、人々の便をはかりしこと、そのいくそばくなるかをしらす。さはいへ、その末の末なるものにて、大師のこゝろざしとせしところ、即ち人の尊信をうけたるものは、佛道の擴張上、まことにくすしく妙なる考のありしがためなり。

空海

大師、名は空海、俗姓は佐伯氏、讃岐國多度郡屏風浦の人なり。父を田公といひ、母を阿刀氏といふ。寶龜五年六月に生れたり。いとけなき時、外祖父阿刀大足に従ひて、經典をまなび、又岡田博士につきて、經史をきはめぬ。十八歳の時、岩淵寺の勤操といふ僧につきて、髪をおろし、諸法、諸戒をうけ、三論を講ず。はじめの名は教空、後に如空とあらたむ。延暦十四年奈良東大寺の戒壇にのほり、具足戒をうけしが、その時にまた空海とはあらためたり。これより一笠一杖の行脚をおもひたち、野の末、山のおく、いたりいたらぬくまもなし。

空海入唐

空海、かねて大和の久米寺なる、大毘盧舍那神變加持といふ經卷を得てよみしが、うたがはしきところありて、よくわからず、こゝに入唐の志をおこしぬ。桓武天皇の延暦二十三年五月、勅をうけ給はりて、遣唐大使葛野麻呂と共に唐へわたりぬ。空海、彼處にいたり、寺といふ寺をうちめぐりて、よき師をもとむ。たましく青龍寺の阿闍利慧果にあふ。慧果はいみじき名僧なり。空海を見るや、その才をめで、あらゆる秘法を授け

空海五筆和尚の名を得

たり。空海この國の諸名士とまじはり、詩賦文墨を相かよはして、いたく才名をかゝり、かし、が、かの帝、いみじきものにおぼして、しばしば物などおくられたり。かの宮殿の二室に、壁あり。その文字は、王羲之が書きたるなり。その一室、當時やぶれて、あらためつくられしが、たれ一人といへども、筆を下すものなし。こゝに、そを空海に命ず。空海をうべなふ。そも一方は、音にきこえたる王羲之の筆なり。それに對へてかゝむことは、かたきがなかのかたき事ならむ。かの國の手かきといふ手かき、皆筆をくだしかねたりしを、空海、今そをかゝむとす。かねてそのことにくはしからずば、いかでかこゝにいたらむ。空海、指ごとに筆をとり、五本の筆して、一書に五行をかきぬ。かの帝をはじめ、見るもの、皆手をうちてほめあへり。これより五筆和尚の名を得たりとぞ。

横尾山寺

空海かの地にあること二年、平城天皇の大同元年八月歸朝。天皇、諸宗の高僧を宮中にまねかせ給ひ、大に佛法をあげつらはしめ給ふ。空海、即身成佛の説をたて、議論精敏、一人のそれにあたるものなし。三論宗の道昌、唯識宗の源仁、華嚴宗の道雄、天台宗の圓澄など、いづれもいみじき僧なりしが、皆空海に従ひぬ。こゝに空海に勅りして、和泉の國なる横尾山寺に居らしめ、唐より傳へ來しところの眞言をひろめしむ。その本宗

高野寺

眞言宗
空海高野
山を開く

第四編 藤の下 藤

は大日三部經等の密眞言教をもてよりどころとせり。かれ、眞言宗とはいふなり。嵯峨天皇の弘仁七年(紀元一千四)空海はじめて紀伊國なる高野山をひらき、金剛峯寺をつ。この寺の、ならびなき名寺なることは、世の人々のあまねく知るところなり。ことにことあたらしくなにか言はむ。たゞ源平盛衰記にこの寺のことをしるしたる一節あり。その文、
かの高野山は帝城を去りて二百里、郷里をはなれて、人の聲なく、嵐、梢をならして、夕日の影もしづかなり。金剛八葉峯の上、秘密瑜伽の道場なり。一度參詣の輩は、ながく三途の苦をはなる。十三大會聖衆には、肩をならべて阻なし。三十七尊の聖容は、心の中にぞおはし給ふ。八の尾、八の谷に、衆生本覺の心蓮を像り、あるひは上り、あるひは下る、行願證義菩提心をあらはせり。
金堂と申すは、嵯峨天皇の御願なり。或は釋尊涅槃の像を摸せる道場もあり、在世の昔を慕ふかとあはれなり。彌陀來迎の粧を畫く靈場もあり、終焉の夕を待つかとおぼえたり。若くは、說法衆生の庭、坐禪入定の窓もあり。若くは、秘密修行の室、念佛三昧の砌もあり。顯教密教かきませ、聖道淨土おのゝ別なり。峨々として高き山、渺々として遠き峯、雲霧の底に花ほころび、尾の上の霜に鐘ひびき、嵐にまがふ鈴の音、雲井に

のぼる香の烟、とりくにこそたふとけれ。

鴻臚館を
空海に賜
ひて寺と
なす

空海寂す

弘法大師
の謚を賜

以上の盛衰記の文、よくかの寺のさまをかきえたりといふべし。さてまた、弘仁十四年一月、東鴻臚館を空海に給ひて、寺とせさせ給ふ。秘密傳法彌勒山教王護國寺といふ。京都の東寺是なり。淳和天皇の天長二年十一月、高雄山神護寺を空海に賜ひて、あらためて神護國祚眞言寺といふ。
空海、嵯峨天皇の御代に、宸筆の傳燈大師の位階を賜はり、淳和天皇の御代に大僧都に任せられたり。さて仁明天皇の承和二年三月一日遂に佛となれり。年六十三。
わが國に眞言の傳はりしは、元正天皇の御代にして、道慈といふ僧の唐へわたりて學びきたりしなり。されどいまだひろまらず。道慈、善儀に傳へ、善儀、勤操に傳へ、勤操、空海に傳ふ。空海にいたり、大に心をふるひおこせり。醍醐天皇の延喜二十一年弘法大師の謚を賜ふ。

六 藤かづら

藤原氏は、わが朝廷に對し、いかなるふかきゆかりかありけむ、鎌足このかたその色たかく、雲井の上にはほひしが、かの押勝、かの仲成など、よからぬもので來しより、

藤かづら

世の人うらむらさきのそをうらみ、それと同時に、その色もあせはてたり。こゝに藤原冬嗣といふ人あり。この人いみじき人にて、才、文武をかね、朝廷のおぼえ、世のおぼえなど、またたぐふべきものなかりけり。これよりゆかりの色ふかく、またさきにほふをりのめぐり來むさまなり。おもへば、藤原氏のため、いとよろこばしきことになむ。この人、四朝に歴史せり。嵯峨天皇の御代に初めて藏人頭となり、淳和天皇の御代に左大臣となりてうせたり。この人のしわざにつき、しるすべきとおほかる中に、かの施薬院をおきて、親族のまづしきものを養ひ、勸學院をおこして、同族の子弟を學ばしめ、南圓堂をその氏寺なる興福寺にたて、一族のさかえをいのりたるなど、そのいちじるしきものならむ。かくまで、その培養に手をつくされたり。藤かづらのさかえにさかえて、ふかき色香にほひ出でむと、またあやしむに足らざらむ。

はじめ平城天皇その御子を立て給はず、御弟の嵯峨天皇を立て、嵯峨天皇、またその御子を立て給はず、御弟の淳和天皇を立て給ふ。いづれも桓武天皇の御子にて、御兄弟うけつがせ給へるものなり。淳和天皇、またその御子を立て給はず、嵯峨天皇の御子仁明天皇を立て給ふ。そのよしあしは、われ、臣民のいふべきかぎりにあらず、たゞいづ

れも私さまの御心をすてさせ給ひて、公さまの道によらせ給ひしものならむ。こゝに仁明天皇、またその御子を立て給はず、淳和天皇の御子恒貞親王を立て、皇太子となさせ給ふ。これまた先皇禪讓の御徳にこたへ給ひしものならむ。恒貞親王は、嵯峨天皇の皇女の生めるところにして、御才いとかしく、よく世の中の事ども、しろしめしたりとかや。さては、皇太子となり給ふや、後のわざはひなどをおぼしつゞけて、かたくいなみきこえしに、ゆるさせ給はず。

後のわざはひとはいかに。他ならず、冬嗣の女順子、仁明天皇の後宮にいらて道康親王(文德天皇)を生みたてまつれり。この親王、當時はや七歳になり給へり。恒貞親王のいなみきこえしは、全くそれがためなり。嵯峨淳和の二上皇にても、この世におはするほどはともかくも、それ、かくれさせ給はむには、必ずやくさん(の事)も起らむとおぼしつゞけさせ給ひてなり。あはれ、その事、露あやまたず、遂にゆくしき大事のおこりたるこそ、あさましけれ、かなしけれ。承和七年、淳和上皇かくれさせ給ひ、同じく九年七月、嵯峨上皇かくれさせ給へり。こゝに東宮帶刀伴健岑等、皇太子をいたゞき、東國によりて世の中をみださむとすと申すものあり。天皇、皇太子をやめて淳和院に遷させ給ふ。健岑をはじめ流さるゝもの、その數おほかり。但馬權守橘逸勢も、その事にかゝ

道康親王
皇太子と
なる

はれりとて、檢べられしが、罪に服せず、こも遂に流されたり。この事や、藤原氏にこびへつらふもの、口より出でしことにて、もとよりあるべきことにもあらず。されど皇太子をやめて、わがちなみある道康親王をたてむとおもふなりければ、かくはからひしなりけり。皇太子をやめられ給ひし、恒貞親王の御いたはしさはさらなり、なき罪によりて、うちながされたる人々よ、いかにあはれなることならむ。八月、道康親王、皇太子とはならせ給ふ。つぎて、冬嗣の子良房、大納言より左大臣にのぼりぬ。藤原氏の地位、こゝにいたりてかたしといふべし。天皇、いたくおごりをこのませ給ひ、後宮のかざりなど、美に美をかさねさせ給へり。さては用途足らず、からき税などたび／＼おほせ給ひしかば、世の中、皆うらみまつれりとなむ。

文徳天皇
の即位
惟仁親王
一歳未滿
子となる

嘉祥三年(紀元千)文徳天皇たゝせ給ふ。この年、第四の皇子なる惟仁親王(清和)を皇太子とはなさせ給ふ。こは良房の女の生みまつりしところなり。御歳いまだ一歳にもなり給はずとかや。天皇御さがいとかしこうわたらせ給ひしかど、御病がちにて、御位におはすることもかなはず、天安二年、皇太子に御位をゆづらせ給ふ。皇太子、このをりは九歳にまします。かゝるいとけなくして御位につかせ給ふなど、いにしへよりそのためしもありぬことなり。良房、當時太政大臣にてありしが、萬機を攝行したり。かくて、三

則關の官

宮に准せられ、年官を賜はり、内舍人二人、左右近衛各六人および帶仗資人三十人を賜はるなど、榮耀、榮華、きはめざることなし。そも／＼大寶このかた百官のうへに、三大臣をおかれたりといへども、必ずしもその員をみたしめ給はず。その他、大中納言といひ、參議といひ、皆たかき職にあれば、よくその人をえらびて、用ゐられ、門地の如きもとより問ひ給はず。ことに太政大臣は則關の官にして、その人なければ、おかれず。たま／＼おかせ給ふも、皇太子にあらざれば、親王などを任せさせ給ふ。こは此大權をして、下に移らざらしむる大御心にて、もとよりさなくば、あらぬ御事どもにこそかの孝謙天皇の惠美押勝を大師に、僧道鏡を太政大臣になさせ給ひしこともあれど、そは一時の御あやまちにて、ながきためにひきがたきものにや。良房は、才もあらむ、功もあらむ、されど、そを太政大臣になさせ給ひしのみならず、萬機を攝行せしめ給ひしなどいかにぞや。人臣の攝政、准三宮、および隨身兵仗など、皆これよりはじまれることにて、これやがて、大權の藤原氏にうつり、王室の衰へ給ふそのはしともおもへば、なげかはしうてなむ。いきどほろしうてなむ。そはとまれかくまれ、藤かづらのためには、めでたき春とやいふべからむ。

七 小野の深雪

惟喬親王

在原業平の忠義

文徳天皇の第一の皇子を惟喬親王とまをす。右兵衛督紀名虎の女静子のうみ奉れる也。天皇、この皇子をいたく愛せさせ給ひ、いかにもして、皇太子になさばやおほしめしわたらせ給ひしかど、良房をはかり給ひて、はたし給はず。こゝに在原業平といふ人あり。かねて、惟喬親王に仕へまつれりしが、親王御位につかせ給ふこともかなはず、かつ藤原氏のいきほひ、おひくゝにほしまゝなりしかば、いたくいきどほろしきことにおもひ居たり。業平、容貌きはめてうるはしく、歌などよくよみたり。常に藤原氏に忌まるゝことをはばかり、ことならむまではとて、ことさらにうきたるたはごととして月日をおくりけり。かの高子の家にあるや、そをすかして、共に逃げたるなど、その一なり。

かく、おもてには、女色に耽りしさま見せて、心のうちには、藤原氏のいきほひをくだき、王室の尊嚴をたもたむと、たゞその事のみ思ひわたれり。惟喬親王の御別荘は、水無瀬にあり。遊獵にことよせて、御供などして、大にはかれるところありきとかや。親王、いたく業平をたのみ給ひ、それによりて御心もなぐさめ給ひしが、藤原氏のいき



業平惟喬親王を小野の庵室に訪ふ圖

惟喬親王
の薙髮

業平惟喬
親王を小
野の庵室
に訪ふ

業平の歌

ほひいよ／＼ほしいまゝなるを見そなはして、世をうきものにおぼされ、ひそかに髪を
 おろし給ひて、比叡の山のふもととなる小野といふところにこもらせ給ひけり。實に貞觀
 十四年七月十一日のことなりけり。この親王、はや出家せさせ給へり。藤原氏のよろこ
 びはいかばかりならむ。あくる年の正月一日、業平、小野の庵室をとぶらひまつりしに、
 深山のおくのならひとて、雪いと深し。ふりつもれる雪をふみわけ、ふりそふ雪をうち
 はらひ、たどりにたどりゆきしに、雪いよ／＼深し。からうじて、いたりつきしに、親
 王には、いとものさびしくてましくたり。業平のとひ來たりときこしめしたるをりの
 親王の御よろこびはいかにぞや。そのよろこばせ給ふ御顔を拜したる業平のかなしさは
 またいかにぞや。あはれ、世が世ならむには、たふとき御位にもほらせ給ふべかりし
 を、かゝる深山幽谷にこもらせ給ふなど、業平の心には實にいふべからざるかなしさの
 ありしならむ。今日は正月の元日なり、常ならましかば、百官有司皆拜賀まをすべかり
 しを、門内門外皆雪にうづもれば、業平の他にあとつけしものもあらぬなど、業平の
 心には、實にいふべからざるかなしさのありしならむ。わすれては夢かとぞおもふおも
 ひきや雪ふみわけて君を見むとは」とは、このをりによみたる業平の歌なり。まこと、
 夢と思ひしならむ、夢と思ひしならむ。あはれまことの夢ならば、またさむるをりもあ
 らましを。

八 清き夏井

いかに底清き眞清水といへども、くむ人なからむには、かひなからむ。かの藤かつらの
 みおひひろごれる當時にありては、世の人の心、皆そなたさまにうちなびき、いかに清
 き心あるも、いかにふかき心あるも、遂に世にあらはれず、むなしうづもれば、たる
 もの、もとよりおほかりしならむ。かの紀夏井などいふ人は、またそのたぐひにやあら
 む。

紀夏井

夏井は、紀善岑の子にて、古佐美の曾孫なり。いとけなき時、小野篁に従ひて字をまな
 ぶ。文徳天皇御位につかせ給ふにおよび、夏井を召し出させ給ふ。夏井やぶれたる衣を
 身にまとひ、あやしげなるさまして出でしに、人々見て皆うち笑ふ。天皇、こは疲れた
 る駿馬、汝等の知るところにあらすとのたまふ。夏井の嬉しさいかに。かくて少内記に
 擢でられ、あくる年大内記にのぼり、また右少辨にうつりぬ。天皇、夏井のまづしく、
 その家だにあらぬをあはれとおぼされ、特に宅一區を賜ふ。夏井、をり／＼龍顔を犯し
 て、いさめまつることなどありしが、いよ／＼そをよろこばせ給ひて、いみじう寵せさ

夏井讃岐守となる大に治績あり

夏井肥後守となるまた大に治績あり善男應天門を焼く

夏井土佐國へ流さる

せ給ふ。その後、播磨守をかね、また式部少輔をかね、遂に右中辨に任せられたり。夏井、忠誠にして、しかも聰敏、故に天皇もいたく用ゐさせ給はむの御心ありしが、天皇かくれさせ給ひしによりて、遂にはたさず。夏井の不幸にぞや。夏井、遂に出で、讃岐守となりぬ。夏井、民を治むるに法ありしかば、治道大に行はれ、道に落ちたるをひろはず。任みちてかへらむとするや、民どもいみじうをしみ、朝廷にきこえあげて、その留任をこふ。よりて更にとゞまること二年、民庶殷富、倉粟充實、貞觀七年、肥後守に任せられたり。時に、嵯峨天皇の皇子源信、良房にこびへつらひて、左大臣となれり。大納言伴善男、常にそをにくみてありけり。貞觀八年(紀元千五百二十六年)善男、ひそかに應天門を焼きて、信のしわざなりといひしが、その事あらはれて、遂に流されたり。夏井に異母弟豊城といふものあり。人となりほしいまゝなるものなりしかば、夏井、しばしばそを戒めたり。豊城、それを思ひわびて、身を伴善男のもとによせたり。こゝに夏井も善男にくみするものなりとて、こも土佐國へ流さるゝことゝなれり。そもくゝなきことによりて、かゝるわざはひにかゝりしは、いみじうかなしむべきことにはあれど、藤原氏のほしいまゝなる當時にありては、またあやしむべきことにもあらざらむ。夏井の誠忠、もとより藤原氏とよからず。夏井の誠忠は、藤原氏のきらふところな

肥後讃岐二國の民泣きて夏井の不幸を悲む

り。夏井の名譽は、藤原氏の忌むところなり。さては、應天門の、ことのあるもなきも、夏井のわざはひはのがれがたかりしならむ。夏井、官使に隨ひて、國境を出づ。肥後の民、路を遮りて、泣き悲む。かくて、四國にわたり、讃岐の境を過ぐるや、その國の民ども、老いたるも、わかきも、道に待ち迎へて、泣きかなしむ。その聲數十里にうちつゞきたりとなむ。夏井の眞清水、きよき深きころのあらざらむには、いかでか、かくは人にくみ知られむ。あはれ、この眞清水、時世をえて、雲井の月影をやどさむには、いかにうれしからむを、はひひろごれる藤かづらのためにおほはれて、むなくかれはてたるなど、あせはてたるなど、そをおもひやるにも、袖うちしぼられてなむ。

九六歌仙

六歌仙

僧正遍昭

柿本人麻呂、山部赤人、この二人あらはれてより、歌のみち大におこりしが、奈良朝の末つかたよりや、衰へ、それより後は、たゞ漢詩のみおこなはれたり。その間にありて、最も歌に妙なりしは、世にいふ六歌仙、即ち僧正遍昭、在原業平、文屋康秀、僧喜撰、小野小町、大友黒主等なり。僧正遍昭は、俗の時の名を良峰宗貞といへり。大納言良峰安世の子なり。仁明天皇に仕

へ奉りて、左近衛少將より藏人頭にのぼれり。天皇かくれ給ひし後、出家して佛門にいり、遍昭と稱す。花山の元慶寺の座主となり、僧正法印大和尚位にすゝみ、寛平二年正月十九日うせぬ。齡七十六なり。花山に住める故に花山僧正といへり。そのよめる歌、

西大寺のほとりの柳をよめる

あさみどりいとよりにかけて白露を玉にもぬけるはるのやなぎか

蓮葉の露を見てよめる

はちす葉のにごりにしまぬ心もてなにかは露をたまとあざむく

題しらす

名にめでゝをれるばかりぞ女郎花われおちにきと人にかたるな

天皇の御忌のはての日に

世の人は花の衣になりにつけり昔のたもとよかわきだにせよ

在原業平

在原業平は、阿保親王の五男、母は伊豆内親王にて、平城天皇の皇孫桓武天皇の外孫にあたり。官は右近衛權中將藏人頭美濃權守にいたり、位は從四位上にのぼれり。元慶四年五月廿八日うせぬ。齡五十六なり。在原氏にて、五男なるが故に、在五中將といへり。そのよめる歌、

櫻をよめる

世の中にたえてさくららのなかりせば春のこゝろはのどけからまし

梅の花盛に月のおもしろかりける夜、ある人を思ひて

月やあらぬはるやむかしの春ならぬ我身ひとつはもとの身にして

題しらす

大かたは月をもめでじこれぞこのつもれば入のおいとなるもの

人にあひて朝によみて遣しける

ねぬる夜の夢をはかなみまどろめばいやはかなにもなりまさるかな

文屋康秀

文屋康秀は、父祖さだかならず。清和陽成の兩朝に仕へし人にて、貞觀二年三月二十日刑部中判事に任せられ、三河掾、山城大掾などへて、元慶三年五月二十八日縫殿助に任せられたり。そのよめる歌、

是貞親王の家の歌合のうた

ふくからに秋の草木のしをるればうべ山かせをあらしといふらむ

深草のみかどの御國忌に

草ふかきかすみの谷にかけかくし照る日のくれし今日にやはあらぬ

僧喜撰

第四編 藤の下蔭

二八〇

僧喜撰は、山城國宇治山に住める僧にて、その系傳さだかならず。歌も僅に一首のみにて、他は傳はらず。さてその歌、

題しらす

小野小町

わが庵はみやこのたつみしかぞすむ世をうち山とひとはいふなり
小野小町、こもその父祖およびその履歴さだかならず。小野氏系圖に良實の子女二人あり、一人を小町と小書せり。これまことならむには、篁の孫にあたり。遍昭、康秀等との贈答の歌など見ゆれば、大かた同時代の人なるべし。そのよめる歌、

題しらす

思ひつゝぬればや人の見えつらむ夢としりせばさめざらましを

文屋康秀のかへりごとによめる

わびぬれば身をうき草の根を絶えて誘ふ水あらばいなむとぞ思ふ

戀の歌の中に

うたゝねに戀しき人を見てしより夢てふものはたのみそめてき

おなじく戀の中に

いとせめて戀しき時はうば玉の夜のころもをかへしてぞきる

大友黒主

題しらす

色見えでうつろふものは世の中の人のこゝろの花にぞありける
大友黒主は、都堵辨麻呂の子にて、大友皇子の曾孫にあたりといひ傳へたれど、さだかならず。そのよめる歌、

雁のなくをきいてよみ人につかはしける

思ひ出でゝこひしき時ははつかりのなきてわたると人はしらすや

題しらす

かゞみ山いざたちより見てゆかむ年へぬる身はおいやしぬると

花のちるころよめる

春雨のふるはなみだかさくら花ちるををしまぬ人しなければ

紀貫之の
評六歌仙の

その歌どもを見もてゆくに、いづれもめでたきがおほかり。されどその得たるところ、得ぬところあるは明かなることにて、紀貫之の評にも、僧正遍昭は、歌のさまは得たれどもまとすくなし。たとへば畫にかける女を見ていたづらに心を動かすが如し。在原業平は、そのこゝろあまりて、言葉足らず。しほめる花の色なくて、にはひのこれるが如し。文屋康秀は、詞たくみにて、そのさま身におはず。いはゞ商人のよき衣きたらむが

六歌仙

二八一

如し。僧喜撰は、詞かすかにして、はじめをほりたしかならず、いはゞ秋の月を見るに、曉の雲にあへるが如し。小野小町は、あはれなるやうにて、つよからず、いはゞよき女のなやめるところあるに似たり。大友黒主は心ばへみやびやかにして、そのさまいやし。いはゞ薪負へる山人の花の蔭にやすめるが如しとあり。

十 ねぢけ藤

藤原氏のいみじき勢を得たる原因は、くさんあれど、そのおもなるは、わが女を後宮にいれ、その皇子を皇太子にたて、さて、外舅外祖の勢をたのみたるによれり。かの冬嗣の女は、仁明天皇の女御として、文徳天皇を生み奉り、良房の女は、また文徳天皇の宮にいりて、清和天皇を生み奉れり。

良房攝政すること七年、遂に身まかりぬ。諡を忠仁と賜ふ。後四年ばかりへて、清和天皇、位を皇太子に傳へさせ給ふ。陽成天皇と申す、これなり。天皇は長良の女高子の生みまつれるにて、この時は僅に十歳におはしませり。良房の子、右大臣藤原基經攝政たりしが、つぎて太政大臣となりぬ。天皇、御さがあらく、起居なども例にまします。基經、そを廢しまつりて、仁明天皇の皇子時康親王を立てまつりぬ。光孝天皇と申す、こ

藤原氏の政略

良房忠仁と諡す
陽成天皇
基經攝政
基經陽成天皇を廢す
光孝天皇

れなり。あはれ我天皇は、天祖皇祖のおきてのまに、世をしらすべき大君にして、その天皇、いかにあしきことましますも、よからぬことましますも、臣として、恨みまつべきものにあらず、そむきまつるべきものにあらず。まいて、そを廢しまつるなど、あるべきことにもあらず。基經なものぞや。おのれ藤原氏の勢をたのみ、今、陽成天皇を廢しまつれるなど、不忠とやいはむ。不臣とやいはむ。人臣にして、天皇を廢立せしは、いにしへより、そのためしもあらざりしを、こゝにいたり、それが端をひらきたるなど、にくみてもにくみてもあまりあるねぢけ藤にこそ。

十一 阿衡の争

光孝天皇、御病にかゝらせ給ひしに、基經よつぎを定め給はむことをこひのみまをす。天皇、基經を憚りて、御いらへもし給はず。基經、皇子の定省親王やよろしからむときこえしに、いたくよろこばせ給ふ。宇多天皇と申す、これなり。この天皇、基經の爲に位につかせ給ひしかば、なにごともそれにゆだねさせ給ひ、萬のまつりごと皆關り白すべきむねの詔さへあり。まこと、關白といふ稱、こゝにおこれり。

その後、基經、關白をばいなみまをさむとて、表文を奉りしに、天皇、左大辨橘廣相

宇多天皇
關白の始
阿衡の争

阿衡の争

天皇博士に命じて阿衡の職を掌せしむ

基經勅答文を改む

基經奏す昭宣と諡す

菅原道真遣唐大使となり紀長谷雄と副使となる

道真上奏して遣唐使をやむ

して、その勅答文をかゝしめ給ふ。その文に、「阿衡の任を以て卿の任となすべし」といふ句あり。基經の家司左少辨藤原佐世、かねて廣相を忌みてありしが、基經にうち向ひ、「阿衡の位なれば職掌なし、公には攝政をもとかれたるなり」といひしに、基經いみじういきどほりて、有司の官奏などもて來るもたえて見ず。よろづの政、たゞとゞこほりにとゞこほりしかば、天皇にもいたく御心をなやませられ、諸道の博士におほせて、職掌のありやなしやの勘文をたてまつらしめ給ふ。さるに、博士等、いづれも藤原氏にこびへつらひて、その議たやすく決せず。そもく學者にたふとぶ所は、なになるか、公義により正道を守り、以てわが志すところを行ふにあらむ。さては、直くたゞしき心もて、かしこき下間に答へまつらざるべからず。さるを藤原氏にこびへつらひて、速に決せざるなど、いかなることならむ。名こそ博士なれ、書よまぬものに劣ること、實に數等。かの紙魚のすみかといふは、かゝるものどもの事にや。天皇、しばしば基經に詔して、事を視るべきよしおほせ給ひしかど、うけたまはらず。左大臣源融、天皇にすゝめまつりて、「かの詔を改め給へ」とまをす。天皇といきどほろしくおぼし、かど、すておき給ふべきにもあらねば、まげてそれに従ひ給ふ。あはれ、基經、その無道われはいはす。いふもかひなければ、われはいはす。たゞ藤原氏の言、かく詔勅をも動すやう

なりたるかと思へば、いみじうなげかはし。いみじう憤ろし。寛平二年基經關白をいなみまをし、が、そのあくる年身まかりぬ。昭宣と諡す。

十二 遣唐使をやむ

西海使は舒明天皇のをりの名、遣唐使は孝徳天皇以後の名なり。名こそかはれ、同じものなり。さて、この遣唐使といふこと代々大かた絶えざりしが、こゝに、宇多天皇の寛平六年(紀元千五百五十四年)菅原道真を大使に、紀長谷雄を副使にしなして、かしこにつかはされむとす。道真、遣唐使をたてらるゝも、なにのかひかあらむとて、そのむねを奏せしに、その事全くやみにたり。そもくわが國の遣唐使をたてられしは、かしの文物制度など採り用る給はむの意に外ならず。そのはじめにあたりては、まことに國家のため利益ありしならむ。されど、奈良朝よりこなたざまにいたりては、さしてさる利益のなきのみならず、彼の國大に亂れてそのつひえのみおびたゞしく、かつ風波などにて、船のくつがへりしことも、たびくにて、中々に大害となりしことのみおほかり。道真のそをやめられむことを、奏せしは、まことにさる事にて、その事の行はれしは、よろこぶべきにこそ、いはふべきにこそ。

十三 恩賜の御衣

菅原道真

菅原道真は、天穂日命より出づ。本姓は土師宿禰、野見宿禰の末なり。光仁天皇の御代に、古人はじめて菅原氏を賜はりぬ。古人の子清公、清公の子是善、いづれも皆學者にて、世にきこえたり。道真は、是善の第三子なり。いとけなきをりの名は阿呼、うまれつきいみじうかしこく、世に神童といはれたり。年十一のをり、

月耀如晴雪、梅花似照星、可隣金鏡轉、庭上玉房馨、

といふ詩をつくれり。貞觀中文章生にあげられ、得業生となり、下野權掾を授けられたり。後對策して及第し、元慶中式部少輔となり、文章博士を兼ねぬ。宇多天皇ふかく道真の才をめで給ひ、遂にぬきんで、藏人頭より參議となし、式部大輔左大辨勘解由長官をかねさせ給ふ。いかに才能あるも、そを知る君のおはせざらむにはいかに。道真、儒林より召し出だされ、かくまで用ゐられしなど、その君恩のほどいかに。

寛平五年(紀元千五百五十九年)敦仁親王をたて、皇太子となさせ給ふ。この議には、たゞ道真のみあづかれりとぞ。九年時平(基經)を大納言兼左近衛大將に、道真を權大納言兼右近衛大將に、共に政をとらしむ。時平は才おほくして年まだわかし。道真は著實にして年また長

宇多天皇
道真を
給て大
之を
給ふ

道真右大

藤原時平
の驕辰

けたり。その性互にことなり。今、二人相ならびて政をとる、事ごとにあふや、あはすや、そは後にいたりておのづから知らるゝならむ。天皇位をば皇太子にゆづらせ給ふ。醍醐天皇と申す、これなり。天皇、時に御年十三。上皇、天皇を戒め給ひて、道真をあつく用ゐるべきよしなど宣ふ。當時藤原氏の権いみじうさかりなりしかば、上皇をを抑へむとおぼして、あつく道真を用ゐ給ひしなり。さるを今、位をゆづらせ給ひしなど、蓋し院中にて、そをたすけ給はむの御心ありしならむ。昌泰二年(紀元一千五百五十九年)時平左大臣となり、道真右大臣となれり。時平は藤原氏の正胃にして、その門地またならぶべきものなし。さては朝廷にてもあつくそを用ゐさせ給ひしを、才にまかせて内行をさまらず、驕りに驕りて法度にそむけることもたびくなり。されど別にとがめさせ給はず、たゞにとがめさせ給はぬのみならず、いつもくその職、道真の上により。藤原氏の當時のありさま實におもひやるにあまりあらむ。さはいへ、道真の方、天皇の寵眷あつかりしのみならず、政治の實權大かたそなたさまに歸するさまなれば、時平の心のうちには、またいふべからざる不平のありしならむ。

時に道真年五十六、時平廿九、時平わかき心にまかせて、何事もものせしかば、あやまれることとおほかり。道真を知らざるにはあらねど、そのたびごとに異議をたつる

恩賜の御衣

も、ころよからねば、たゞ心のうちにて、ひそかに歎き居たり。あくる年天皇朱雀院にいでまして、上皇とはかりごたせ給ふとあり。即ち左右大臣相並びて政をとりては、統一するところなくいみじう便あしとて、道眞を召して、「天下の政はいまし一人して裁決せよ」とのたまふ。道眞かたくいなみまをす。且つきこえまをすとは、「臣を召し給ひしに、何事もなからむには、世の人、必ずや疑ひはべらむ」とて、詩を奉りて、そをまぎらす。天皇および上皇各御衣などを賜ふ。かくときいたる時平の不平いかにぞや。時に源光、藤原定國等、道眞の下にあるをよろこばず、藤原菅根も、また常に道眞を妬む。時平、その人々とかたらひて、道眞をねたみをしること、いといみじ。花さかむとすれば、無情のあらしさをさそひ、月あきらかならむとすれば、無情の雲を掩ふ。道眞の一身また、この花と月とに似たるかな、あはれ。

これよりさき、道眞の女、宮にいりて齊世親王を生みまつれり。こゝに時平、道眞の、天皇を廢しまつりて、齊世親王を立てむの志ありといつはりまをす。天皇、御年まだわかくまし／＼ければ、大にまどはせ給ふ。延喜元年（紀元千五百六十二年）正月、時平、道眞、並に從二位に敘す。かくて、にはかに道眞を太宰權帥に貶し給ふ。道眞くやくしく思ふことかぎりなく、歌もて上皇に訴ふ。

天皇、上皇、道眞に御衣を賜ふ

時平、道眞を讒す

道眞、太宰權帥に貶せらる

ながれゆくわれは藻屑となりぬとも君しがらみとなりてとよめよ
上皇うちおどろかせ給ひて、急に宮中へといでさせ給ひしに、菅根四門をとちていれま
つらず、上皇陣の外にたゝせ給ふこと終日、遂にいり給ふことかなはで、むなしうかへ
らせ給ふ。道眞の子どもあまたありしが、各、ことどころに流されたり。いかにあはれ
なることなりけむ。道眞、家を出でたゝむとする時、庭前の梅の花を見て、
東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春なわすれそ
とよめり。梅の花にして、もし心あらむには、いかにか思ふらむ。播磨國なる明石の浦
にやどりける時、宿の長いみじう歎き思へるさまなりしかば、

驛長莫驚時變改、一榮一落是春秋。

といふ一句をかきて與へたり。一榮一落もとよりうき世のならひ、されど、その變改のはなはだしき驚かざらむとするも、いかでか驚かずあられむ。太宰府につきて、

離家三四月、落涙百千行、萬事皆如夢、時々仰彼蒼。

といふ詩あり。よむものもまた落涙百千行、されど彼蒼あはれと思ふところなかりしにやあらむ。ある夕、ところ／＼に烟のたつを見て、

夕されば野にも山にもたつけぶりなげきよりこそもえはじめけれ

恩賜の御衣

道眞、太宰府に著す

また、雲のたゞよふを見て

山わかれとびゆく雲のかへりくるかげ見る時ぞなほたのまるゝ

また、月のあかき夜

海ならずたゞよふ水のそこまでもきよきこゝろは月ぞてらさむ

また、雨のふりける日

あめの下かくるゝ人もなければや著てしぬれ衣ひるよしもなき

一言一句皆涙のたね、おもへば實に人の身は烟の如くまた雲のごとしや。み空ゆく月、

なごきよき心を照らさざりけむ。著てしぬれ衣、などかわかざりけむ。さて、かしこに

都府樓、観音寺などあり。

都府樓纒看瓦色、観音寺只聽鐘聲。

この詩、幽居、足をふまさるさま見えて、いみじうあはれなりや。白居易の遺愛寺鐘

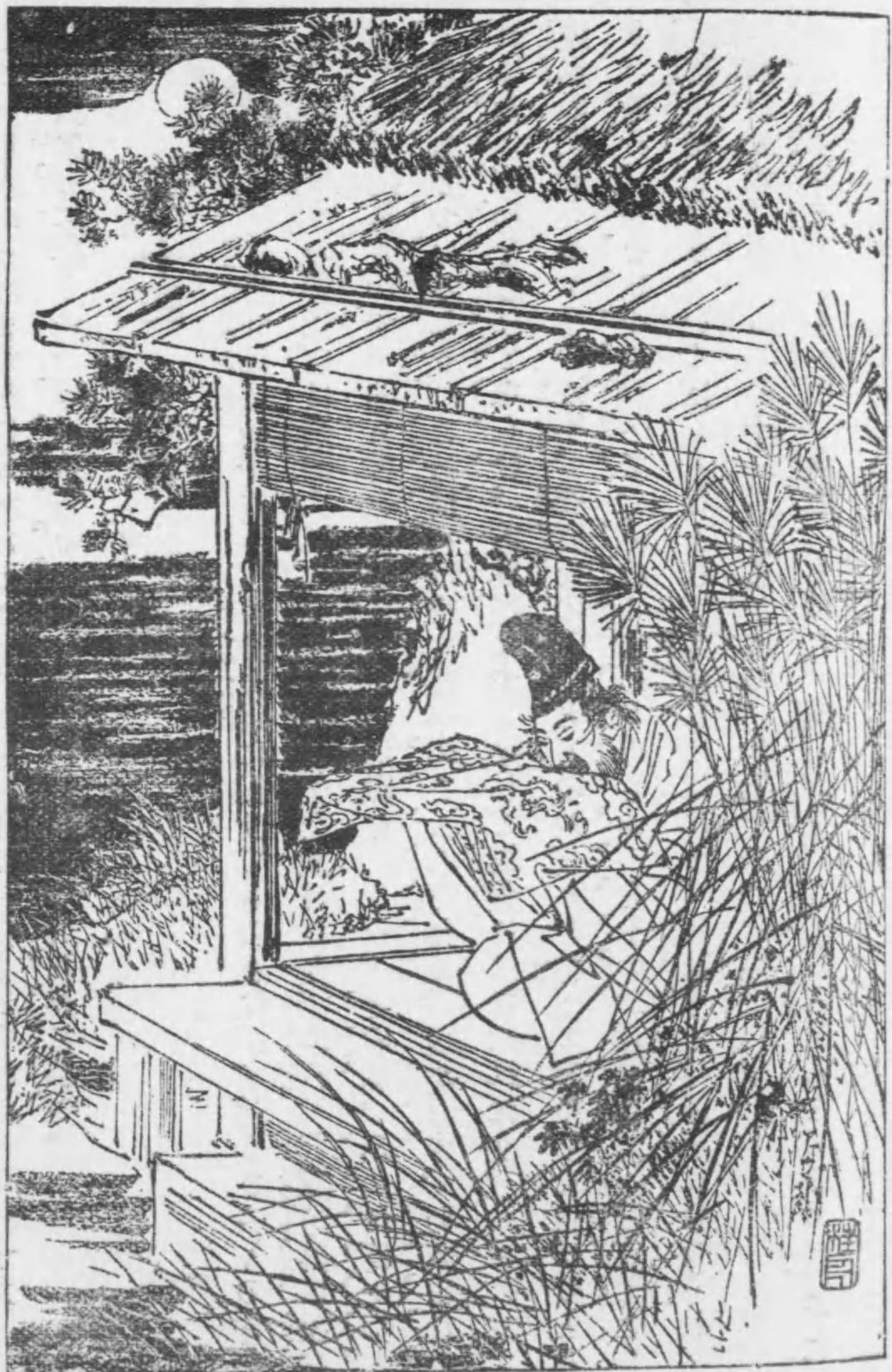
敬枕聽、香爐峯雪撥簾看といふ句にも、まさりたりと古人はいへり。まことにさもあ

りなむ。道真、こゝろつくしに貶せられ、身にうき事のみつもれど、君恩のありがた

さは夢の間もわすれまつることなし。あくる年の秋ばかり。

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣猶在此、捧持毎日拜餘香。

都府樓
観音寺



菅公御衣をさゝげて感泣する圖

菅原道眞

第四編 藤の下 藤
その誠忠のほど、またなにかたへむ。延喜二年二月身まかられぬ。年五十九。筑前なる安樂寺に葬りぬ。時の人皆その志を悲まざるものなかりきとかや。

二九二

十四 意見封事

三善清行
菅原道眞
に退職を
すむ

三善清行は、淡路守氏吉の子なり。巨勢文雄に従ひてものまなびす。くさくさの官を経て、醍醐天皇の御代には刑部大輔にて、文章博士を兼ねたり。清行、菅原道眞に退職をすむ。道眞きかず。即ち書を與へて猶その退職をすむ。その意、みつればかくといふ理にもとづけるなり。こは清行はやく時平のころを知り、遠からず、わざはひの道眞におよばむを思ひてならむ。道眞従はず、果して筑紫にはなれたり。

清行參議
に任ぜら
れ宮内卿
をかぬ

意見封事

道眞の貶せらるゝや、時平、菅原氏の子弟どものかぎりを捕へて悉くそを逐はむとしたり。清行、書を時平に與へて、そのことわりあらぬことをのぶ。昌泰四年大學頭をかね、式部少輔となり、いくばくもなくして大輔にのぼれり。延喜十七年參議に任せられ、宮内卿を兼ねぬ。あくる年の十二月身まかりぬ。年七十二。清行、法律にあきらかに、算數にくはし。醍醐天皇詔して直言をもとめさせ給ふにあたり、意見封事をたてまつりぬ。その條十二、その文すべて五千餘言。一々時弊にあたり、

れり。天皇、よくそれをいれ給ふ。

十五 紀の川波

歌の道は、その源神代におこれり。代々をへてそのながれたえせず。こゝに柿本人麻呂、山部赤人など、あやにたへなる人々おこりて、そのながれいよくすみわたれり。されど流の末のにぐるは、また免れざるものか、ちかきころは、六歌仙など、わづかにかぞふるばかりの人々のあるのみにて、その流もほとくたえなむばかりになりたり。こゝに紀貫之といふ人出てきて、そのながれをふたゝびいにしへさまにかへしたり。歌のため、いかによろこばしき事ならむ。

紀貫之

貫之は、中納言長谷雄の孫にて、望行の子なり。はじめ越前權少掾なりしが、延長八年土佐守に任せられたり。天慶年中に玄蕃頭より木工頭になり、位は從五位上にて、天慶九年に身まかりぬ。

古今和歌集

世人貫之の名をきく時は、必ずや古今和歌集をおもひおこすならむ。まこと古今和歌集は、貫之等の勅をうけて撰びしものにて、その書のなりしは、醍醐天皇の延喜五年(紀元百六十)なり。この書や、我國勅撰和歌集のはじめにして、その體裁の備はれるはさらな

紀の川波

二九三

後撰集
拾遺集
金葉集
詞花集
千載集
新古今集

その歌どものおもしろき、またたぐひもあらざらむ。この後、村上天皇の御代に後撰集あり。一條天皇の御代に拾遺集あり。白河天皇の御代に後拾遺集あり。さてまた崇徳天皇より土御門天皇までの間に、金葉集、詞花集、千載集、新古今集など勅撰の和歌集、つぎ／＼に出でたり。されど皆この古今和歌集によれるものにて、その體裁は同じ。また以て、古今和歌集の編纂の體裁の備はれるを知るに足らむ。

貫之の歌

貫之、歌にあやしく妙なり。そのよめる歌いみじくおほく、詞といひ、思想といひ、後人のくはだておよぶべきところにあらず。後世、人麻呂赤人とならび稱せらるゝなど、まことに偶然にあらず。

貫之の文

貫之、文にあやしく妙なり。かの古今和歌集序、大井川行幸序、土佐日記など、よしといひ、めでたしといふも中々なりや。後世國文學者の祖と仰がるゝ、またまことに偶然にあらず。

貫之の書

貫之、書にあやしく妙なり。かの自筆と稱する古今和歌集の歌切などを見よ、まことにうるはしく優健にして、人の目をうばふものあり。後世より道風佐理行成などゝならび稱せらるゝ、またまことに偶然にあらず。當時漢學のみまかりに、文をかけば漢文、うたをつくれば漢詩、世はたゞからまにの

醍醐天皇
の御聖徳

朱雀天皇
村上天皇
の御聖徳

十六 夜寒の風

み流れたるを、貫之一たび國文國歌を唱へてより、大にその面目を一變するにいたれり。あはれ一たびたえなむとせし、國文國歌、あはれ、にこりにこりし國文國歌、こゝにいたりて、いにしへさまにうちかへしたるなど、思へばうれしき紀の川波ならずや。

夜寒の風御身にしむ夜ごろ、賤が伏屋のことをおぼしつゞけさせ給ひ、朕ひとりあたゝかにていぬべきにあらずとて、御衣をぬがせ給ひしは、かしこしともかしこき御事ならずや。御代々々の天皇の民どもをいつくしませ給ふことは、めづらしからねど、この醍醐天皇の如き、またこゝにかしこき御心とたゞへまつるべきものならむ。この天皇のあとは、朱雀天皇(醍醐十一)うけつがせ給ひ、朱雀天皇のあとは、村上天皇(醍醐十四)うけつがせ給ふ。この村上天皇、またいみじき君にましくたり。ある時、賤吏の年老いたるものを召して、「今の世は、延喜の御代にくらべて、その得失いかゞあらむ」と問はせ給ふ。賤吏たゆたひて答へまつらす。しひてとひ給ふに、「いやしきやつがれなにをか知りはべらむ。たゞ主殿寮松明を費すことおほく、率分堂に草のおひ茂れるなどいさゝかかはるところならむか」とまをす。主殿寮は燭をつかさどるところ、率分堂は租税を率分

延喜天曆の治

して貯ふるところなり。賤吏のことばは、事務いよくはげしくして、歳入すくなきをいへるなり。こをきかせ給ひし天皇の御心はいかに、なみくの天皇にましまさむには、その無禮をとがめ給ふべかりしを、天皇にはさならず、その言葉をまこととわりとおぼして、それより一きは御心を政治に用ゐさせ給ふ。後世、治をいふもの、必ず延喜天曆の二御代を稱す。まことにいはれあることどもにや。

十七 天慶のみだれ

皇子に姓を賜ふ

皇兄弟皇子は、皆親王として、その外は諸王とする、これ大寶の制ときこえしに、桓武天皇にいたり、皇子の母君のいやしきには、良岑または長岡などの姓を賜ひて、人臣につらね、嵯峨天皇はまたことに皇子のおほくましました、かば、そのつひえなどおぼしつゝけて、いまだ親王たらざるものに、源氏の姓を賜ひたり。この後、諸王孫などにて、姓を賜はるものいとおほかり。大かた源朝臣、平朝臣といへり。その人々にて國司となりしものありしが、その子孫ひろごりて地方に勢を得たるものすくなからず。桓武平氏高望に六子あり。國香、良將、良兼、良繇、良文、良茂、相つぎて上總下總常陸等の介掾鎮守府將軍となり、うからやから、その國郡にみちたり。良將の子に將



將門矢にあたりて落馬する圖

將門伯父 國香を殺す 將門反す 將門王將 興世王將 門にくみ 將門みづ 將門平親 王と稱す 藤原純友 反す

門といふものあり。相馬小次郎と稱す。いみじきしれものにて、騎射など、最もたくみなり。いとけなきをりより攝政忠平(基經の子)に仕へしが、そをたのみて檢非違使とならむとせしに、忠平きかず。將門いみじう腹だ、しう思ひて、關東にくたり、下總わたりのあしきものなどかたらひて、物ぬすむことなどしてありけり。承平五年(紀元千五百)その伯父常陸大掾國香を攻めころし、天慶二年(紀元千五百)遂に反きたり。武藏權守興世王もそれにくみせしかば、その勢いみじ。下總に宮殿をつくり、大臣以下文武百官をおき、みづから平親王と稱す。兵をやりて、近國を掠むるに、國司など、皆おちおそれて都にげかへり。このをり、伊豫に藤原純友といふものあり。伊豫介にてありしが、かねてあしき心あるものにて任みつれどもかへらず。將門の反するにおよび、こもまた兵をおこして、それに應じたり。東國に南海に一時にことおこりしかば、朝廷のおどろきいふばかりなし。あくる年の正月、參議藤原忠文を征夷大將軍として、將門をうたしむ。いまだいたりつかざりしに、國香の子貞盛、下野押領使藤原秀郷と兵をあはせて、こを襲ひ、遂に將門を斃す。興世王も遂に誅せられたり。八月、小野好吉、源經基を追捕使として、純友をうたしむ。こもいまだいたりつかざりしに、讚岐介藤原國風こをうちてはしらす。あくる年の正月、純友またおこりて太宰府を犯す。官軍せめて遂にこれを

秀郷貞盛 鎮守府將 軍となる

きりぬ。これぞこれ、世にいふ天慶のみだれ。このみだれの平ぎぬるや、秀郷、貞盛、經基皆相つぎて鎮守府將軍に拜せられたり。これより武將の權、やうやく重く、おひ／＼に封建の勢をなせり。されど朝廷にてはこを知らず、猶諸國の武士といひて、うちいやしめ居たるなど、おもへばおろかなるきはみにこそ。

十八 内裏の烟

村上天皇の天徳四年は、いかなる年なるか、その九月はいかなる月なるか、一夜禁中より火出でしが、見る／＼焼けひろがりて、大内裏は、大かた烟となりぬ。三種の神器、幸に免れたるのみにて、その他の御寶物など、一も残るところなし。桓武天皇遷都このかた百七十年、はじめてこのわざはひあり。くちをしきかぎりならずや。あくるとしあたらしう造られたり。

天徳四年 内裏焼く

十九 網代車

網代車とは、褻の時に用ゐる車にて、罪人などの乗るものなり。この御代に、やむごと

憲平親王

爲平親王

藤原實頼

冷泉天皇

即位

守平親王

皇太弟

なき人の、この車にうち乗せられ、こゝろつくしのはてに、貶せられたる人あり。昔公の左遷につぎて、心うきことに、世の人いひあへり。村上天皇の皇太子は、憲平親王(泉)なり。この親王、御病がちなりしかば、その御弟の爲平親王を立てむとおぼしけるに、この親王は、源氏と婚せられしかば、藤原氏のこゝろいかゞあらむと、果し給はず。天皇、御病おもらせ給ひしをり、左大臣藤原實頼を召して、御心の程をさとし給ひしに、うけたまはらず。康保四年冷泉天皇遂に御位につかせ給ふ。かくて守平親王を皇太弟に立てまつる。爲平親王は、冷泉天皇の御弟にて、守平親王(融)の御兄なり。村上天皇のたのみ給ひしこともあれば、冷泉天皇の御あとは、この親王をこそ立てたてまつるべきに、かくとりはからひたる、實頼の心のほど、にくきかぎりならずや。

橋繁延等
爲平親王
を奉じて
まつらむとす

天皇御位につかせられてより、御心ちいよく例ならず。政などすべて外戚にゆだねられたり。中務少輔橋繁延、前相模介藤原于晴、僧蓮茂等、爲平親王をいたゞきて御位につけまつらむとす。左馬助源満仲もまたそのはかりごとにあづかれり。満仲、かねて繁延にうらみありしが、ひそかにその謀をもらしぬ。こゝにその事あらはれて、皆流罪に處せられたり。左大臣源高明は親王の妃の父なり。こもこのわざはひにかゝれり。

左大臣源
高明太宰
權帥に貶
せらる

この日、高明、家にありしが檢非違使うちかこみて、みかどをかたぶけまつらむとする罪により、太宰權帥になして、流しつかはすむねをいひて捕ふ。今は位も官もなき定なればとて、例の網代車にのせて、ゐて行きけり。一男忠賢二男惟賢など、おくれじくとたちまどへるも、あへてよせつけず。たゞあるが中の弟にて、いとをさなきが(俊)その御ふところはなれねば、事のよし奏して、そのみはゆるされぬ。されど、おなじ車にてだにあらず、馬にてぞゆきにける。

高明は、醍醐天皇の第一の皇子にて、源氏になり給へるなり。されば、世の人ををしみまつること、いといみじ。ことに、爲平親王には、わがために、かゝる事におよびしなれば、そをかなしませ給ふこと、かぎりなく、法師にやなりなましとおぼせど、御子などのうつくしうしておはしませば、えふりすてさせ給はず。さて、高明、筑紫にいたりつき、やがて法師になりたりとなむ。

二十 腹黒き兄弟

兄弟は五倫の一、兄は弟をいづくしみ、弟は兄にしたしみ、兄弟心をあはせて、父祖の業をおとさぬやうすべきは、こゝにいふまでもあらざるべし。さるをかの豆を煮るに、

腹黒き兄弟

高明出家

豆の豆がらを以てするなどいふにいたりては、さたのかぎりにあらずや。

藤原伊尹
太政大臣
となる

兼通兼家
の兄弟権
を争ふ

藤原氏、世々をへて、その勢いよくさかりになりしが、こゝに兄弟権をあらそひ、いふべからざる醜體をあらはしたり。圓融天皇、御位につかせ給ふや、右大臣藤原伊尹、實頼にかはりて、攝政太政大臣となれり。天祿三年伊尹、その職をやめしかば、その弟なる權中納言藤原兼通、詔をうけて、よろづの政をとり、つぎて内大臣とはなれり。兼通の弟に、兼家といふあり。この二人、いみじう腹ぐるき兄弟にて、そのさま仇敵もたゝならず。

はじめ村上天皇の御時、兼通、皇太子の舅たるにより、東宮亮に任じつぎて藏人頭に補せられたり。しかるに、旨に忤ふことありて、弟兼家をこれに代りぬ。冷泉天皇の御時、藏人頭もやめて、兼家に與へ給ふ。兼家のほり／＼て大納言にいたり、右近衛大將をかねしが、兼通はなほ參議にてありけり。兼通不平やるかたなく、しば／＼朝廷にまゐらざることなどあり。この御代にいたりても、そをもてなさせ給ふこと弟におよばず。兼通の心のうちはそもいかにぞや。さて兼通常に攝關とならむとおもひわたりしが、兼家のそを妨ぐるをいみじう腹だ／＼しう思ひてありけり。兼通、かねて、妹なる中宮(圓融の母)に向ひ、攝關に關くことあらば、必ず兄弟の序を以て相およぶべくはからせ給へしとて、

兼通萬機
を關白す

そのむねを書かせて持て居たり。兄伊尹病おもかりしかば、此時こそと、朝廷にまうづ。天皇、鬼間におはせしが、兼通のいりたるを見そなはして、たゞせ給はむとす。兼通しひてひきとゞめまつりて、かの書をたてまつりしに、母後の御手にしあれば、いかにともなさせ給ふことかなはず、まづ内覽をゆるさせ給ふ。天延二年(紀元一千六百三十四年)氏長者となし、太政大臣に拜し、正二位に敘し、輦車をゆるし、萬機を關白せしむ。兼通の得意おもひやるべし。

兼通の長女皇子皇后となり、兼家の長女超子は、冷泉上皇の女御となれり。こゝに兼家次女詮子をして、天皇にたてまつらむとす。兼通「我女はや中宮たり、さるにかれ猶その女をたてまつらむとするなど、にくむべきしわざにこそ」とて、この後は、その間いよ／＼よからず。

右大臣頼
忠
兼通病重
し

右大臣頼忠、かねて兼通と親しかりしが、兼通こをすゝめて、おのれに代らせむとしたり。源兼明左大臣たりしが、まづそをやめて、頼忠を任じたり。二年兼通病いみじうはげしかりしが、兼家、はや身まかれることと思ひて、この旨をみかどにまをして、おのれ、その職に代らむとて、急に出でゆきぬ。さきおふ聲々高くきこゆるに、人々兄の病をとぶらふならむと思ひて、そのむねを兼通につげたりしに、兼通席をはらひて待

つ。さるにその門を過ぎていらず、直に御所の方へとおもむきたり。兼通胸のほむらと
 らめがたく、病をつとめて、こも御所へとうちむかひたり。をりしも兼家、天皇の御前
 に出で、ものなどきこえてありしが、兄の姿の見ゆるや、うち驚きて、あだしどころに避
 けぬ。兼通、腹だしさに、聲うちふるはして、「臣はやこの世を終らむ。こゝにいまは
 のきはの除目を行はむ」とて、「忠頼を關白とし、また兼家の官を奪ひて、從弟齊時もて、
 これに代らしめむ」とまをしをはりて、家にかへり、やがて身まかりぬ。あくる年關白
 頼忠を以て、太政大臣となし給ふ。兼家の弟たらざるは、もとより、兄兼通も、兄たる
 道を失へるなど、そのみぐるしさいかにぞや。あはれ、共に枝をかはせる藤かつらにし
 て。

二十一 元慶寺の鐘

冷泉天皇より後は、政、またく外戚に歸し、天皇は御手をこまぬきて、たゞ見ておは
 しますのみ。しかのみならず、その政をとれる藤原氏は、兄弟権をあらそひ、叔姪あひ
 にくむなど、道ならぬとのみなりしかば、政事のみだれゆくと共に、皇室の衰へさせ給
 ふこと、實にその極に達したり。

華山天皇
藤原義懷
藤原惟成

永觀二年(紀元一千六百四十四年)華山天皇御位につき給ふ。天皇、外戚の勢を抑へて、大に改革し給
 はむとおぼして、踐祚のはじめ、直言などをとめさせ給ふ。伊尹の子參議藤原義懷さ
 とりふかく、朝典などにあきらかなり。この人左中辨藤原惟成と心をあはせて、内外の
 ことどもとりまかなひしに、大にその功をあらはせり。

懷仁親王
皇太子と
なる

天皇、冷泉天皇の御子を以て、圓融天皇のあとをうけつがせ給ひしかば、こたびは、圓
 融天皇の御子懷仁親王を皇太子となさせ給ふ。親王は、兼家の女の生みまつりしところ
 なり。兼家、義懷の權あるをにくみ、天皇をして、はやく御位をゆづらしめ、おのれ、
 その權を得むと思へり。

天皇の寵
姫低子死
す

寛和二年天皇の寵姫低子(義懷の女)うせたり。天皇、いみじうかなしませ給ひしが、遂にこ
 の世をすてたまはむの御心おはす。兼家の子道兼かねて天皇の御そばにのみはべりしが
 父の意をうけ、ひそかに僧嚴久にかたらひ、佛説をときて、はやく身をすて給はむこと
 をすゝめまをす。六月廿二日、有明月のいみじうあきころ、天皇をすかしまつりて宮
 を出づ。天皇御こゝろのうちにたゆたひおぼすことありしが、道兼、「神靈寶劍ははや東
 宮にたてまつれり、御心をひるがへし給ふべきにあらず」と申し、かば、かへり給はむ
 こともならずとて、遂に華山の元慶寺をさして歩ませ給ふ。さやけき月をまばゆくおぼ

天皇、華山元慶寺にいらして出家し給ふ

義懐惟成、また出家す

一條天皇

兼家攝政

兼家晩年奢侈な好む

道隆攝政

道隆の孝不弟

しめしつるに、月のかほに村雲のかかりて、少しくらがりゆきければ、我出家は成就するなりけりと仰せられしも、いとあはれなる御事にこそ。さて華山寺におはしましつきて、御髪おろさせ給ふ。道兼はかりごと成りたりとおもひて、さて、まをすやう、臣しばし家にかへりて、父母にながきわかれをしてまゐらむ」とまをす。かくて、出でゆきしが、ふたゝび來す。天皇あざむかれたりとおぼし、かど、またいかにもせさせ給ふことかなはせられず。義懐、惟成はあとおひまつりて、こも髪をおろして僧となれり。元慶寺のこの曉の鐘、いかにひびきけむ、今よりおもひやるも、あはれあはれ。

二十二 不孝不忠

華山天皇のあとをうけさせ給ひしは、一條天皇なり。右大臣藤原兼家攝政す。つぎて關白太政大臣となりぬ。兼家、年老いて後、いたくおごりをきはめ、東三條の第など、そのつくりざま清涼殿をうつしたりとなむ。兼家身まかりて後、その長子道隆これに代りぬ。道隆の弟道兼、華山天皇をすかしまつりし功にはこり、おのれ關白にならむと思ひわたりしに、兄道隆に越されしかば、不平やるかたなし。父の喪に居るにもかゝはらず、客などあまたあつめて、うたひまひ、うちさわぐなど、そのみにくしさ、人のやうにもあらず。

道兼關白となること七日

伊周、法皇を射る

四納言

正暦四年道隆、病あつくして、事をみることかなはず。子伊周をして省中のことをあづからしむ。伊周、その職にかはらむと思ひしが、叔父道兼、おのれの上にあるを忌み、人してそをのろはしむ。道兼關白となり、七日にして身まかりぬ。伊周このたびこそとおもひしに、右大臣藤原道長、文書内覽の宣を蒙りしかば、その失望またやらむかたなし。長徳二年華山法皇、伊周の妾の妹に通ひ給ふ。伊周、わが妾をおかさせたりとおもひて、弟の隆家とはかり、法皇を射ておびやかしまつりぬ。その無禮いかにぞや。たまに伊周、東三條の太后(子)をのろふ。天皇いかり給ひて、そを流し給ふ。あくる年また召しかへして、その後伊周を大臣に准へ給ふ。刑律の姑息それいかにぞや。はじめ伊周の妹定子皇后となりて敦康親王を生む。伊周末たのもしく思ひてありしに、中宮(子)敦成親王を生む。こゝにいたりて、また失望、ひそかに敦成親王をのろふ。事あらはれて、朝參をとめられしが、後ゆるされて、身まかりぬ。

二十三 源氏物語

一條天皇久しう御位におはせしかば、一時人才多く出で來れり。源經信、藤原公任、源

俊賢、藤原行成など、世に四納言といふ。ことに女子にいみじき人のありしことは、たぐひまれなることにして、紫式部、清少納言、赤染衛門、和泉式部、小式部内侍、伊勢大輔など、最も世にきこえたり。

紫式部

紫式部は式部丞藤原爲時の女なり。右衛門権佐藤原宣孝の妻となれり。式部、才かしく、いとけなき時、人の書をよむをききて、直にそを誦じたり。父いたくそを愛し、常にそをなで、男ならざりしが恨なりといひきとかや。年たくるまゝに歌にあやしく妙なるのみならず、ひろく和漢の舊記にわたり、またよく朝廷の典故に通じたり。時に上東門院文詞を好ませ給ひ、女子の才あるものどもをあつめ給ふ。式部またそのかたはらにあり。上東門院白氏文集をよまむとせられしが、式部これに樂府二卷を授けまつりぬ。上東門院の父は藤原道長なり。道長、式部の才色にめで、こを私せむとせしが、式部こばみて従はず。いかにきよらかなる心なりけむ。式部、源氏物語五十四帖を著す。詞のうるはしきはさらなり、その結構きはめて巧に、これより以前、これより以後、また比ぶべきものなし。天皇こをよみ給ひて、いたくめでさせ給ひ「これ日本紀にくはしからずば、いかでか、かゝらむ」とのたまふ。これより人々、日本紀局といふ。式部、いみじうつゝしみふかく、人にほこらず、よく女徳を備へたることは、式部のかける日

源氏物語

日本紀局



道長紫式部に懸想する圖

大貳三位

清少納言

香爐峯の雪

枕草紙

赤染衛門

記に明かなり。式部の女賢子、またよく歌をよみたり。狭衣物語は、この女のかけるなり。太宰大貳高階成章にとつぎ、後一條天皇の乳母となれり、世に大貳三位といふ。清少納言は、肥後守清原元輔が女なり。これまた才學ありて、紫式部と名をひとしうしたり。一條天皇の時、藤原皇后に仕へまつれり。皇后、雪のあした、左右をかへりみ給ひて、「香爐峯の雪はいかに」とのたまひしに、少納言、起ちて御前の簾をかゝぐ。時の人、その才におどろきあへりとなむ。著書には、枕草紙あり。文章のおもしろき、世の人のよく知るところ。

赤染衛門は大隅守時用が女なり。はじめ藤原道長の妻倫子につかへたりしが、後大江匡衡にとつぎたり。才思ありて、和歌にたくみなり。藤原公任、中納言をいなみまつらむとしける時、その表文を紀齋名、大江以言にゆだねたり。されど皆こゝろにかなはず。公任、更に匡衡にゆだねぬ。匡衡家にかへりて、ものおもふさま色にあらはれたり。衛門そのよしを尋ねけるに、匡衡ことのさまをのべ、「さて、齋名、以言の才もて猶はたさず、わが文いかでか、そのこゝろにかなはむ」といふ。衛門しばしうち案じてありけるが、「かの君は、性もと虚飾を好めり。まづその門地のたふときさまをかき、さてそのうちに沈滞のこゝろをかきあらはさむには、必ずこゝろに叶ひはべらむ」といふ。匡衡、そ

江侍従

和泉式部

れに従ひてかきたるに、公任はたしてよろこぶ。そのさとりふかきこと、大かたかくの如し。いかにいみじき女なりけむ。女あり、江侍従といふ。歌を以てきこえたり。和泉式部は、越前守大江雅致の女なり。歌にたくみなり。和泉守橋道真にとつぎて、小式部内侍を生む。道真身まかりし後、上東門院に仕ふ。僧性空といふものあり、播磨の書寫山に居りしが、世の人々こぞりてそをあがめたふとびぬ。式部、歌をおくる。そのうた、

くらしきよりくらしき道にぞいりぬべきはるかにてらせ山のはの月
いみじき歌とやいふべからむ。

小式部内侍

小式部内侍、また上東門院に仕ふ。いとけなきをりより、よく歌をよみたりしが、人々みな、母の手になるものならむとのみ疑へり。母式部、丹後に赴きしをり、たま〜禁中に歌合あり、中納言藤原定頼、小式部にうちむかひ、「丹後の使はまだかへり來すや」といひしに、小式部、とりあへず、

大江山いく野のみちの遠ければまだふみも見ず天のはしだて

これより才名大にあらはれたり。

伊勢大輔は、伊勢祭主大中臣輔親の女なり。歌にたくみにて、紫式部、和泉式部、小式

部内侍など、名をひとしくしたり。また上東門院に仕ふ。大輔はじめて宮にいるや、道長側にあり。時に八重櫻の花を奉りしものありしが、道長筆硯をとりて、大輔に與ふ。大輔、

いにしへの奈良の都の八重ざくら今日このへにほひぬるかな
その口ときこと、またおどろくにたへたるものあらむ。

二十四 望月の影

「この世をばわが世とぞおもふ望月のかけたることもなしとおもへば」とは、御堂關白道長のよめる歌なり。藤原氏のさかえにさかえて、望月のかげなすみちたらへるさま、實に目に見るごとしとやいはむ。月はみつればまたかくるものなり。道長そのことわりをしるやしらすや。

三條天皇 寛弘八年(紀元一千六百七十七年)三條天皇御位につかせ給ふ。いくほどもあらぬに、眼のやまひにかゝらせ給ひ、朝にのぞみ給ふこともいとまれなり。道長、位を退き給ふべきよしきこえしが、天皇いみじう御心よからずおぼし、かど、道長をはゝからせ給ひて、長和五年といふに、遂に御位をゆづらせ給ふ。後一條天皇、たち給ひて、三條天皇の皇子敦明親王

道長攝政

頼道攝政

敦明親王
敦良親王

を皇太子となし給ふ。道長左大臣にて攝政たり。寛仁元年道長攝政をやめ、その子内大臣頼通をしてかはらしむ。この五月、三條法皇かくれさせ給ふ。八月皇太子位をいなみまをす。よりに敦良親王をたて、皇太子となさせ給ふ。さて、皇太子敦明親王は、天皇より長せさせ給ふこと十四年、長幼序を失ひしのみならず、その立ち給ひしは、まつたく三條法皇の御心に出でしものにて、道長のこゝろにあらず。さては、三條法皇の世におはせしほどはともかくも、かくれさせ給ひて後は、皆道長をおそれて、東宮にまうづる人もなし。かつ、東宮の僚屬さへその職に供せざりしかば、御門のわたり草のみところえがほにおひしげり。こゝに、皇太子、道長の子能信を召して、遜位の旨を告げ給ひしに、道長いたくよろこび、その御心のまゝに行ひたり。小一條院と申し、はこの親王なり。道長、三條天皇にせまりて、その位を譲らしめて、その外孫を立て、かくて三條天皇の御心をよろこばしめむがため、一時、敦明親王を皇太子になし、に、そもまたその位を奪ひて、またその外孫をたつ。道長の無道、道長の専横、またなにかたとへむ。あはれ望月、かくみちくして遂にはなにか缺けざらむ。萬壽四年(紀元一千六百八十七年)道長身まかりぬ。年六十二。

小一條院

道長薨す

二十五 政治風俗文學美術

桓武天皇より後一條天皇にいたる、御代は十九代、年は大よそ二百五十年、この間は、藤原氏のさかりにさかりなきはめたるなりなり。その間の政治はいかに、風俗はいかに、はた文學美術はいかに。こゝにそのあらましをしるさむ。

官職
觀察使を
おきて参
議をよむ
ふたゝび
参議をお
藏人所
藏人頭

かの大寶制さだまりてより、代々大かたそれによられしが、奈良朝を経て、やう／＼かはり、この平安朝にいたり、また大にかはりたり。まづ官職よりいはむに、もと太政官は、太政大臣左右大臣を以て、よろづの政をすべ、大和言、その次官たりしが、後、その副として、中納言をおかれ、また参議の官をおかれ、朝政にあづからしめられたり。平城天皇にいたり、別に觀察使をおき、参議をやめられぬ。嵯峨天皇の時、またもとの如くせられしのみならず、参議の数をまして、八人とせさせ給ふ。藏人所もこの御代におかれたるものにて、當時、仲成藥子などの事ありしかば、それ等にくみする大臣などの權をそがむとて、かくせられしならむ。かくて、それらは皆近臣に命ぜられ、ことに、その頭には、第一の公卿を補せられしかば、殿上の勢力、皆その手に歸するやうになれり。これこの時代にあたりて、官職上、一の大なる變動とやいふべからむ。

衛門府
檢非違使
の始
檢非違使
監

この天皇、またはじめ、衛門府をして檢非違使の職をかれ行はしむ。これまことに檢非違使のはじめなり。非違を檢彈するは彈正臺の職なりしに、それ、やゝ文弱に流れしかば、かゝる制をばたられたるならむ。淳和天皇の時、檢非違使監をおかせられたり。朝廷にては、いたくその任を重んぜられ、その長官即ち別當の命令を、刺宣になぞらへて監宣といひ、これにたがふものは、違勅罪と同じく論じ給へり。かの衛府の追捕、かの彈正臺の乳彈、かの刑部省の裁斷、かの京職の訴訟など、悉くそなたさまにて、事とる姿となれり。その威權のほど思ひやるべきにこそ。これまた官職上、一の大なる變動とやいふべからむ。

藤原氏官
職を私す
藏家
清華家
羽林家
諸大夫家
侍家

仁明文徳の御代より後は、律令も漸くおこなはれず、冷泉圓融の御代のころより、藤原氏の一門官職を私し、そのちなみあるものならでは、たとひ才あるものといへども、藝あるものといへども、用ゐられず。攝家は、代々攝政、關白、清華家は、代々大臣大將、その他羽林家といひ、諸大夫家といひ、侍家といひ、皆先途をさだめられたり。一條天皇のころよりは、位階も七位以下に敘することすくなく、遂に位は六位にとゞまる事となれり。大寶の官位の制、こゝにいたりて、やゝやぶれたり。

又權門勢家あらそひて莊園を諸國に立てしかば、諸國の貢調など、年をおひて減じに減じゆき、京官の窮、いふべからず。かの年給といふことも、この時におこれるものにて、内給、院宮給、はた年官年爵などいへる、これなり。こゝは年ごとに、官にこひまをして、わが家人を、諸國の介掾目史等に任じて、その公麻料の幾分をとるなり。こゝにいたりて、いにしへの封戸の制また行はれず。

莊園
内給
院宮給
年官年爵
軍制
近衛府
六衛府
瀧口の武
者宮の帶
刀東宮の
士北面の武

貨財を以て衛府の官を買ふ

變亂あることに、盜賊おこるたびに、いみじき功をあらはせり。その功をあらはす毎に、いみじき勢力を得たり。これ政權の遂に武門にうつる原因にて、おもへば、實にかなしきことにもなる。またこの時代に、貨財をもて、衛府の官を買ふことおこり。うれたしといふも、なげかばしといふもことば足らず。さてその官を買ふものは諸國の民どもにて、そを買ひ、わが故郷に歸りゆきて、愚民をおどし、國司にあらがふなど、いふべからざることもおほかり。こはいづれも、だちゆく、世のさがにて、いかにともすべきやうもあらざれど、かへすんもかなしきこといにもなる。

刑律

世はかゝるさまなり。刑律などもゆるびにみるび、またいかにともすべからざるにいたれり。ことに佛教さかりなりしかば、朝廷人をころすを忌み給ひ、八虐重罪の徒もおほくはなだめて、流以下に處せしなど、いきどほろしきこといものみおほかり。

農業

さて、また、農業は、いかにといふに、こは列聖の最も御ころをそまき給ひしところ。この時代、奈良朝にくらべて、大なるかはりはあらざれど、また一二の記憶しおさるべからざることあり。

蕎麥

仁明天皇の時、蕎麥の民の食をたすくるによしとて、そを畿内諸國にうゑさせ給へる。又大和國宇陀郡の民の用ゑる稻機といふもの、よく雨濕をふせぐものなりとて、そを諸國に用ゑることなさせ給へる。又淳和天皇の時、

水車

民に水車の便を教へ給ひて、灌漑の用に供せしめられたる。又延暦十九年に崑崙人はじめ、綿種を傳へしに、そを南海西海の二道に植ゑしめられたる。又このころはじめて茶といふものを植ゑて、飲料となしたる。これ皆當時

茶

にありていちじるき事どもなり。ことにさかりなりしは、延暦のはじめ、河内茨田堤を築かれしこと、河内川を河内撫津の界にみちびかれしこととなり。茨田堤のなりは、六萬四千丁を發せられ、河内川のなりは、廿三萬餘人

茨田堤

通貨

を用ゑられたり。いかじき工事といふべからむ。

承和昌寶

通貨は、和銅開珍ののち、種々に變廢の法を設けられしかど、ほどよく行はれず。錢を蓄ふる者には、位をさづくるなどの事さへありき。この事たる中々に弊害を生じ、通貨悉く富豪の手にあつまりて、民間に散布せず。さては、桓武天皇の御代にいたり、令を出して、錢を蓄ふること、および錢を蓄へて位をもとむることをいめさせ給ふ。さてまた、仁明天皇の御代に、承和昌寶を鑄られたり。そのつくりさまいみじうおるそかに、かつ形なども小なりしかば、民どもそれが通用をよるこぼす。

度量衡

度量衡は、一條天皇の御代に、斗量の改正あり。この改正は、從來よりは、やゝ大にせられたるなり。その他はさして大寶の制にかはるところもなかりしならむ。

工藝

工藝、こもさしていちじるしきかはりもあらぬにや。されど、奢侈の風おこなはれし當時のことにしあれば、諸調度大にその美を盡し、殊に蒔繪の技大に進みたり。

佛教

神道は、我國もとよりの教、佛教は、他より來れる教、さるな奈良朝のころよりその混淆の説おこれり。この時代のはじめに最澄空海などいみじき僧出でてきて、本地垂迹の説を唱へしより一層さかりになれり。またこの二僧天台

本地垂迹

眞言の二宗をおこし、かば、佛教いみじくひらけ、その勢のおよぶところ、かし、き天皇より大臣公卿はたむくつ

天台宗眞

けき武士にいたるまで、僧となりて、それに歸依することよりはなりたり。あはれ、花を見ては世をばかなみ、月

宗教の勢

なながめては、身をかこち、鶯の聲を法華經と聞くなど、世の人々の心をして、皆諸行無常の境遇におちいらしめたり。宗教の勢、またおそるべきかな。

私學校

さて、又、教育はいかにといふに、大學國學の他に、私學校など續々出てきたれり。和氣氏の弘文院、藤原氏の勸

弘文院

學院

淳和院
學館院
院藝種智
書籍館芸
亭大學國
衰ふ

文章

國文
平假字

詩集の勅
撰歌
題詠
長歌衰ふ

書
三筆
三蹟

學。院。王。氏。の。淳。和。院。在。原。氏。の。獎。學。院。橋。氏。の。學。館。院。僧。空。海。の。綜。藝。種。智。院。等。最。も。き。こ。え。た。り。又。天。應。中。大。納。言。石。上。宅。嗣。は。書。籍。館。を。た。て、そ。の。芸。亭。と。名。づ。け、人。々。し。て。心。の。ま。ま。に、そ。を。見。し。め。た。り。か。の。時。代。に。歎。く。べき。こと。の。み。お。ほ。き。に。も。か。は。ら。す、か。く。教。育。の。さ。か。り。な。り。し。は、よ。る。こ。ぶ。べき。こと。に。こ。そ。されど、延喜以後は、朝政おひ／＼にゆるび、國用足らずなりにしかば、大學國學もあれにあれば、かつまたたゞ／＼人材出づるも、藤原氏權を専らにせしがため、登用せられず。

文章は、紀傳博士かほりて、文章博士となるなど、漢文には大につとめたり。さては見るべきものおほかるが、その體は六朝の四六駢麗なり。都良香、菅原道眞、三善清行など、最も名あり。

漢文はかく盛りなり。國文はいかに、この時代のはじめに、平假字など出できたれば、國語をつゞること心のまゝなり。さては、漢文と相ならびて、いみじう盛大なきはめたり。男子にては、在原業平、紀貫之、女子にては、紫式部、清少納言など、最も名あり。

詩は、嵯峨淳和の御代にいたり、大に進歩し、凌雲集、文華秀麗集、經國集などの撰あるにいたれり。歌は、六歌仙後、紀貫之、凡河内躬恒など出でてきてふた／＼びふるひ起したり。さはいへ、かの萬葉集などの如く、天真爛漫なるものすくなく、かつ常語と歌語と漸くわかれ、また題詠などおこりて、やゝ綺麗巧緻のみもとむることゝなれり。ことに長歌の如きは、いみじう衰へ、貫之躬恒の手になれるものといへどもよむにたへず。

書は、この時代を以て最もすぐれたる時とす。嵯峨天皇、僧空海、橘逸勢、世にこれを三筆と稱す。小野道風、藤原佐理、藤原行成、世にこれを三蹟と稱す。三筆までは、またく支那の字體によれるものなれど、三蹟にいたりては、そのあとをふまず、別に國風の優美なるところを加へたり。三筆三蹟などのものしたるもの、今猶とこる／＼

畫合

風俗
奢侈時代

三善清行
菅原文時
共奢侈
を禁む
ことなむ

源融の別
莊及山莊
河原院
閑院堀河
枇杷の第

にのこれり。

畫も書につきてすゝみたり。ことに一條天皇以後繪合などおこなはれて、その品評して、その巧拙をたゞかはするとなど、やむことなき人どもの一樂事となれり。そのさかりなりしさま思ひやるにあまりあらむ。

この時代の風俗はいかにと問はゞ、奢侈の二字を以て答へざるべからず。醍醐村上の二天皇など、いみじう御心を政治にとゞめさせ給ひしかば、御代もやすらかにをさまりたむと思はるゝに、しからず。都の人々はおこりにおこりをきほめ、地方は衰へに衰へ、盜賊横行するなど、實にあさましきことども多かり。延喜の御代には三善清行の意見封事、天曆の御代には、菅原文時の時弊の意見あり。よみもてゆくに、いづれも奢侈を禁するを以て、第一としたり。また以て、當時の風俗の奢侈にありしを知るに足らむ。

そも／＼平安京、都となり、大内裏といかめしう立てられしより王族權門おの／＼その邸第をうるはしう造り、ことに、嵯峨天皇の皇子源融などは、別莊を宇治につくり、美麗に美麗なきはめたり。また山莊を嵯峨につくり、それを棲霞觀といへり。また河原院を六條に造れり。臺閣水石など、巧みをつくしたるのみならず、毎月難波の湖水三十斛をくみて鹽を煮て、陸奥の鹽竈浦のおもかげをうつせりとぞ。藤原氏にいたりては、冬嗣の閑院、良房の堀河、基經の枇杷の第の如きあり。その他勢あるものは、皆おほく別墅をかまへたれば、都わたりはさらなり、近畿の勝地、いづこもその人々の園林亭臺たちならびたり。かくて、詩歌に、管絃に、騎射に、放鷹に、たゞあそびてのみ月日をおくりしかば、その風下になつて、世はたゞおこりにおこりをきほむるやうなりたり。都のありさましかなり。地方諸國は、權門勢家の田莊おひ／＼數まさり、わるがしこきものども、權貴の莊にあつまり、そのわがまゝなること、いたらざるところなく、莊側の民田をうばひ、そを領して、賦税をなせざるなどいふべから

道長の奢
上東門の
第
法成寺

ざる、ことのみあり。世はかゝるさまなり。いやしき民ども、のくるしきは、いかに、とるに安じて、業をとることもかなはねば、と、ころんくには、ふれゆくなど、一々しるすべくもあらず。奢侈の國家を害する、今更いふべきにもあらねど、この時代の如きは、前後に、そのためしもあらぬことならむ。ことに道長の奢侈の如きは、いふべからざるものにて、かの上東門の第をつくりしをりなど、諸國の國司におほせて、役を供せしめ、寢殿一間ごとに、受領一人づゝをあて、つくらしめたり。後法成寺をたてたる時もおなじ。その奢侈はさらなり、公私を辨ぜざる、その見ぐるしさ、またなにかいはず。その法成寺をたつ時、攝政頼通、諸國司におほせて、公事を怠るも、この見な怠りぞ、といへり。その奢侈はさらなり、そのことばの見ぐるしさ、またなにかいはず。かくて、あまたの國用を費し、工事成りて後は、朝廷にきこえあげて、それに功ある家司を國司または檢非違使となせり。そのほしいまゝなる、驕傲とやいはむ、僭恣とやいはむ、書くさへいと憤ろし。

第五編 躑躅の咲分

一 赤旗白旗

源平兩氏
の血統

東方に白く靡くは、源氏の旗。西海に赤く靡くは、平氏の旗。兩々入りみだれて、世は刈菰の如く、人心二途に別れて、その歸するところを知らざるは、此時代の現象なり。白きものは、清和天皇の流、赤きものは、桓武天皇の裔、共にこれ王孫王族。そもく藤の花房、天下を蓋ひて、人ごゝろ、紫に染まぬものはなかりしに、いかなれば、時のまに、かゝるさまとはなりしか、盛者必衰、驕る者久しからずといふは、平氏のみにもあらざりけり。

藤氏のお
とろへた
る所以

さはいへ、藤原氏は、世々の閥閥なり。春日山の神杉、その高き功績は、誰人か仰ぎ貴はざらむ。されば、皇族より出でたる源平の二氏も、初のほどは、たゞ、この氏の命に従ひしなり。この氏によりて、朝官にも昇りしなり。さるを、藤原氏は、治に居て亂を忘れずといふ智謀にや缺けたりけむ、事あるも、事なきも、たゞ祖先傳來の富に甘じて

進みてその勢を伸ぶることなく、詩歌管絃の遊びに耽りて、經世の大務を忘れたるがごときは、くちをしとも、くちをし。

源平二氏の勢力

源平の二氏は、多くは武人なり。力を地方に逞うする人々なり。盜賊起り、反者あるごとは、藤原氏の命によりて、いつも之を征討せしなり。されば、一戦勝ち、一事成るごとに、その勢力はいよ／＼盛なりしなり。さるを、藤原の族は、武骨ものとして、之を嗤笑し、武士とて之を輕侮し、冷然之を遇せしに、二氏は陽に知らざるまねして、陰にその勢力を有し、遂に紫の色を奪うて、世をして赤白の兩旗に迷はしむるにいたりしは、いかに、巧なるしわざならずや。後冷泉天皇の永承元年より、(紀元千七百六十六年) 安徳天皇の壽永四年(紀元千八百一十五年) まで、殆ど百五十餘年之を源平時代と稱す。以下例によりて書きつゞりてむ。

二衣川

後冷泉天皇

戦ひ勝つごとに、勇は加はりぬ。勇加はるごとに、兵權おのづから歸するは、さるべき理なり。後冷泉天皇立ちたまひて、天喜四年といふに、陸奥の嵐さわがしく、外が濱の波、さかまくときこしめしければ、清和天皇の御流れ、六孫王經基の末なる、源朝臣頼

源頼義奥州に下向す

衣川の戦 頼義敗る

義を、陸奥守兼鎮守府將軍となして、向はしめらる。初め、安倍頼時(本は孝元天皇の流大彦命の後なり世々陸奥にありて倅) 貞任、宗任等と計り、驕奢至らざるところなく、遂に伊澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手六郡の長となり、官物を奪ひ、人民を掠め、國司の命に服せず、たゞ我まゝのみふるまひけり。よりにて、この征討の舉あるにはいたりしなり。明年、頼義兵を帥ゐて、任地に赴く。頼時、衣川の關によりて、拒ぎ戦ふ。いくばくもなく敗死す。その子、貞任宗任等、大に怒りて奮戦す、勢頗る強し。十一月、頼義みづから、將士に先ちて、貞任を、河崎柵に撃つ。時に大風おこり、雪ふりみだれて、人馬やゝひるめるに、寒地に馴れたる、東夷の曲もの、いかで撓むことあるべき、こゝ屈竟と、鳥海の柵まで、おし進み、所えがほに斬りまはるに、頼義大に敗れて、麾下わづかに、六騎をのこせり。是より先、頼義の長子義家も、父に従ひて、軍にありしが、この危きさまを見るより、こゝを死地と驅けまはり、馳せめぐるに、蹴立つる雪は花の如く、射放つ矢は霰の如し。その勢いと猛なるに、賊徒、義家をさして、神といひて皆遁げかへる。頼義からうじて免る。

衣川

康平五年、頼義、出羽の俘囚長たりし、清原光頼、その弟、武則がもとに使をつかはして、諭すに、順逆を以てし、厚くこれに賂ふ。武則即ち部下を率ゐて來り援ふ。頼義大

頼義火を放ちて賊を滅す

義家貞任を追ふ

に悦び、部署をさだめて、厨川、姫戸の二柵を圍む。この柵は最も要害の地なるに、貞任、力をきはめて、守りしかば、たやすく、落つべくもあらず。頼義、命じて、民舎を毀ちて、城隍に埋めしめ、齋戒沐浴、遙に皇城を拜し、八幡大神を祈り、みづから火を切り、神火と稱して、これに投せしかば、暴風俄に吹きおこりて、見る／＼柵にもえ上りけり。官軍ときをつくりて、攻めよせ、斬り居りしに、賊兵大かたは盡きたり。貞任は、いかになど見まはる中に、城の一方より、遁げ行くめり。義家之を見とがめ、追かけて衣川に至る。「かへせ／＼汚き武士のふるまひかな」と、呼はりけるに、貞任見かへれば、義家は弓を満月のごとくに張りつめて、

衣のたてはほころびにけり

と、やがて、放たむとせられしに、貞任、

年を経し絲のみだれのくるしさに

と、轡おしゆるべていふ。あまりのやさしさに、張りつめし弓、おのづからゆるべられ、そのまゝ一時はひきかへしぬ。さはいへど、遂に見のがすべき敵にあらねば、再び兵をつかはして、刺しころさしむ。この男、背の高きこと、六尺にあまり、腰の圍七尺四寸、容貌魁偉、たゞ鬼のごとくなりきとぞ。つゞいて家任、宗任等來り降る。陸奥漸

貞任死す

く平ぐ。この間九年の久しきにわたれり。安倍氏は、祖先以來、東國に蟠居して、その勢、龍虎のごとくなりしに、頼義之を平げしより、その譽れ海内に普く、四方源氏につき従ふもの、たゞ雲のごとし。これ白旗の遂に世をおほふにいたりし初めなり。

三日の光

後三條天皇

天皇の聰

武士の勢力の、盛なると共に、世はやう／＼、軍旗のなびきに、従ふさまなるをもかへりみず、驕りに驕る、藤氏の心の中こそ知られね。御冷泉天皇崩じたまひて、皇太弟、後三條天皇はじめ、官廳に位に即きたまへり。この天皇は、久しく東宮におはしまして、能く世のさまを知りたまふのみか、和漢の御學問さへ、深くまし／＼て、何事の道理も、あきらかにおはしましければ、人皆、日の光を、仰ぐがごとき思ひしたり。されば、藤氏が世々政を專にするを、天皇憤らせたまひ、また、關白頼通があるまじきふるまひあるを惡みて、いたく、其權をおさへたまひけり。あはれ、藤原の一族、今は上朝廷にいれられず、下萬民にいれられざるに、猶みづから悟らずして、あしざまなる事のみ多きぞ、うたてきや。

四 壺切劍

中古以來、立太子の御時には、例として、必ず壺切劍を傳へうけたまふ禮あり。この天皇、東宮に立ちたまひし日も、同じく奉らむとせしを、天皇の藤氏の出におはしませざるをもて、堅くこの儀をおさへぬ。天皇、これをきこしめして「一劍何の用をかなさむ」とて、受けたまはざりしを、即位の後、教通關白強て奉れりといふ。あはれ壺切のつき御ころの慕ひ奉らるゝと共に、齒がみせらるゝは、藤氏の專横にこそ。

五 記録所

莊園といふもの、一たび行はれてより、藤氏の一族海内の半分を有するまでに及びたるは、このころのことなり。藤氏すでに、かゝる勢ひなりければ、その他の氏々も、分に從ひて、莊園あらざるはなし。されば、國庫は、日々に空くのみなりゆくを、天皇いたく慨かせたまひて、延久元年二月、詔して、寛徳二年以後、新におきし莊園は、一切之を止めしめ、又その前つかたなるも、券契明らかならずして、國務を妨ぐるものあらば皆停止すべきよしを仰せたまふ。かくて、その年の十月、太政官の朝所に、始て記録

教通壺切
劍を奉る

莊園を停
止す

記録所を
置く

頼通の專
横

頼通宇治
に屏居す

所といふものを置かれぬ。そも、良房攝政以來、御政は大かた、執柄の心のまゝなりしに、この天皇、政を親にしたまふのみならず、かゝる所をさへおきて、諸家の文書をあつめ、いたく莊園の弊を矯められしかば、藤氏の私曲も彌蓋ふべからざるに至りぬ。されば、各家の券書ども上らしめたまひし時、頼通上言するやうは、「臣大政を輔へし奉れること、五十餘年。されば、人の田地を受くるとも多かれども、嘗て券書を蓄へしとなし、もし疑ありとおぼさば、我家にあらむかぎりの、田莊を沒したまへ」といふ。天皇、さすがに、徴したまはず。頼通、また宇治に平等院を作り、あまたの官田をさきて、寺莊となしたることあり。天皇は、これ等の事を、いとにく、おぼしたれど、強て咎めもなしたまはざりしかども、曲れるこゝろ、いかで天皇の聰明の下に居ることを得む。遂にみづから宇治に屏居して、さばかりめでたき鹿の音、千鳥の聲も、たゞうき世の友ときくに至れるは、あはれむべき至ならずや。

六 南圓堂

頼通に代りて、關白となれる教通は、同じく道長の子、頼通の弟なれども、その力、父兄に劣りて、たゞ員に備はりしのみとぞ。さはいへ猶剛慢のふるまひなきにあらず。嘗



南圓堂

天皇教通
を叱した
まふ

て、興福寺(藤原氏)に南圓堂を立てむと、諸國重任といふことを奏請せしに、天皇以ての外に怒らせたまひ、御髻をふるひて「攝關の畏るべきは、たゞ國の外戚たるが故のみ、朕に於ては何かあらむ」とて、許したまふけしきもなかりけり。教通、あまりの事に顔ほてり、起ち上りつゝ、大聲に「藤原氏の公卿は悉く罷り立て、春日大明神の神威は今日かぎりなるぞ」と、呼はりてづか／＼といでぬ。天皇、このさまを見たまひて、呼び止め給ひて、止むことを得ず許し給へりといふ。憎むべき教通がふるまひとはいへ、これ皆父祖以來、おのづから驕り來れるならはしの、たま／＼あらはれたるのみ。さて、南圓堂は成りしかど、教通の志はとげしかど、是より藤の下葉やう／＼うつろひて再び紫のゆかりの色、あせぬるにいたりしは、よろこぶべき事か、うれふべき事か。

七 宣旨 升

己れを正くして、人に及ぼすは、聖賢の政なり。藤原氏の敗れたるは、この道に違ひたればなり。驕奢に耽りて、身を守ることを忘れたればなり。後三條天皇は、よくこれらの事狀を悟りたまひしかば、爲したまふこと、素より正道に違ふべくもあらず。且世中驕にのみ耽り行くを、いとあかす思召して、先づ大御身づから、務めて節儉を行ひ、以

天皇大に
節儉を行
ふ

宣旨 升

て普く天下に及ぼさむことをはかり給へり。民の心と奉れる、諸國の御厨の贄も、停めたまひ、また後院の御贄をも停め給へり。されば、大御身づからも、萬に事をぎたまひて、御膳の時には、青頭魚を炙り、胡椒を塗りて、奉るに至れり。その持たせ給ふ御厨は、檜柄に藍紙なるものなりきなど承るぞかしこきや。ある日、石清水八幡宮に行幸したまひしに、道すがら、拜觀せるもの雲の如くなる中に、金銀にて装ひ飾れる車に乗れるがまじりけり。天皇御目にとゞまり給ひ、やがて使をやりて、その金銀を剥ぎ取らしめ、以て衆を戒めたまひけり。されば、その後、賀茂行幸の時には、絶えてかゝるものなかりきとぞ。

又絹布の制を定められ、估價の法、斗升の法のみだりがはしきを敷かせたまひて、親ら御簾の竹をとりて、新量をつくらせたまひぬ。さて出納小舎人等をして、御庭の砂をはかりためさしめ、また穀倉院の米を取りて、同じく量らしめたまひき。これを延久の宣旨升といふ。

估價及び斗升の法を定む

あなかしこ、天皇は、たゞに道徳に勝れたまひしのみならず、經濟の道に明におはしまし、のみならず、夙に藤氏の權をおさへむ御ころがまへなりしかば、みづから正しくして、人を正すといふ道を、いとよく踏み行ひたまひしなり。されば、この御代を、承和延喜の御代に、比したるものも多きこゆるに、いかなる神のまがごとにか、御年四十にして、大炊御門といふに、崩れたまひ、ほどなく神樂岡に火葬し奉れるぞ、かへすくくちをしきや。

後三條天皇崩す

八 鳥羽の離宮

後三條天皇、崩御したまひし時、頼通打敷きて、天皇のかくならせたまひしは、國の大不幸なりといへりといふ。そもく頼通は、天皇とは夙に相軋りて、その間甚よからざりしことは、前にいへり。さるを、かばかりにいへるをおもへば、この天皇の御上の事は、推し量り奉られぬべし。かくて、その跡を繼ぎて立ち給ひしはいかなる天皇におはしますか、いはでもしるき白河天皇なり。剛毅果斷を以て世にきこえ給ひし天皇なり。時に御年廿一歳、先帝の御志をうけて、みづから、政を知らせたまへば、教通關白たりといへども、例の員に備はりしのみ。されば、相門の權は日ごとにおとろへ、教通薨じて後、師實關白たりしも、その權力伸びむやうもなし。かゝれば政道古き姿にかへりて、何事もめでたきさまとならむと思ひしに、御心のすさびと、あまりなる事のみ多くて、遂にあらぬさまとなりしぞくちをしきや。その常の仰せに「我は文王なり、文王と

白河天皇

天皇の御心すさび

鳥羽に離宮をおこす

は、必しも稽古の大才あるをいふにあらず、我匡房を抽賞するは、文道を尊ぶにあらずやされば文王といふとも、何の不可あらむ」と詔ひきとぞ。かゝる御さまなりしかば、御意すゝめば、いかなるものをも寵せられ、すゝまざれば、やがて、罷めさせ給ふ事などもありて、先王の法典、棄れたること少からず。

應徳三年、九條の南、鳥羽の山莊百餘町を割して、離宮を造りたまひ、近臣以下庶人にいたるまで、宅地を賜ひ、五畿七道に従役を課せて、池を穿ち、山を築き、造營甚巧麗を極められたり。是より屢行幸などもありて、驕侈日を追うて盛なりしかば、人民やう／＼その風に染みて、先帝の御志もあだになりしこと多し。

天皇、在位十五年にして、堀河天皇に譲りたまひ、院中にて政を視たまふ。あはれ、この天皇初のほどの御心にて世に臨みましますば、先帝の御志も、達したまふべかりしを中ごろ、やゝ驕侈にふけりたまひて、世はなか／＼におとろへゆきしこそ悲しけれ。

九法の燈

おとろへしとはいかなることか、濫に土木を起したまひしことなり。土木をおこしたまひしとはいかなることか、擅に寺塔を建立したまひしことなり。寺塔を建立したまひしは

大に佛を崇ぶ

六勝寺

佛を崇めたまふより起れり。試に白河院の御傳記を讀め。高野山に幸したまひしこと、前後四度。態野に幸したまひしこと、八度。度するところの佛畫、五千四百七十餘幅。丈六の佛像、百二十七軀。等身佛像三千百五十軀。三尺以下の佛像二千九百三十餘軀。七寶の塔二十一基。小塔四十四萬六千六百三十餘基。いかでおどろくべき數ならずや。蓋し聖武天皇以來の佛ざかりといふべし。中にも、白河に立てさせられたる法勝寺といふは、二なき御願寺にて、最も名高し。彼の堀河院の尊勝寺、鳥羽院の最勝寺、崇徳院の成勝寺、近衛院の延勝寺、待賢門院の圓勝寺を合せて六勝寺とて、世々御願寺を建てらるゝに至りしも、此院より起れることなり。

重任の功

さらぬだに、藤原氏の莊園、諸氏の私地、天下に普くして、國用は乏しかるに、かく國力にもふさはしからざる構作をおこし、奢侈を極めたまひて、いかで物のかすの足ることあらむ。是に於て諸國重任の功といふこと起りけり。

重任の功とは、當時の制度、國司は四年にして、更替すべきものなれども、聊、國用を補助すれば、その功によりて、重ねて任せらるゝことをいふ。されば、用度足らざる時は、させる功勞なきものも、その費用をだに奉れば、必ず重任せられ、その數、凡三十餘國に定まりて、甚しきは、父子三四人同時に任せられし如きこともありき。神皇正統

成功

記に受領(國司)の功課もたゞしからず、又造寺熾盛の謗ありき、などかけるは、げにさることなりしならむ。
是のみにては、猶足らざることありしかば、成功として佛像寺塔を建立せむに、その費用少きときには、人を募りて、を營ましめ、成れば、その功勞に報いるに、官位を與へられしことあり。いはゆる賣官賣爵なり。この事、代を経るまゝに、いよゝゝ甚しく、遂に何の官は、何貫目など、その價定まるに至れり。今は、朝廷の費用は、たゞ重任と成功との二つより外に出づべき道なかりしなり。世はあやめも分かぬさまとなれるに、たゞあかきは法の燈のみなり。おもへばかなしき御心ならずや。

十院廳

神皇正統記の論

神皇正統記に云く「是より又古き姿は一變するにや侍りけむ、執柄世に行はれしかど、宣旨官符にてこそ、天下の事は施行せられしか、この御時より院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君、又位に備はりたまへるばかりなり。世の末になれる姿なるべきにや」と。げにや、この天皇は、遜位の後、院中にて政を聽きたまひしこと四十餘年。さては朝官の外に、院司をおきて、別當といふものを長官とし、判官代、主典代、

院廳の政

白河院の御心

殿上人、藏人、廳官、召次所、仕所、御書所、武者所、御隨身所等ありて、殆ど一政府をなし、その廳を院廳といひ、その令を院宣といひぬ。
そも、藤原氏政を執りて以來、天皇は、大かた幼沖におはしましたければ、攝政のあらぬ時はなく、關白の居らぬ折はなく、萬機宸衷より出でしとは、をさゝ／＼なかりしかば、中には、その煩はしきを厭ひたまひ、その御心のまゝならざるを、おもしろからずおぼして、はやく、御位をのがれたまふ帝もおはしたりき。されども、そは一向に、佛に仕へたまふが多かりしに、この天皇は、父天皇の御氣象を受けさせたまひて、院中にておもふまゝに、世中の事、いろはむ御心やます。さては、古來例なき事もおこりて、かくは執行はせたまひしなり。
天に二日なしといふは、定まれる則なるに、かく政令二途に出で、は、天下の人民いかに惑はざらむや。されども、從來藤原氏の專横に、憤を含めるものゝかず／＼は、いはすして、おのづから、院宣に従ふがときさまあり。又院には、上下北面といふ警衛の官をおき、源平の武士をもて任せられしかば、所を得ぬ各地の武士ども、皆馳せ上りて仕へまつりぬ。されば、院の行幸には、八幡太郎義家つかへまつり、加茂次郎義綱つかへまつるなどいふことありて、かの紫の色に奪はれざる、白旗赤旗の靡きは、まづこゝ

院宣の勢

院廳

に集りしが如し。かゝれば、人心おのがむきくゝにわかれしとはいへ、天下の勢ひは、はやう、此時に定まれるならむ。あはれ、この院にして、奢侈にふけりたまはず、佛に溺れたまはず、一心たゞ國家長久の謀を立てたまはむには、政道は正しきにかへり、大寶延暦の法典も文具となることはなかるべきに、王威軽く國民亂世に泣くことはなかるべきに。

十一 山法師

鴨川の水、雙六の采と共に、院の御心をくるしめ奉りし、山法師といふものこそ、いと憎きものなれ。山法師とは延暦寺の僧なり。初め華山天皇の頃、僧良源(慈惠大師)云ひけらく、「季世澆薄にして、人佛法を軽んず。兵力を藉らずば、いかで威を取るを得む」と、よりに惡僧を聚めて、専ら武技を講せしむ。之を衆徒といひき。僧兵これより始まり。かく延暦寺にて、兵をおきしかば、園城寺もおき、南都の興福寺もおき、東大寺もおき。當時佛法盛に、寺々繁昌しければ、かくあまたの兵をさへ、貯ふるにいたりしならむ。さるに、座主戒壇の争ひより、延暦、園城と軋り、又王城に迫り神輿を捧げて嗽訴するに至ること屢々なり。朝廷、興福寺に與みせらるれば、延暦寺怒り、園城寺

僧兵の起

僧徒の亂

嗽訴の手

延暦寺の暴戻

に與みせらるれば、東大寺憤るといふが如く、その争ひ常に絶ゆることなく、寺、寺を焼き、僧、僧を殺し、そのさま博徒の相戦ふが如く、狡兒の相撲つが如きあり。かくてその朝廷に迫るには、いつも神輿(例へば興福寺は春日の神木を、延暦寺は日枝山王の神輿を昇き出す類なり)を振りたて、官軍をして、矢を放たしめず、おし／＼て願意を達するを手段とせり。いづれも、劣らぬわるものなるにも、延暦寺ことに甚しかりき。嘗て園城寺を攻めて、堂宇を焼きしこと三千あまり、經論凡二萬三千餘卷、その財物珍寶は意のまゝに掠奪し、船と馬とを以ておくるに、船は十三隻、沈むをもて度となし、馬は六十匹、僵るゝを以て限りとせり。されども、朝廷は之を制すること能はざりき。

又源義綱、延暦寺と地を争うて、其徒を殺し、かば、衆徒日吉の神輿を奉じ、朝廷に詣で、之を訴ふ。武士を遣はして禁せしめしかども、止まるべくもあらねば、關白師通、源賴治に命じて、拒ぎ戦はしむ。衆徒殺傷せらるゝもの多し。遁げかへりて會議して曰く、「我が山は天下無雙の靈地なり。さるに、朝廷輒く使者をおひかへし、社人を殺せりかゝる所に留まりて何かせん。悉く堂社を焚き毀ちて、八方に離散すべし」と。やがて經を七社の神前に讀み、盡く神輿を奉じて、中堂に入る。五壇の法を修めて、朝廷及び師通を呪詛す。たま／＼師通病にて薨せしかば、朝廷大に懼れ、罪を謝せむために賴治

僧徒朝廷を呪ふ

を佐渡に流したり。凡そ世に暴戻の徒多しといへども、かくばかり甚しきものはあらず。將門も純友も一時のことなり。頼時も貞任もしばしの間なり。この法師どもは、かの三善清行が形似三沙門心如三屠兒、不畏天刑、不顧佛律、と詈りしは延喜のころなり。それより年を経、月をわたりて、いよゝ募り、遂に後三條天皇の叡武なるも、白河法皇の剛毅なるも、制し給ふこと能はざるにいたれるは、みづから頼むところありとはいへ、思へば誰か髪さか立ち、齒がみせざるものあらむや。

十二 外が濱

堀河天皇は、八歳にして位に即きたまひしかば、關白師實、攝政となりぬ。されど、政は法皇、院中にて知らせ給へり。天皇の寛治元年、陸奥守源義家、奥羽平定のよしを奏す。初め義家の父頼義、貞任等の亂を平げし後、東北や、定りしに、鎮守府將軍清原武則の孫、眞衡、父祖の餘勳を受けて、勢頗る猛に、一族悉く臣とし事ふるに至りぬ。眞衡、養子成衡の爲に、源頼義の女を聘して祝宴を設けしに、姑夫吉彦秀武も出羽に来て、その席に列れり。かくて禮辭を述べ合ふ中、互に行き違ふことありて、秀武ことの

後三年の亂の起り

外に怒りて、出羽にかへりぬ。眞衡も堪へがたき事やありけむ、やがて、一族を率ゐて攻めよせぬ。秀武も、さるもの、いかで、たゞに、殺さるべき。眞衡の異母弟なる、家衡、さては藤原清衡を誘ひて、相戦ふ。時に眞衡の叔父なる、武衡も、秀武に應じて、最も力め戦へり。

清原の家系

そも、清原の一家は、もと俘囚なり。頼義の時、武則來り援けて、貞任を討ちし功によりて鎮守府將軍といふ貴き位をさへ賜はりしものなり。されば、その子、その孫、共にその祖先の職を守り繼ぐべきものなるに、かく互に相争ひて、再び世の亂を引きおこしぬるは、彼等もとより禮を知らざるもの、集合なればなるべし。この厭ふべき曲者どもの中に立ち入りて、心よく其まがれるを直し、外が濱の波風たえて音せぬ世となし、は義家の功なり。その功はいかにして、立てつる、行くやがて眞衡を従へ、その兵をもて、武衡家衡等を討ちし也。(秀武清衡は義家の軍に降りぬ)功成りて、義家朝廷に奏せしかば、私闘なりとて、賞譽もなし。義家止むを得ず、私資を出して將士を慰めけり。この戦三年を経、頼義の戦は、九年を過ぎしかば、世にこの兩役を、前九年後三年の戦といふ。是より源氏の威光いよゝ東北にかゞやきたり。

前九後三の役

十三 名古曾の關

いつのとなりけむ、義家陸奥に赴くとて、名古曾の關を通られしに、春も半過ぐる頃とて、山の櫻ども、たゞ雪とふりみだれて、馬の蹄も埋るゝばかりなり。あはれ百萬の賊矢を拒ぐ、鎧の袖も、この散る花にはたへがたかりけむ。

義家の歌

吹く風をなこそその關とおもへどもみちもせにちる山さくら花
と謠ひつゝ、手綱もおのづから、弛べられたる、これまた大丈夫の心なりけり。

十四 雁の亂

雁行の亂
兵の兆な

金澤の柵を攻むとて、霧のふかき朝、馬にまかせて、大澤のもとに出でぬ。見わたし茫茫として、進まむやうもなかりしに、音づれ来る雁の一つら、下りむとして飛び上り、また下りむとして、飛び去れり。義家あやしみ、轡をおさへ將士をめしよせて「伏兵野にあるときは、飛雁亂れ行くとこそきけ、探せものども」とて、手を分けて求めしむるに、果して出でこしは、三百騎ばかり。義家、更に將士に告げて「おのれ、先年江帥に學ばざれば、危かりなむしを」といはれけりとぞ。義家の心の廣さ、思ひやられて貴し。

十五 足柄山

義光兄の
危急を救
ふ
義光音律
に精し

義家の弟に、新羅三郎義光といふあり。都にて檢非違使の官をつとめぬ。義家の戦、利あらずと聞くや、みづから、官を辭して、ひとり奥州に下りぬ。さて兄に従ひて、敵軍を伐ちほろぼしつ。この人少きより音律にくはしく、笙を豊原時元に學びて、その秘曲をも受けたり。されば、時元死して後は、その曲は、たゞこの人のみに存せれば、時元の子時秋は、義光に父の如く事へぬ。さるに今奥州征伐に赴くとき、共に行かむとを乞ひて止まず。屢々論せども聞かず。遂に相模國足柄山まで添ひ來ぬ。義光、あはれの事に思ひて、つくづくと事の理を説き、「豊原の家を相續せずば、朝家の御用を缺くに至らむ。生はもとより武人なり、死すとも惜むべきにあらず。さては、この事ども傳へむ」とて、楯板しきならべ、大食調入調の曲を吹き授け、また時元がかける、一紙の文書を鞆よりとり出して與へにけり。あはれ、峯の松風、溪の水、一は東に、一は西にこゝより立ちわかれぬるも、めでたき事ならずや。

十六 貴き御心

貴き御心

義光秘曲
を時元に
授く

天皇御心
を政治に
用ゐ玉ふ

波のおとのおだやかならぬは、時つ風のよからぬにて、天皇の御徳に關はるべきにあら
ず。續古事談に云く、堀河院は、末代の賢主なり。天下の雜務を、殊に御心に入れたま
ひ、職事(藏人の事也)の奏せし申文を、御夜居に又細に御覽じて、所々にはさみ紙して、此
事尋ぬべし、此事重ねて問ふべしなど、手づから書きて次日職事に賜はる。一通り細に
きこしめすとだにありがたきに、重ねて御覽じて、さまでの御沙汰、いとやむごとなき
事也。すべて人の公事(朝廷の儀式に)勤むる程なども、御心に御覽じ定めけるにや、追
儼(除夜に行は)の出仕に故障申されし公卿、元旦に朝拜に參りたるを、悉く追ひ入れられ
ざる夜まで所勞あらむものゝ、いかで一夜の内に直るべき、僞れる事なりと仰せけり、
と見ゆ。

常の仰せ
ごと

又ある人、柑子の木を獻りたるを、御庭に植ゑられて、愛したまひければ、藏人瀧口集
りて、木枯らさじとて、家を作りておほひけり。坊門左大辨爲隆、これを見て、あれは何
事ぞ、さる事やあるべきとて、御倉の小舎人を召して、散々にこぼたしめしかば、木
ほどなく枯れぬ。いかにとも仰せられず、など見ゆ。常に詔はく、「普天の下皆王土なる
に、近きは親しく、遠きは疎きが、いとくちをしきなり」と仰せられけるとぞ。あなか
しこ、かばかり、御心正しく、至らぬ隈なき英明の天皇おはしましたながら、いかなれば、
世はかくあさましきことの多かるぞや。天日をおほひし雲はなかりしか、補けまつる良
臣はなかりしか。

十七 旗の靡き

鳥羽天皇
制符を下
して武士
を戒む

この天皇は、御年二十九にして、堀河院に崩じたまひ、次で世を知ろしめし、は、その
御子鳥羽天皇なり。白河上皇、猶院にて政を知らせ給ふ。そも、源平の二氏、久し
く民間に潛み、おのゝ武を練り、事ある時は、朝廷の御守りと出で立ちしを、やうや
う勢ひ募りて、ともすれば、世は赤旗白旗の靡きに、従ふさまの見ゆるを、藤原氏は、
はじめて夢のさめたるごとく、朝權をかりて、押へんとするも、押ふること能はず。勢
ひは既に定まるべく見えたれば、この朝に度々制符を下して、諸方の武士の、源平の二
氏に屬することを禁せられたり。されど、兵權は已に移れり。政權いかで歸せざらむ。
あはれ、六日の菖蒲、何のかひかあらむ。

十八 河竹のそよぎ

崇徳天皇

本院崩す

女院三人朝に在り

天皇世を不快に思ふ

天皇在位十六年にして、位を太子崇徳天皇に譲り給ふ。時に白河上皇を本院といひ、鳥羽上皇を新院といひき。二院同じく政を後見たまふに、大治四年といふに、本院は七十七にて崩じたまひしかば、今は新院のみ専ら政を聴き給ふ。初め大納言公實の女、待賢門院を寵したまひて、御子さへあまた生みたまひしに、こたびまた、前關白忠實の女を入内せしめて、高陽院といひ、また參議藤原長實の女を入れて、美福門院といひ、一時女院三人おはしましき。(待賢門院は、白河院養ひて入内せしめられしかば、院御在世中は頼りおほして、他の女御なども立てられざりしに、今は御心のまゝに、かくはなし玉ひしなり)中にも、美福門院は、ことに寵を得たまひて、政をおこたせたまふまでの御中とはなりぬ。

水も洩らさじと契らせ給ふ美福門院に、男御子さへ(體仁親王)生れたまひければ、ことに御寵愛はましぬ。さては、いかで速に、この御子を、位に即け奉らばやと思しめす。さては、生れたまひし年の(保延五年五月なり)七月に、親王となし、同じく八月に皇太子に立て給ひぬ。天皇は、こを御心よからず思したりけむも、父天皇の御事なれば、言にも出したまはずおはしけむを、はては速に位をおりますべく、そゝのかしたまふことなども重なりけむ。永治元年といふに、遂に御位を譲りたまへり。(時にその御子御年三歳、即、近衛天皇なり。鳥羽に美福門院との、御關係のみにあらず、待賢門院は、白河院の養女として、入内せしめ、やがて鳥羽院の后に立たしめ給しものにて、其の間あやしき御ふるまひもまじれりといふ。されば鳥羽院は、崇徳院のことな、つねに叔

美福門院の跋扈

近衛天皇

門院後白河天皇を立つ

(父子と謂ひ)これより、鳥羽院をば、一院と申し、崇徳院をば新院と申しき。今は世は一院の御心のまゝにて、新院は萬に不平がちにのみおはします。待賢門院崩じたまひし(天二年)後は、ことに甚しかりき。もろこしの楊貴妃がためしは、いみじき例なれど、何事も、美福門院の計らせたまふさまとなりては、宮中の政は、いよく入りみだれ、宛に泣く官女、恨を吞む廷臣もありて、河竹吳竹のそよぎもたゞならずなりしは、この時よりははじまれり。

十九 亂れのはし

近衛天皇、位に即きたまひて、一院も、美福門院も、今は雲霧晴るゝやうなる、御思ひしたまひしに、いかなる曲ごとにか、十七歳といふにて崩じたまひぬれば、御歎き大かたならず。いづれの御子か、このあとは継ぎ給ふべきなど、沙汰あるに、新院は、御みづからこそあらね、御子の重仁親王、必ず位に上りたまふべしと、待ちうけたまひ、天下の人も皆しか思ひしに、美福門院の御計ひにて、思ひの外なる、後白河天皇(崇徳同母三十一御歳)受け継ぎ給ひ、又その三子守仁親王(二條天皇)を東宮とし、暲子内親王を養母として、八條女院と尊號を奉り、その同母の女弟高松院(東宮の御姨)を御息所と定め給ひぬ。あまり

門院の疑心

の事に、新院の御憤り添ふのみか、高きとなく、賤きとなく、皆この事をあしざまに、いはぬものはなかりき。そも、後白河天皇は崇徳天皇とは、同母の御兄弟におはしませば、こを立てむも、重仁親王を立てむも、さまで門院の方には、異なるともなかるべきを、強て興望にそむき、新院の御心をやぶりて、かくしもはからせ給へるは、この近衛院の崩御を、新院の呪詛したまひしと思しけるによれるなり。あなまसान、もれきいたまひけむ新院の御心いかで安きことあらむや。

崇徳院の憤り

かゝるほどに、鳥羽院は崩じたまひぬ。新院いそぎ参りて、喪の事など營まむとしたまひしに、その門を堅く鎖して、遺詔なりとて、入れ奉らず、かさねくの御憤り、今はこらへかねたまひて、窃に左大臣頼長に告げたまふやう、「昔を以て今をおもふに、天智は舒明の太子なり、孝徳の子多かりしかど、位につき給ひ、仁明は、嵯峨の第二子なれど、淳和の子をさしおきて、祚をふむ。華山は、一條に先ち、三條は後朱雀にすむ。我先帝の太子に生れ、帝位を辱くす、上皇の尊號につらなるべくば、重仁こそ位にもつくべけれ。さるを、文にもあらず、武にもあらず、四宮に超えられて、父子ともに愁に沈む。然れども、鳥羽おはしますほどは、力なくて二年をすぐしぬ。今は天下を奪はむ

頼長舉兵をすむ

に、何の憚かあるべき」と仰せらるゝに、頼長頻に勧め申しつ。これ頼長は、見忠道と共に、朝廷に執政たりしに、互に相猜みて氏長者を争ひ、父忠通が愛を受けて、世にはこりしといへども、一院門院などの方には、いとそばしく、常に兄に壓せらるゝを、くちをしと思ひ、専ら重仁親王を助け奉りて、窃に考ふるところもありしかば、かく新院の仰せを賛け成したるなりけり。かゝれば、保元の亂は、鳥羽院の美福門院を納れたまひしに由り、頼長父の偏愛を頼みて、兄弟相争ふに至るといへども、その本は遠く白河院の待賢門院を養女として、入内せしめたまひしに起れりといふべし。事の起る日にあらずとは、宜もいひけり。

保元の亂

二十 不倫不義

武士兩方に分る

事は既に破れて、内裏院中、各兵を召す。安藝守平清盛、下野守源義朝等が参りしは、内裏。これ鳥羽院この亂の起らむことを、未然に知ろしめして、門院への御遺戒なりきとぞ。前檢非違使源為義(義朝の父)、その子頼賢、頼仲、為宗、為成、為朝、為仲、平忠政(清盛の叔父)、等が参りしは、新院の御所。内裏にありて、帷幄の謀をめぐらすものは、少納言通憲。院にありて、事を執るものは、左大臣頼長。新院は、鳥羽の田中殿より、白

不倫不義

爲朝の策
用ゐられ

河殿へ御幸したまふに、集る兵凡一千餘騎。中にも爲朝は、最も屈竟の男にて、大荒日の鎧を著たり。弓の達者なるは、いふまでもなし。軍評定の時、「こよひの中に、内裏を焼き拂ふべし、夜の明けざるに、はやく凱旋せむ」といふ。頼長聽かず、帝王の軍に夜討あるべからざるよしを論じ、且明朝南都の衆徒來り援ふを待ちて後にせむといふ。爲朝憤を忍びて敵を待つ。

内裏には、高松殿は狭しとて、俄に東三條殿へ遷幸す。兵集るもの千七百餘騎。義朝を召して、軍議ありけるに、義朝奏しけるは、清盛をとりめて、内裏を護らしめ、みづからは進んで、今夜白河殿を襲はむといふ。通憲、「軍事は一に武人に任せむ」といひて、輒くその議を容る。義朝即ち馬首を白河にむけて、進ましむ。

白河殿にては、武者所親久といふものに、内裏を伺はせければ、はやく敵來ることきこえしに、爲朝謀の行はれざるを憤る。院俄に藏人になさむとせられしに、それをも拜せず。さはいへ近づく敵は拒がざるべからずとて、例の強弓、矢つぎばやに射はなつに、斃れぬものとはなし。義朝、やがて追風に火をはなつ。黒烟はむらくと、白河殿をおほふと見えしに、はや門樓にもえうつりて、せんやうなし。爲朝こそ一騎當千ともいはめ、院も落ちさせ給ひ、頼長も出奔し、その他の武士ども、散々に遁げ行けば、方お

爲朝の弓
勢

亂の終り

不倫不理
の極

よばずして、おなじくこゝを引き上げたり。義朝の兵は、風を追ふ鷹のごとくに進み、院の兵は、烟の中より、鼠の如くに遁げぬ。かくて、頼長は流矢に中り、南都におもむき、舌喰ひきりて死し、新院は、爲義とともに、如意山にかくれたまひしも、後御室に入りて、とらはれ給ふ。

戦ひ治まりて後、院の味方人どもを刑せらるゝに、清盛は叔父忠政を殺し、義朝は父爲義を斬り、またその弟九人を誅す。爲朝は、斬らるべかりしを、希代の勇士、惜しむべしとて、流刑に處せらる。この他七十餘人の武士ども、通憲の議によりて、皆誅せられ

朝臣を死刑に處せられしことは、嵯峨の御時、薬子仲成の亂以來凡三百四十七年になりしを、この御代に、かくあまた殺させたまふこと、世の亂とはいへ、悲しきことなり。いまだ鳥羽院の中陰の御ほどなるに、あさましきは、兵革の事なりけり。凡そ古より戦亂多かれども、この時の如く、父子兄弟、殺しあふあさましきことはあらざるべし。されば、源親房卿は、「名教のやぶれ、是より甚しきはなし」といひ、新井白石は、「君、君たらず、父、父たらず、子、子たらず、兄、兄たらず、弟、弟たらず、夫、夫たらず、婦、婦たらず」といふ。げにさる事なりけり。

不倫 不理

二十一 濱千鳥

崇徳上皇
讃岐に遷
ふされたま

新院しんいんのたよりて落ちさせまひし、仁和寺にんなじには覺性法親王かくしょうほうしんわう座主ざすにておはします。覺性法親王かくしょうほうしんわうは新院の御弟なり。座主やがて、この事内裏だいりに奏聞そうもんせられければ、程經ほどつねて、讃岐さきに遷うつすべきよし、仰ありて、武士ども遣つかはさる。やがて打ち圍みて、護送ごそうしまつる。本より未だ御所ごしよも出來ねば、松山まつやまといふ處に、當國あたりのくに在廳ざいどうの散位さんゐ高季たかすえが造りたる、一字の堂に著かせ給ふ。都の事のみ、こひしくおぼしめして、

はま千鳥ちづあとは都にかよへども身は松山にねをのみぞなく程ほどなく國司こくし、高島たかしまといふ處に、御所ごしよを造りて遷うつしまつる。四方の築土ついで只一口あけて、日に三度の供御くごまゐらす外は、事とひまつる人もなし。

さらぬだに、習なひ給はぬ御すまひは悲しきに、秋あきもや、更さらけゆけば、松まつを拂はらふ嵐あらしの音ね、草くさむらに鳴なく蟲むしの聲こゑも、心細こころこまく、夜よの雁かりのはるかに、海うみを過すぐるにも、故郷こきやうの音ねづれ思おもし出でで給たまひ、曉あけぼのの千鳥ちづの洲崎すづきにさわぐにも、御心ごこころくだき給たまふ種たねとぞなりぬる。あはれ、鳥とりの頭かぶ白しろくなるとも、都にかへることなからむ、磯いそのさゞれの巖いはとなるとも、再び歸かへる期きはあらしと、思おもしたくせけるにや、五部ごぶの大乗經だいじやうきやうを、御手ごてづから寫うつさせたまひけり

五部大乗
經



崇徳上皇讃岐にて經を寫し給ふ圖

上皇の御憤り

三年の日月を経て、みづから血を刺して寫させ給ひけりとぞ。さて功終りたまひて、仁和寺におくり、願くは鳥羽の安樂壽院に、をさめられむことを、請ひたまひつゝ、若しその義憚りあらば、せめて八幡山、高野山の中にだに、納めむと申しおくりたまひぬ。覺性法親王、この事上奏せられけれども、主上御ゆるしなきのみか、やがて、そのまゝおくりかへさせ給ふ。新院御覽じて、腸もさけ、氣ももえたつばかりに、怒らせたまひ、「さてくちをしきことかな、兄弟位を争ひて合戦することは、天竺震旦にもある例なるを、我この事を悔い、發心懺悔の爲にかく血書して、三年の功を費しつるに、その筆跡をだに、都の中に置かれざるとか」と、舌を噛み、したゝり出づる血をうけて、軸ごとに、願くは大魔王となりて、天下を惱亂し、この經を惡道に廻向して、怨を散せむ」とかきつけたまひて、千尋の底に沈めさせたまふ。是より後は、髪も剃りたまはず、爪もきりたまはず、御衣は柿色のすゝけたるものゝみにて、長頭巾を蒙りたまひ、御骨たち、眼輝きて、惡念に沈ませたまふぞ、いとおそろしき。さて九年ばかりおはしまして、長寛二年八月二十六日といふに、御歳四十六にて崩れさせたまふ。やがて、白峯といふところにて、烟になし奉る。されど、後白河院の此後屢々清盛に窘められたまへるも、清盛が、くるひて死せしも、この御靈の祟など、時の人は申しける。これらのことを、

上皇の末路

いみじう怖しとやおぼしけむ、大炊御門の御所の跡に、社を造りて、この魂をいつきまつりたまへり。かへすくもあさましきは、亂世のさまなり。

二十二 大内裏

保元の亂治まりて、世は一たび安きにかへりぬ。そもく白河院の御代、造寺造佛の事多く、世は奢侈に流れて、大内裏の御修繕も、御心のまゝならず。天皇は里内裏といひて、宮城外にのみおはしましたるを、少納言通憲いとあかぬ事に思ひて、みづから費を出して構造しまゐらせけり。この人は山井三位永頼五代の孫、文章博士藤原兼實の子なり。和漢梵の學に通じて、最も博識なり。一たびは、時にあはずして出家して、信西と號したりしも、内々に天下の政は、はからひ申しけり。今は何事も、心のまゝなれば、先づ京中の道路を修め、八省院内裏などの、久しくやぶれたるを建て、公事どものたえにたるを起し、延久の例に任せて、記録所を置き、理非を勘決して、聖斷に私なかりしやう執計ひしかば、人々皆靡き附きぬ。通憲、清盛の女を娶りて、子成範に合せしより、一方ならぬ縁者となり、保元の亂にも、共にはからひて、勝を奏せしかば、相並びて、時を得しに、信頼との間よからで、遂に平治の亂にその身も亡びぬるに至りしは、冤か

新内裏成る 道路を修む

第五編 藤原の咲分
不冤か、そもく、また天のゆるさぬところありしか。

二十三 たぶれ心

二條天皇

後白河天皇は、在位四年にして、位を二條天皇に譲りたまひ、院中にて政を聴き給へり。こゝに、信西及び信賴は、同じく藤原氏に出で、共に法皇の寵を蒙り、信西號令すれば、飛鳥も落ち、信賴叱咤すれば、走獸も止まるばかりのさまなり。されば初の程こそあれ、兩雄相争うて、さながら龍虎のごとくなりけるに、信賴、院に近衛大將たらむことを請ひぬ。院、この事を、信西に仰せ合せ給ひければ、かねて相陥れむとおもひけるが上に、信西は信賴が必ず謀反の相あるを察し、大に歎きて、「もしこの官を許さるゝやうの事もあらば、世は大亂とやなり侍らむ、さては、彼遂に天の爲に亡ぼされむこと、なか／＼に不便にはおぼしめさずや」と、くりかへしく諫め申す。されども、院は猶御こゝろゆくありさまにて、おはしましたければ、信西唐の安祿山が奢れる様を、繪にかきて、三卷にして進め申す。信賴、もとより狡兒なり、さらぬだに、相軋らふ中なるに、それらの事漏れ聞きて、いかばかり不平なりけむ、やがて、病と稱して、廟堂に上らず、日夜武人どもを招きて、専ら武藝を講究す。さてやう／＼、謀反のきざしあらはれたり。

信西信賴
す
とよから

二十四 馬

烟

平治の亂
源

信賴が怒の炎は、いよ／＼もえあがり。清盛と結託して、その恨を晴らさむとおもへり。さはいへ、清盛は、信西とは姻戚なり。其保元の勳功によりて、太宰大貳の官職を辱くせし上に、あまたの大國を賜はりて、心に満たざることなきがごとし。なまじひに、いひ出さば、災とならむもはかりがたし。さては、義朝こそ大かた平氏に壓せられて、處を得ぬさまにはありけれ。彼をかたらはむと、さまざまに心を通じけるに、義朝も二もなく諾しぬ。たま／＼、清盛、子重盛等と、熊野に詣でぬ。信賴は時來ぬと、更に義朝を招きて、「少納言信西こそ、奸佞至極の僻者なれ。この入道、久しくあらば、國も傾き、世も亂れむ。さるに、清盛彼と縁者になりて、源氏の人々を申し沈めむ計を、めぐらすとこそ承れ。いかで、今の中に彼奴原ども追ひ拂ひて、共に世を知らばや」といふ。義朝源氏の興亡に關はる大事と、いよ／＼勇みたちて、やがて、物具どもとりつくろふ。時に平治元年十二月、信賴、義朝、その勢五百餘騎を帥ゐて、院の御所三條殿へとおしよせつ。上皇あきれて、「何事ぞ」と詔ふに、「信西が讒によりて、信賴を失はむとせらる

三條殿の
戦

馬 烟

上皇及天皇を幽す

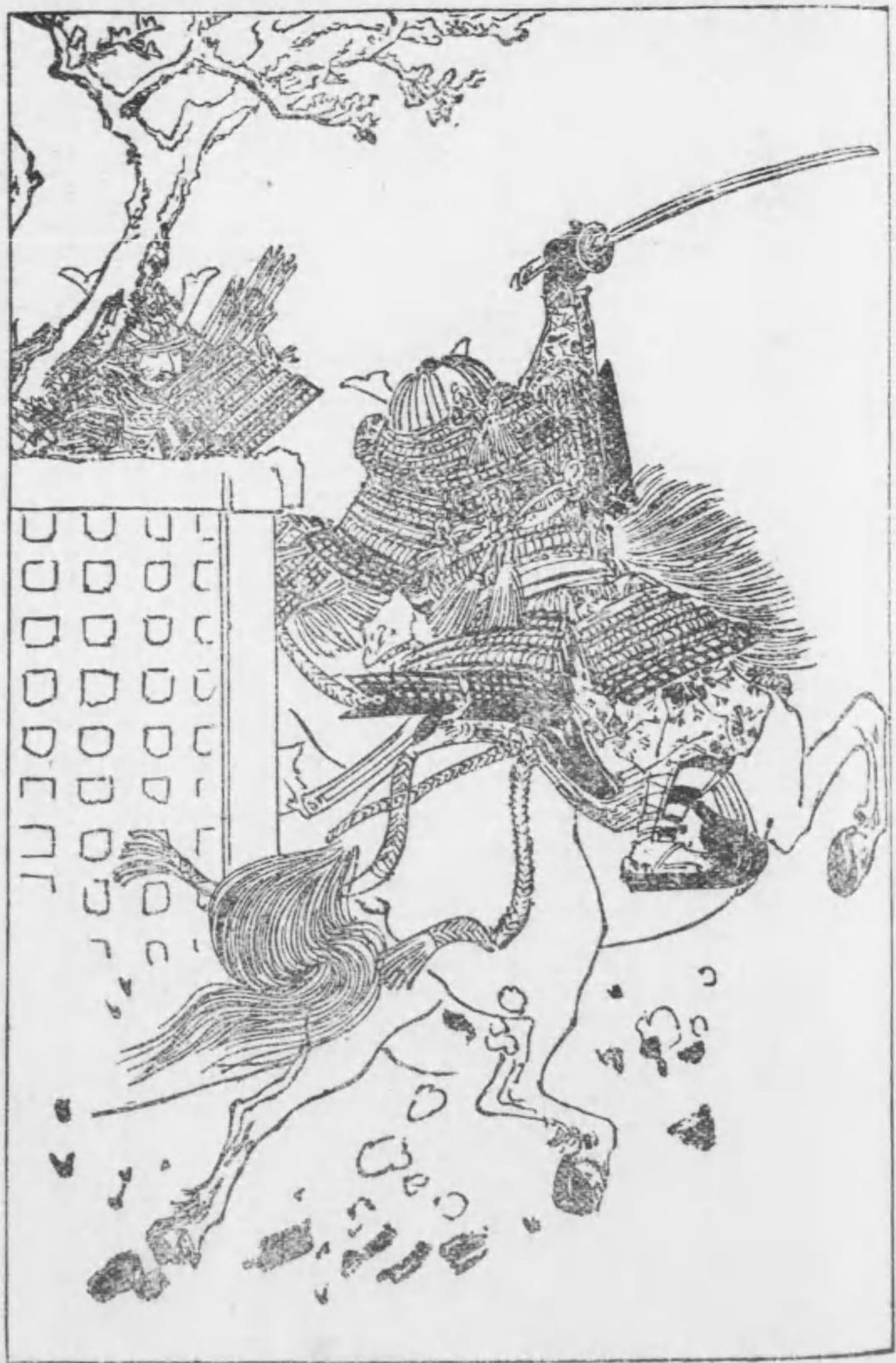
變を清盛に告ぐ

信賴失望

しが、いとくちをしきなり、ともかくも、落ちさせ給へ」とて、やがて車に乗せまつりて、一本御書所に幽閉し奉り、主上をば黒戸の御所に押し籠め奉る。さて、殿をば焼き拂ひ、また信西が邸宅をも焼撃にす。信西は、走りて南都の方へ至り、みづから穴を掘り、そこに入りて、臨終を待ちけるが、追兵に見つけられて、殺されけり。かくて、信賴は大臣大將となり、政權一手に握りて、目ばゆきまでふるまひけり。さはれ、天道いかでか逆を助くべき。六波羅よりの早馬は、紀伊へむかひて、清盛に、この事をぞ告げたりける。時に切部といふ處にありしが、重盛ともにも、いそぎ引かへして、逆臣必ず平げばやと勇みたつ。さては、主上、上皇をば、まづこゝに行幸させ給ふべしとて、密に計をめぐらして、六波羅へと誘ひ奉る。

信賴等は、天にも上る勢にて、平氏の兵のかゝる計ありとは、夢にも知らざりしに、主上は黒戸の御所におはさず、上皇もいづこにか出で行きたまひしなど、きこゆれば、初めておのれにかへりて、あわてさわぎけれども、詮なし。今は平氏の軍も押しよせむに、猶豫せば、先たれなむとて、信賴みづから大將軍となりて、勢を詮するに、相従ふもの凡二千餘騎。白旗空にふきなびかして、殿庭囂々たり。

平家の軍は、重盛を大將軍となして、相従ふもの三千餘騎。六波羅御所を出發し、赤旗



重盛義平紫宸殿前に戦ふ圖

重盛將士を勵ます

空をおほひて、内裏へと押しよせつ。
 時に十二月末つかた、北山おろしふきたちて、殿庭の雪花のごとくなるに、赤地の錦の直垂、楯匂の鎧、重藤の弓、切符の矢、黄鶉毛の馬に跨りたるは、生年廿三、いはでもしるき平家の大将、やがて、将卒を率めて、「年號は平治、土地は平安、我等は平氏、三事こゝに相應せり。敵を平げむに何事かあらむ」とて、三方より攻めよせつ。この勢に、信賴は目くらみ、鼻血たらしめて逃げ行く。折こそあれ、「其手の大将、何人ぞ名乗れ聞かん」とあらはれたるは、魚綾の直垂に、八龍の鎧を着て、鹿毛なる馬の、はやり切つたるに乗りたる十九歳の少年、これぞ義朝の一子、悪源太義平といふものなる。重盛を見てよき敵なりと、相追ひ追はれて、左近の櫻、右近の橋のもとを、七八度まで馬烟をたて、かけまはる。重盛遂に大宮表に引きあげて、再び敵陣にかけ込むに、向ふは例の勇將、相揉みもみて、又引かへす。頃しも、降りくる一村雨、風もはげしく吹立つに、赤旗白旗打みだれて、まさりおとりも見えざりしが、天道逆をたすけざるためし、源氏の軍はかつく打負け、河原をさして逃げ行きぬ。かくて信賴は遂に降りて首刎ねられ、義朝は東國へと逃げ行きしが、尾張國にて長田忠致といふものに殺されぬ。義平は捕はれて、六條河原に斬らる。亂はじまりて、僅に數日、白旗は雪の如くに消えて、世は赤

信賴の軍敗る

旗の塵かぬところもなきにいたりぬ。之を平治の亂といふ。

二十五 伏見の里

常磐雪行

義朝の一子頼朝は、六波羅へ捕はれて、けふかあすか、誅せられむといふに、上下かなしまぬものはなし。こゝに義朝の妾なりし、常磐といふものあり。子三人あり。長を今若といふ。とし八つ。次は乙若、とし六つ。季は牛若、とし二つ。今はこの三人ぞ昔を忍ぶものなる。これ捕はるゝやうのことあらば、源氏の正統盡きなんとて、夜ふかきに清水寺に詣で、祈誓をこめ、都を後に伏見里へとたどりぬ。寒き風さへあるに、ふりかさなる雪は、いよゝゝ憂ひつものこゝちして、下泣きに泣きしと、いくたびなりけむ。おのれは、たとひ凍え死ぬとも、この子、この左馬頭殿の子、いかなれば、かくまで、神佛も見すて給ふか。清盛も恨みじ、信賴もうらみじ、たゞ時のよからぬなりなどおもひ行くに、雪はいよゝゝふりかさなりぬ。
 とくに清盛、常磐が腹に、三人の男子あることを聞き知り、「いかで彼召し捕へむ」として、まづその母の都にあるを、六波羅に召しあげけり。さて娘常磐のありかを問ひ、「白状せずば、責め殺さむ」とまでいふ。風のたよりか、夢のさとしか、時に常磐、大和にあり

伏見の里

常磐母を
思ひて泣

常磐六波
羅に至る

しが、此事を知り、ひとりうち泣きて、「此まで遁れこしは、神佛の助けとおもひしは、
 まだしきなり。我が母罪なくて、責めころさるゝやうのこともあらば、我故に高恩ある
 母殺され給はゞ、たとひ、身を八つ裂にしても、不孝の罪を救ふことは能はざるべし。
 さりとて、我名乗り出でなば、此子どもたちをいかにかせむ。進退此に極まりぬれど、
 一日も猶豫せば、母はいよゝゝ水火の責めに遇ひ給はむ。母の我をおもひたまふ心のふ
 かきは、おのがこの子どもをおもふよりも、まさりおはさむを、いかでたゞにはあるべ
 き」と、遂に思ひさだめて、京へとのほりぬ。さてみづから六波羅へ訴へ出でぬ。清盛
 は、このよしきき、やがて出で見るに、常磐は子どもを懐きて、庭上に泣き沈めり。
 清盛の足おとを聞きて、あふぎ見つゝ、何事もいはず「たゞ妾をばまづ殺したまへ」と
 いふ。「母の命に代らせたまへ」といふ。「この子供を、たすけさせ給へ」といふ。母も、
 やがて此に引かれ、このさまを見やりて、「心なき娘がことかな。この生きがひなき母を
 たよりて、子どもさへ連れこし不覺さよ。かゝる娘、何かせむ。とくゝいかやうにも
 せさせ給へ」といふ。子供は何事ともしらず、たゞ泣きに泣く。鬼のごとき清盛も、い
 かでかこの歎願、この情願に、心肝も奪はれざらむ。ともかくも、上申して、計らふべ
 し」といふ。常磐時に年二十三、盛の花はちりたれど、わかばのみづえ、いとみづゝ



常磐雪行の圖